

平成24年第3回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成24年第3回伊仙町議会定例会会期日程表(案)

平成24年9月11日開会～9月21日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	11	火	本会議 委員会	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 (3) 報告第3～4号の報告 ○陳情第6号～8号の委員会付託(3件) ○議案第47号～第49号議案上程(3件提案理由まで) ○議案第50号～議案第55号議案上程(6件)(質疑～ 討論～採決まで) ○認定第1号～認定第7号(7件)：(提案理由まで) ○決算審査特別委員会設置、付託 ○付託案件(各常任委員会への陳情等付託審査)	町長提出 地域住民 町長提出
〃	12	水	本会議	○一般質問(杉並議員、美島議員、上木議員、明石議員 4名)	
〃	13	木	本会議	○一般質問(福留議員、前議員、琉議員 3名)	
〃	14	金		行政視察	
〃	15	⊕	休会		
〃	16	⊕	休会		
〃	17	⊕	休会	(敬老の日)	

9	18	火	委員会	○付託案件審議（決算審査特別委員会）	
〃	19	水	委員会	○付託案件審議（決算審査特別委員会）	
〃	20	木	休会		
〃	21	金	本会議	○議案審議（質疑～討論～採決）～（閉会）	

平成24年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成24年9月11日

平成24年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年9月11日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 （1）諸般の報告

○日程第4 （2）行政報告

○日程第5 陳情第6号 水道支線及び道路舗装についての陳情書

（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第6 陳情第7号 東伊仙地区排水処理についての陳情書

（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第7 陳情第8号 農道及びサトウキビ搬出道路の道路整備についての陳情

（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第8 報告第3号 平成23年度健全化判断比率

○日程第9 報告第4号 平成23年度資金不足比率

○日程第10 議案第47号 徳之島地域文化情報発信施設設置条例の制定（提案理由まで）

○日程第11 議案第48号 伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例（提案理由まで）

○日程第12 議案第49号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由まで）

○日程第13 議案第50号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第51号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第52号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第53号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）

○日程第17 議案第54号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）

○日程第18 議案第55号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）

- 日程第19 認定第1号 平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第20 認定第2号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第21 認定第3号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第22 認定第4号 平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第23 認定第5号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第24 認定第6号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第25 認定第7号 平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由まで）

本会議終了後

経済建設常任委員会（陳情3件）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稲隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）

（午前・午後）稲田大輝君・上木博之君・上木雄太君

元原克也君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成24年第3回伊仙町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、美島盛秀君、永田 誠君を、予備署名議員に福留達也君、前 徹志君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について、議題とします。

お諮りします。

本定例会は、本日9月11日から9月21日までの11日間をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月11日から9月21日までの11日間と決定しました。

なお、会期の日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（常 隆之君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成24年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。したがって、主な項目についてだけ報告いたします。

平成24年8月5日、大阪市帝国ホテルでの関西伊仙町連合会定期総会に全議員で出席し、伊仙町町制施行50周年に向けての協力要請を行ってまいりました。

以上で、議長の動静の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成24年8月分までの例月出納検査の結果、適正に処理されているとの報告がなされています。閲覧を希望される場合は、事務局に常備してありますのでご確認ください。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（常 隆之君）

日程第4 行政報告について。

報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。

6月議会終了から今日までの主な行政報告を行ってまいります。

お手元の資料に沿って、主な項目のみの説明といたします。

6月28日に奄美・やんばる広域圏交流推進協議会の講演及び研修が12市町村長、議長、そして沖縄北部の議長、市町村で伊江島で行われました。伊江島におかれましては、現在就学旅行を開始して8年ぐらいいなりますけれども、全国から約500校近い応募があり、島内での受け入れが180校ということであります。沖縄が修学旅行のメッカとして今あるのは伊江島が始まりだそうであります。

このようなアクセス問題等を解決して、奄美群島にも修学旅行が来れたらということでありました。

7月2日に奄美群島の在り方検討委員会と意見交換会がございました。在り方検討会というのは、次期奄振の内容につきまして、県が総合調査を行いまして、その上部機関として、在り方検討会、各種学識経験者で構成されております。

一方、奄美群島成長戦略ビジョンというものを12市町村を会員とする広域事務組合で現在策定中であります。この2つをすり合わせて最終的に奄振の内容が決定をしていきます。今まで以上に12市町村が主体性を持ってこの県と協議をしていくことになりました。この副題が在り方検討会で、つい最近、「チャレンジ！価値ある島—奄美—の創造」というふうに決定をしております。

4月から始まりましたまちづくり座談会が、阿三・鹿浦集落で最終となりました。19地区におきまして、町民のさまざまな意見を聞いて町政に反映をしていくこととなります。今回特徴的だったのは、幾つかの集落でUターンの方々の意見がかなり出たということです。これはいろんな福祉問題だけでなく、新しくUターンの方々が農業に取り組みたいと、そのための受け入れ体制等についての質問が多数出ました。

7月15日には、関東伊仙町会の85周年総会並びに懇親会に参加をいたしました。ここで50周年記念式典及び伝統文化情報発信施設のこけら落としへの参加を要望いたしております。現在のところ、関東地区からは50名か60名ぐらいの応募者がある状況でございます。

7月23日には、全国闘牛サミット in 宇和島大会がございまして、宇和島の闘牛は島の出身の闘牛が約6割近いという形で徳之島闘牛の応援風景などが宇和島のほうでも広がってきております。

来年は伊仙町大会ということで決定をいたしました。

7月29日は、町制施行50周年記念第26回伊仙町夏祭り「ほーらい祭り」が面縄港で開催されました。角川博さんをお呼びいたしまして、盛大にレーザーショー、花火大会等を含めて開催されました。

8月3日に、鹿児島県の離島行政懇談会及びその後、離島振興課主催による鹿児島県離島おこしシンポジウムがございまして、海士町長の「最後尾から最先端へ」という形の講演がございました。

またもう一人の東川さんの講演の中で、冒頭、伊仙町の阿権集落の取り組み、そして木之香集落、阿三集落の紹介がございました。今県内においても、伊仙町の村づくりが大変な評価を受けていることの証明だということになります。

8月5日は、先ほど議長から報告があったとおり、関西伊仙町連合会に参加いたしまして、全議員と参加いたしまして50周年の願いをしてきました。関空からチャーター便の現在までの状況は、150人乗りで約130人ほどが予約を決定をしておりますので、ほぼ満席になるし、またチャーター便で来れない方は定期便と、そして鹿児島空港徳之島間の旧400の臨時便はほぼ今JACのほうで検討しているところがあります。

8月8日には、「春一番」がブランド化に決定いたしまして、その祝賀会がございました。

8月18日、ほーらい館におきまして、合同金婚式、今回は多くの参加があり、非常に盛り上がった状況でございます。

9月2日には、関西の伊仙町会に再度出会いたしまして、この50周年への参加をお願いしたところがあります。

9月4日に、これには書いてございませんけれども、県の老人クラブのねんりんピックという大会がございまして、大島郡の代表として、目手久の八月踊りが披露されまして、これは最優秀賞を受賞いたしました。

9月5日には、徳之島3カ町合同防災訓練検討会が行われまして、今回の台風15号への対応に関しまして、自主防災組織の機能が不十分であったとか、消防団、そして消防組合等の連携が不十分であったということで、ただ停電、断水等によるいろんな災害等の中で非常に混乱を来しましたけれども、自主防災訓練をやることによって連携を深めていこうということになりました。

9月6日に南海日日新聞の常務が来られまして、今回の伊仙町制施行50周年記念特集を1週間にわたって南海日日新聞に掲載するというので、「熱く深く暖かく」というタイトルで提案をしていただいておりますので、伊仙町の今回の50周年に関して、各報道機関が非常に期待をしているというあらわれだと思っておりますので、50周年に向かってまた議員の方々としっかりと取り組んでいくことをお願い申し上げます、今日の行政報告といたします。

以上です。

○議長（常 隆之君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第5 陳情第6号 水道支線及び道路舗装についての陳情書

△ 日程第6 陳情第7号 東伊仙地区排水処理についての陳情書

△ 日程第7 陳情第8号 農道及びサトウキビ搬出道路の道路整備についての陳情

○議長（常 隆之君）

日程第5 陳情第6号、水道支線及び道路舗装についての陳情書、日程第6 陳情第7号、東伊仙地区排水処理についての陳情書、日程第7 陳情第8号、農道及びサトウキビ搬出道路の道路整備についての陳情の3件を一括して議題とします。

6月の定例会閉会后、これまで受理した陳情等は、陳情第6号、水道支線及び道路舗装についての陳情書、陳情第7号、東伊仙地区排水処理についての陳情書、陳情第8号、農道及びサトウキビ搬出道路の道路整備についての陳情、陳情第9号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保充実する仕組みの構築を求める意見書の採択についての4件であります。

お手元にお配りしました陳情第6号、7号、8号の3件を経済建設常任委員会に付託します。

なお、町外からの陳情につきましては、申し合わせのとおり文書配布とします。

△ 日程第8 報告第3号 平成23年度健全化判断比率

△ 日程第9 報告第4号 平成23年度資金不足比率

○議長（常 隆之君）

報告第3号、平成23年度健全化判断比率、報告第4号、平成23年度資金不足比率の2件を一括して議題とします。

説明を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第3号及び報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債比率13.8%。将来負担率138.5%となりました。

公営企業会計における資金不足比率については、簡易水道特別会計、上水道事業会計ともに資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上で、報告は終わります。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

補足説明をいたします。

報告第3号、平成23年度健全化判断比率について、監査委員の意見を付して報告するとございます。監査委員決算審査意見書の10ページにございます。お目通しをお願いいたします。平成23年度決算に基づく健全化判断比率における連結実質赤字率はマイナス10.99%、これは実質収支が黒字の場合、実質赤字比率は負の値で表示されるとなっております。赤字ではないということでございます。

また将来負担率が138.5%、早期健全化の基準では350%となっており、早期健全化基準団体以下であるが、今後の医療費等の状況及び公債費の発行状況では、早期健全化団体に近づくことも考えられるの

で、将来負担率が増加しないよう財政計画を推進していただきたいという意見を賜っております。これに基づいて、今後鋭意努力をしていきたいと思っております。

続きまして、報告第4号について、監査の意見書25ページをお願いいたします。

平成23年度資金不足比率について、ご意見のとおり、資金不足比率がないため黒字であると記載しております。

なお、経営健全化比率の基準は20%でございます。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

これから報告第3号、報告第4号の2件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号、平成23年度健全化判断比率、報告第4号、平成23年度資金不足比率の2件の報告を終わります。

△ 日程第10 議案第47号 徳之島地域文化情報発信施設設置条例の制定

△ 日程第11 議案第48号 伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する
条例

△ 日程第12 議案第49号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

これから、議案第47号、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の制定、議案第48号、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例、議案第49号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第47号から議案第49号までの提案理由の説明をいたします。

議案第47号は、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の制定でございます。

議案第48号は、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例であります。

議案第49号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例を、平成23年度決算に伴い、基金の額を改正するものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があればこれを許します。

○企画課長（牧 徳久君）

議案第47号について、補足説明を申し上げます。

本町に観光振興と地域文化の向上を図るため、徳之島地域文化情報発信施設を設置しますので、地方自治法96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、利用料金等については、別に施行規則で定めてございます。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第48号、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例を提案いたしました。

最終のページ、3枚目になるんですけども新旧対照表があります。改正前が基金の額が200万円とするものを、今回改正後に基金の額を100万円とするものであります。

この提案理由については、平成20年3月31日、100万円について国保連合会へ返還されたためであります。

この理由については、平成19年4月より導入された制度として、限度額認定というのが発生しまして、平成20年4月1日から高額療養費制度がスタート、あわせて限度額認定書により高額に関してはこの貸付に対応することなく事業が推進できるということでありまして、ただ今後いろんなものに対応できる可能性もあるということで、とりあえず100万円だけは基金条例に残しておくということであります。

20年4月1日以降、この貸付金を利用されている方はいないということで、ある程度のこれに対応する限度額認定書という制度が発足しているということに鑑みまして、決算の中で毎年200万円残っておりますけど、現実的には100万円の分しかありません。100万円を国保連合会に返した分に伴う条例改正であります。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

議案第49号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

平成23年度において、疾病及び繁殖能力の低下により7頭の廃用処分を実施いたしましたので、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例第2条の規定により、203万4,000円を減額し、基金残高を1億7,683万9,000円に改めるものです。

ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

ただいま議題となっております議案第47号、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の制定、議案第48号、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例、議案第49号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の3件の審議を中止します。

- △ 日程第13 議案第50号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）
- △ 日程第14 議案第51号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第15 議案第52号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第16 議案第53号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第17 議案第54号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第18 議案第55号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（常 隆之君）

これから、議案第50号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）から、議案第55号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第50号から議案第55号までは、平成20年度伊仙町一般会計、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計、平成24年度伊仙町介護保険特別会計、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（窪田良治君）

議案第50号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の総額53億519万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億7,774万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を54億8,293万6,000円とするものでございます。

詳細について説明をいたしますけれども、私のほうからは6ページの総括、歳入、7ページの歳出のほうでご説明をさせていただきます。あと詳細につきましては、各担当課長のほうでご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入について説明いたします。

8款地方特例交付金、補正前の額396万3,000円から330万8,000円を減額補正し、65万5,000円とするものでございます。

9款地方交付税、補正前の額28億7,564万7,000円に1億876万7,000円を増額補正し、29億8,441万4,000円とするものであります。

12款使用料及び手数料、補正前の額4,669万2,000円に徳之島地域文化情報発信施設使用料等80万円増

額補正し、4,749万2,000円とするものでございます。

13款国庫支出金5億6,369万2,000円に社会福祉負担金1,300万円を増額補正し、5億7,669万2,000円とするものであります。

14款県支出金、補正前の額4億542万5,000円に社会福祉負担金、企画費補助金、社会福祉費補助金、農業費補助金、農地補助金等1,479万1,000円を増額補正し、4億2,216万円にするものとしてあります。

15款財産収入、補正前の額790万1,000円に利子及び配当金、これは日本エアコンピューター株主の配当金でございます。427万5,000円を増額補正し、1,217万6,000円とするものであります。

16款寄附金、補正前の額10万2,000円に、指定寄附金きばらでえ伊仙応援寄附金395万円を増額補正し、405万2,000円とするものであります。

17款繰入金2億819万4,000円に、きばらでえ伊仙応援基金繰入金を100万円を増額補正をし、2億919万4,000円とするものであります。

18款繰越金、補正前の額3,000万1,000円に1,981万8,000円を増額補正をし、4,981万9,000円とするものでございます。

19款諸収入、補正前の額6,158万1,000円に、建物災害共済給付費等364万8,000円を増額補正をし、6,522万9,000円とするものでございます。

20款町債、補正前の額6億2,381万円に農林水産業債総務債1,100万円を増額補正をし、6億3,481万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出について説明をいたします。

1款議会費、補正前の額9,006万3,000円に20万円を増額補正をし、9,026万3,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額7億632万5,000円に、きばらでえ伊仙応援基金事業費、男女共同参画費、町制施行50周年記念事業負担金等246万1,000円を増額補正をし、7億8,786万円とするものであります。

3款民生費、補正前の額12億4,041万2,000円に、障害者自立支援給付費等事業費2,771万7,000円を増額補正をし、12億6,812万9,000円とするものであります。

4環衛生費、補正前の額4億7,355万7,000円に保健センター運営費等人件費833万7,000円を増額補正し、4億8,189万4,000円とするものであります。

5款農林水産業費、補正前の額3億8,959万6,000円に、農業農村活性化推進施設整備事業費等3,104万4,000円を増額補正をし、4億2,064万円と補正するものであります。

6款商工費、補正前の額2億3,593万7,000円に、徳之島地域文化情報発信施設運営費等91万円を増額補正し、2億3,684万7,000円とするものです。

7款土木費、補正前の額6億6,940万7,000円に、住宅管理等です、1,672万2,000円とする増額補正をし、6億8,612万9,000円とするものであります。

8款消防費、補正前の額2億1,967万9,000円に、防災まちづくり事業費73万5,000円を増額補正し、2億2,041万4,000円とするものであります。

9款、補正前の額3億5,732万8,000円に、学校管理費、歴史民俗資料館等1,175万4,000円を増額補正をし、3億6,908万2,000円とするものであります。

10款災害復旧費、補正前の額1,924万5,000円に、農林水産施設災害査定費、公共土木施設災害査定費7,786万1,000円を増額補正をし、9,710万6,000円とするものであります。

以上、歳入歳出の総額53億519万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億7,774万1,000円を増額し、歳入歳出の総額を54億8,293万6,000円とするものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

11ページをお開きください。

総務費の5目きばらでえ伊仙応援基金事業費、先ほど説明いたしましたけども、26節として積立金、これをきばらでえ伊仙応援基金積立金として195万計上してございます。

6目男女参画事業費13節委託料、これにつきまして、男女共同参画の基本計画の策定がまだできていませんでしたので、この策定委託料として130万円計上してございます。

以上でございます。

○企画課長（牧 徳久君）

9目企画費についてご説明を申し上げます。

11の需用費、光伝送路修繕費とございますが、これは歳入のほうでもありますが、光ファイバーの平成23年の10月21日に発生した雷災害の保険料でございまして、歳入のところにもございますが、雑入のところに建物災害共済給付金とありますが、これと一緒にございまして、光伝送路のIP告知端末機が雷で壊れたということで、これの修繕費であります。

あと19の負担金補助及び交付金でございまして、これについては町制施行50周年記念事業の予算でございまして、前回、当初予算のほうで550万円ほど計上してございましたが、記念タオル代とかもろもろのものが不足いたしましたして補正をいたしましたけども、先ほどきばらでえ伊仙にもありまして、個人の方から指定寄附金として100万円ずつのお二人の200万円、あとふるさと納税からの流用で100万円を充ててもらいます。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

14目重点分野雇用創造事業費見守り活動支援事業でありますけども、これは新規事業ということで県補助金の100%を使わせていただきました。

事業の内容といたしましては、独居の高齢者などの平常時の見守り活動や見守り活動に関する課題解決に向けて実態調査を行いつつ、体調異常の早期発見や精神の安定を図り、必要な世帯には健康診断の受診を勧めたり、情報の提供を行うということでありまして。

事業費に占める人件費の割合が80.8%とほぼ人件費に充てております。看護師賃金ですね、これは9,000円掛ける20日掛ける6カ月ということと、保健師の賃金1万円掛ける20日掛ける6カ月間ということで、それに伴う需用費ということで今回上げさせていただきました。

以上です。

○選管書記長（稲 隆仁君）

12ページの第4項選挙費についてご説明いたします。

3目県知事選挙費、7月8日の県知事選挙でございますけれども、第1節の報酬及び職員手当、旅費、16の原材料費につきましては執行残でございます。なお、事務執行の残りとして需用費に26万4,000円、増額補正をしております。

同じく第4目の海区漁業調整委員会委員選挙費につきましては、8月2日予定しておりましたけれども無投票となりました結果、準備の都合に係りました人件費及び消耗品等残しての減額補正でございます。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

3款民生費1項社会福祉費1目でありますけれども社会福祉総務費、先般、伊仙町シルバー人材センターが設立されました。それに伴う事務局としての支援体制ということであります。

人件費ということで1名の分の賃金、5,300円掛ける25日掛ける半年ということと、それに伴う保険料、スタート時に伴うビーバーとかもろもろのスタート時の備品ということとあります。この分を助成するということとあります。

中身について、シルバー人材センターのスタート地点でありますので支援するというところで、2年、3年目になりますと自主運営という方向で進めたいと思っております。

6目障害者福祉費ということで、今回補助費が2,600万ほど上げてありますけれども、これが障害者自立支援給付費の事業費の中の、今年度から、従来県のほうで行ってました療養給付費、月大体160万円ほど係ります。これが年間分、当初で上げるべきだったんですけども、その情報とその流れがいまひとつ担当のほうでも把握してなかったということで申しわけありませんでした。この部分についての自立支援給付費であります。

障害者自立支援の医療費については、これについては生活保護者の対象ということで10割負担ということで、これについて7割は返ってくるわけなんですけども、生活保護者が出てきた場合は、従来どおり補正で上げるということにしておりました。従来しておりました分について該当はなかったということで、そのたび最終専決で落としていたという現状で来ております。

以上です。

○町民生活課長（西 吉広君）

目7の福祉援護費ですけど、災害見舞金といたしまして、今回台風15号によります家屋3軒半壊が発生しておりますので10万円補正上げてあります。よろしく申し上げます。

○経済課長（樺山 誠君）

15ページ、お開きください。5款農林水産費1項農業費4目農業総務費、補正前の額6,706万5,000円に1,914万3,000円を増額補正し、8,620万8,000円とするものでございます。

主なものといたしましては、徳之島作物栽培カレンダーの印刷製本費として11節の需用費に30万円を計上してございます。

特産品製造販売施設整備事業の設計委託料といたしまして1,020万円と、用地調査費20万円の合計1,040万円を13節の委託料に計上してございます。

特産品製造販売施設整備事業の建設用地の取得費といたしまして、490万円を17節の公有財産購入費に計上いたしてございます。

6目工業振興費、補正前の額1,082万円に152万5,000円を増額補正し、1,234万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、種苗用、これは平成25年度の種苗用といたしまして、夏種の種苗といたしましてメリクロン苗の助成事業補助金75万円と、夏種の植えつけ推進事業補助金等としまして77万5,000円の合計152万5,000円を19節負担金補助及び交付金に計上してございます。

10目畜産振興費、補正前の額492万4,000円に15万円を増額補正いたしまして、507万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、徳之島地域総合営農推進本部畜産部会負担金といたしまして、19節に15万円を計上してございます。

11目生活改善センター運営費といたしまして、補正前の額86万円に12万5,000円を増額補正し、98万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、農産加工基礎研修旅費といたしまして9節事業費に12万5,000円を計上いたしました。

13目地域農業マスタープラン作成事業費、補正前の額239万4,000円に150万円を増額補正し、389万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、青年就農給付金といたしまして、今まで1名の方が対象でしたですけれども、1名追加になりまして、19節の負担金のほうに150万円を計上してございます。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

17ページをお願いいたします。9款教育費1項教育総務費2目事務局費節の7賃金でございますが、これは図書司書補の賃金でございます。内容につきましては、月2回程度各小中学校へ行って図書館の整理をする賃金でございます。

11需用費16万円でございますが、これは農高跡地に移転に伴いまして、衛生費関係の消耗品の購入でございます。

12役務費ですが、これも電話料で8万円、産業廃棄物処理手数料で9万円でございます。

9目学校管理費、備品購入費でございますが、これは糸木名小学校のCDの購入でございます。

4目学校管理費、節の11需用費、修繕費で200万円でございます。中身につきましては、これはさきの台風15号によりまして犬田布中学校の北校舎が大きな被害を受けました。北校舎2階の廊下と多目的教室が、浸水によりまして床に張ってあります集成材フローリングがめくれはがれました。

これを補修修繕する経費でございます。

次に、使用料及び賃借料で、重機借り上げ料300万円、あと16の原材料費、校庭用の土代、この2件を

ご説明いたします。

これもさきの台風で伊仙中学校と鹿浦小学校のグラウンドの表土が大雨によりまして流出をいたしました。伊仙中学校につきましては、生徒や保護者の皆さんで奉仕作業をして、トラックの部分は今何とか使用できる状況ですが、フィールド部分につきましては、大きな土の塊がありまして、今体育祭に向けて支障が出ているということでもあります。体育祭が今月の23日開催されますが、応急的な補修をして、体育祭終了後に土を入れて改修工事を行いたいと考えております。

鹿浦小学校につきましては、校庭も小さいので、体育祭まで、運動会までには早急に土を入れて改修をしていきたいと思っております。これにあわせて500万円の予算を計上しております。

備品購入費ですが、これは伊仙中学校のテニスコートの支柱の購入4万円を計上してございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○耕地課長（上木義一君）

9月補正の前に、6月定例議会において補正予算の中で明石議員からの質問がありましたので、先にこの回答からしたいと思います。

2点ありまして、1つ目が災害復旧作業を業者の重機借り上げとした場合と、あと町で重機を購入した場合の比較検討についてということですが、被災現場作業を業者の重機借り上げ費用として、また町で購入した場合ですけど、その打ち合わせを総務課長、財務補佐、建設課長、耕地課長の4名で検討した結果、今までどおりで業者のほうに重機借り上げで対応するということになりました。

理由としては、災害現場は非常に軟弱で危険な場所等が多数あり、また重機操作等も経験豊富な専従オペレーターでなければ作業が難しい現場が非常に多く、また各現場においても作業規模が異なるため必要な機種がそろえることが非常に難しいということで、これからも今現在ミニコンボと今2トン車と等購入しておりますので、建設、水道、耕地課では引き続き、軽妙な現場は作業免許従事者の、今建設、耕地、水道課に職員がいらっしゃいますので、今後ともまた維持管理費削減のためにそういう場所等については作業をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは引き続き、18ページの10款災害復旧費1目農林水産施設災害査定費、補正前の額93万2,000円、5,256万1,000円を増額補正し、5,349万3,000円とするものです。

7節貸金892万8,000円、13節委託料420万、これは測量設計費でございます。14節使用料及び賃借料、これは各種重機借り上げ料として予算計上しております。

16節原材料費も各種コーラルとあとトラフで粒調とかですね、そういうのを購入して、また対応したいと考えておりますので、ご審議の上、可決くださいますようお願いをします。

○建設課長（中熊俊也君）

建設課からは災害関係のところだけを説明させていただきます。

7款土木費、これは16ページですね、7款土木費4項住宅費1目住宅管理費、補正前の額に需用費といたしまして900万、役務費といたしまして50万、工事請負費として502万2,000円、原材料費といたしまして70万円の、合計で1,522万2,000円を増額補正いたしまして4,106万8,000円とするものでございます。

続きまして18ページをお願いします。10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害査定費、補正前の額に賃金の610万円、役務費50万円、委託料に150万円、使用料及び賃借料に1,000万円、原材料費720万円、合わせまして2,530万円を増額補正いたしまして、2,581万6,000円とするものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第51号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額12億1,543万4,000円に歳入歳出それぞれ2,417万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額12億3,960万8,000円とするものでございます。

5ページのほうをおあけください。歳入であります。4款国庫支出金1項国庫負担金3目高額医療費共同事業負担金として、既定の予算に83万6,000円を増額補正し、838万5,000円とするものであります。共同事業負担金でございます。

5款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金、国と一緒にの事業内容であります。

6款療養給付費負担金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金、既定の予算に600万7,000円を補正し、3,389万7,000円とするものでございます。現年度分556万5,000円、過年度分44万2,000円の内訳でございます。

7款前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金、既定の予算に246万5,000円を増額補正し、1億2,344万2,000円とするものでございます。

10款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金ということで、基金繰入金のほうから999万9,000円を増額補正し、1,000万とするものでございます。

11款繰越金であります。既定の予算に403万1,000円を増額補正し、403万2,000円とするものでございます。前年度の繰越金でございます。

次のページ、おあけください。2款の保健給付費から6款の介護納付金までは、財源組み替えでございます。主なものについて説明申し上げます。

11款諸支出金、既定の予算に50万増額して150万とするものでございます。保険税過誤納付金還付金の50万であります。

3目償還金、既定の予算に2,356万3,000円を増額補正し、2,356万4,000円とするものでございます。国庫負担金等の返納金によるものでございまして、3つの事業がありました。

平成23年度国民健康保険特定健康審査保健指導負担金の確定に伴う返還金として72万8,000円、平成23年度国民健康保険療養給付費と負担金等の高額確定による返還で2,277万4,045円ということです。平成23年度国民健康保険出産一時金補助金等の交付額確定による返還で6万円、合わせて2,356万2,045円ということになります。

ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第52号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額9億6,932万円に、歳入歳出それぞれ897万6,000円を増額し、歳入歳出総額の予算が9億7,829万6,000円となるものでございます。

5ページのほうをおあけください。歳入です。

4款県支出金2項県補助金1目介護予防費補助金であります。既定の予算に15万円を増額補正し、70万円とするものでございます。これは高齢者元気度アップポイント事業の補助金の追加分ということで補正を上げました。このポイント事業については、6月議会で樺山議員のほうから研修についてのことでありましたけれども、現在介護予防を主として、その介護予防を行う団体のほうで研修を行う、そしてまた福祉協議会のほうでもその研修を行って、追加の団体があればその随時追加をしてポイントを獲得させるということに進めております。まだまだ流動的でありますけれども、ほぼこの骨格になりつつあって現在スタートしております。

5款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金、既定の予算に242万8,000円を増額補正し、653万8,000円とするものであります。介護費の準備基金繰入金ということで、現在の基金が2,617万4,820円、これから242万8,000円引けば、2,374万6,820円が基金残となる予定であります。

7款繰越金1項繰越金1目繰越金ということで、平成23年度実績収支に伴う繰越金でございます。

次のページ、歳出でございます。

3款地域支援事業費1項介護予防事業費4目地域介護予防活動支援事業費、既定の予算に15万円を増額補正し、493万6,000円とするものでございます。これは地域さわやかサロンの委託料ということで、社会福祉協議会のほうへ助成したいと思います。

この理由については、今3集落ほどありますけれども、その集落のほうから希望もありまして、集落でやりたいという、さわやかサロンの申請がありました。福祉協議会のほうでも人員が少ないということで、なるべくそういったところに地域でできるところは地域でしていただいて、福祉協議会のほうでは新たな新規の開拓を目指すということで、集落数をふやしていくということにしております。

6目高齢者元気度アップ推進体制づくり事業、これは財源組み替えであります。県補助金のほうに持っていきたいと思っております。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、既定の予算に882万6,000円を増額補正し、1,294万6,000円とするものでございます。これは23節償還金利子及び割引料ということであります。

地域支援事業過年度精算償還金ということで450万3,000円組んであります。この内訳と申しまして、交付金で88万7,862円、国庫の負担金として244万2,889円、県の負担金として122万1,445円、合計の455万2,196円の償還金が生じております。確定に伴うものであります。

同じく介護給付費過年度精算償還金として407万3,000円、これが支払い基金の分が26万6,000円、国庫負担金が380万7,000円ということでございます。

介護従事者処遇改善臨時特例基金の償還金でございますけれども、この介護報酬の基金がございませ

たけれども、その中で20万使ってパンフレットを作成したわけでございますけれども、報酬の基礎になる部分を使ってないということで、その分については町負担ということの国からの指導に基づくものでございます。

続きまして、議案第53号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額1億6,537万4,000円に、歳入歳出それぞれ102万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億6,639万4,000円とするものでございます。

5ページのほうをお願いいたします。

歳入であります。5款諸収入2項保険料還付加算金、これは還付金ということで20万、既定の予算に20万増額補正し、40万円とするものでございます。

5款諸収入4項受託収入1目健康診査事業収入ということで、既定の予算に82万円を増額補正し、115万5,000円とするものでございます。これは広域連合よりの事業収入でございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

3款保険事業費1項保健保持増進事業費1目健康診査事業費ということで、既定の予算に82万円増額補正し、165万8,000円とするものでございます。これは医療連合会からの広域連合からくる際に伴う事業ということで、健康事業の健診事業の委託料ということであります。基本料の健診料については1人当たり5,400円ということで、平成20年当初200名を長寿健診の予定をしておりましたところ、最終的に297名に達したということで、その増額分に対する広域医療連合のほうからの助成金でありました。

ちなみに平成23年の実績としては102名で、長寿健診者がほぼ2倍、約3倍近くになって健康づくりの意義が強調されているようであります。

以上であります。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、議案第54号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億1,484万4,000円に、歳入歳出それぞれ248万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億1,732万6,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。

歳入、款3繰越金、補正前の額100万1,000円に補正額248万2,000円を増額し、348万3,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の11需用費については、温浴施設等のサウナヒーター2台の修繕等に係るものであります。

2款健康増進事業費1項健康増進事業費1目健康増進事業費の9旅費については、資格取得及び講習のためのものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、議案第55号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億4,974万7,000円に、歳入歳出それぞれ258万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億5,238万6,000円とするものであります。

それでは5ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。3款繰入金1項繰入金1目繰入金、補正前の額6,103万9,000円に55万8,000円を増額補正し、6,159万7,000円とするものであります。これは一般会計から、衛生費からの繰入金でございます。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正前の額1,000円に、23年度の収支額203万1,000円を増額補正し、203万2,000円とするものであります。

6ページ、最後のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。1款水道事業費2項原水浄水費1目原水浄水費、補正前の額2,753万8,000円に258万9,000円を増額補正し、3,012万7,000円とするものであります。これは11節の需用費修繕費、これは八重竿浄水場におけるマクロ化機の交換、マクロ化の交換でございます。それと12節役務の水質検査費、水質検査を一層強化するための増額でございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議の上採決くださいますようお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから、議案第50号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（美島盛秀君）

平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

全体をまとめて質疑をいたしますけれども、交付金が4月、6月、9月、11月、四半期にわたって交付されるわけでありましてけれども、国政の状況で9月の交付金が延期されるというような報道がされておりますけれども、この9月の補正の財源不足などはないかどうか、その財源をどうするのかについて伺います。

○総務課長補佐（田島輝久君）

国の財源不足で交付税が9月分が例年9月の4日、入金予定ですが、全額9月の10日に入金されました。県のほうは3分の1で月割りということになってます。

○13番（美島盛秀君）

それでは、今回の台風15号で大きな被害を受けているわけでありましてけれども、その災害費用等支障はないということですのでよろしいですね。これで終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○3番（前 徹志君）

11ページの企画費の町制施行50周年記念事業負担金300万円ですけど、記念タオル代とか説明をいただいたんですが、これは全町民にこの記念タオルを配布するんですか。

○企画課長（牧 徳久君）

以前の運営委員会のほうで運営委員のお一人から全町民に記念タオルを配布してはどうかというご意見がございましたが、予算的に相当費用が係るということで、今回提示してございますのは、参加者だけのみという限定をいたしました。

○3番（前 徹志君）

参加者だけということですけど、これは何枚ぐらいの予定ですか。

○企画課長（牧 徳久君）

大体祝賀会と記念行事あわせて1,000名ぐらいを予定しております。

○3番（前 徹志君）

やはり50周年の折り目の記念式典ですので、全町民とは言いませんけど、伊仙町に在住してる人は、やっぱり50年間何らかの形で町に貢献していると思いますので、結局部落内であの青い羽根、赤い羽根、ああいうのを集めるだけじゃなくて、こういう記念式典の、折り目の式典ですので、1,000枚記念タオルをつくるのであれば、全町民とは言いませんけど、全戸数に1枚ずつでも配布ができればいいんじゃないかと思いますが、町長の考えをお聞きしたいんです。

○町長（大久保明君）

前議員の話すとおり、全戸という形にすることが理想だと思います。タオルでしますと、約200万円係るということですので、あといわゆる今後検討して、いろいろ杯とか残るやつがいいんじゃないかという意見などもありますので、予算をしっかりと、予算内でできるかどうかわかりませんが、タオルはずっと残るわけでありませんので、その辺も含めて、今度再検討していけたらと、今企画課長と話したところでございます。

○3番（前 徹志君）

やはり町長がおっしゃるように、タオルは後々残りませんので、もっと杯とか湯呑とかそのほうがいいんじゃないかと思いますが、けど、結局タオルより値段が張ると思いますので、財政面とかいろいろありますので、できるのであれば、安いもので全世帯に行き届くようお願いをしておきます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○5番（明石秀雄君）

12ページをお願いいたします。

先ほどの目の9です、企画費の。町制施行50周年記念事業関係の300万円の内訳で、個人給付のところ

で200万、町外100万と200万、ご説明があったと思いますが、個人給付、これは指定、これはタオルを買うような指定があったのか、ただ単に指定といってもいろいろあるんですが、町制施行に使えといったのか、どちらが正しいですかね。

○企画課長（牧 徳久君）

これについては、指定寄附金は50周年記念事業の全体に係る指定でございまして、一タオルとかそういうのじゃなくて、50周年記念事業全体に対しての寄附金であります。

○5番（明石秀雄君）

寄附歳納願がございまして。あれば写しをいただきたいんですが。

○総務課長補佐（田島輝久君）

1件はとくのしまガス協業組合からの100万円で、これについては寄附歳納願は一応とっておりません。（発言する者あり）出てないです。

もう1件の場合は、もう1件はふるさと納税きばらで伊仙のほうで入っておりますので、これは申込書がございまして。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

あるものの寄附歳納願あるわけね。出てるわけね、1件に対してかね、100万。それは寄附歳納願があればその写しをちょっと。

だから、そういう場合には、寄附歳納願をとらなきゃいけないし、今200万と100万が問題になるんだけど、100万は町費から出ているわけね。結果的に寄附はもらうんだけど、後に財政負担が出てくるわけ。指定寄附の場合は、財政負担がかかればどうするかというの決裁をもらってちゃんとしておかないと、どこからでも出せばいいものではない。そうすると、寄附した人はそれを全部私が寄附したんだよという勘違いもしたりすることもある。100万もらったけれども、300万使えば町政負担が200万でるわけだ。その場合は、もし200万がなかったらできないわけよ。その人の意志に基づく結局取り扱いというものは。だったら、最初に寄附歳納の資料を私は請求してあったんですが、あれを見ても何件ぐらいかいことしか書いてなくて、本当は寄附歳納の指定寄附についてだけは寄附歳納をいただいて、これは何に使います、そして使った後はみなさんからいただいた金はどういうふうに使いましたという報告せないかん。あとに続く財政負担がもし出る場合もある、そういうことは議会の議決も出さなければいけない、予算だから。

○総務課長補佐（田島輝久君）

ふるさと納税制度に関する寄附金に関しては、ホームページ等で結果、これは資料にかいして、明石議員のほうにも差し上げてございまして、ホームページ等で公表もさせております。（発言する者あり）使用目的、今までは使用してなかったんで、24年度にこの2番目のほうに一応目的をお示しさせていただいておりますけど。

一応ふるさと納税に関しては、寄附歳納じゃなくて、申込書ということとさせていただきます。

○5番（明石秀雄君）

指定寄附の場合は、やっぱこういうふうに使ってくださいと言うわけで、その人との結局契約になってしまうわけね。だから、ちゃんと契約書を交わすなり、また寄附歳納のところには条件をとるか、何をしなさいとか、伊仙町はそういうのがないの。伊仙町の条例、規則には。だから、寄附歳納のあれが出てないでしょう。様式に今書いてない、もらっていないって言ったでしょう。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今回の寄附金には、LPGガスの100万と、きばらでえ伊仙応援寄附金の申し込みの100万、LPGに関しては、もちろん先ほど私の手落ちでございますが、寄附歳納願はいただいております。

もう1件100万に関しては、きばらでえ伊仙応援寄附金ということで申込書、これは町の条例のほうにもございますが、これについて申込書をいただいております、指定寄附金として。で、これに関してはホームページ等で今までの寄附金、いただいた累積金と、あと今年度の使用目的等を公表させていただいております。

あと100万に関しては、町の一般財源でございませんですけど、この指定寄附金、きばらでえ伊仙のその他、目的のその他から100万円、また繰り入れさせていただいております。一応今のところは町の一般財源ということじゃなくて特定財源で300万円補っておるところでございます。

○5番（明石秀雄君）

この寄附の問題は、あとのところに出てくるんですが、ぜひ申し上げたいのは、指定寄附の場合は、必ず寄附歳納願をとって、それに条件があれば、その条件が後々に町の財政負担などにならないか、そしたらそのもらったお金は他に問題があるものじゃないか。そういったものを確認をしていただかないと、あとになって問題が生ずることがあるから言ってるんですよ。

だから、この条例の中にももっと細かく、もう少し具体的に私はずっと思っていたら、この際だから、他のところはふるさと納税のものも様式はある、でも伊仙の場合はそういうことしてないから言ってるんですが、ぜひこの際だから、こういったもの他のところも参考にしながら寄附をしていただくその人たちが、本当にその人が何をしてほしいのか、最大限その人たちの意志を汲み取っていただきたい、こう思っているわけです。

今回もう既に予算も出てきましたので、もうこれ以上言いませんけれども、できたら他のところも参考にしながら、ひとつ条例等の整備もあわせてやっていただきたいと思います。

それから15ページの上段、上の農林水産業費のところ、委託料の1,020万、用地調査委託料の、財産購入に、これはどこに財産購入、何をかうのか。これは用地調査の委託料ではないかと。

何の委託料なのかお尋ねいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

ご質問にお答えいたします。

現在、平成25年度に建設を進めております伊仙町特産品製造販売プロジェクト事業という形で、今平成25年度に向けて準備を進めておるところでございますけれども、中身といたしましては、サトウキビか

らジュースをつくったりだとか、あるいは砂糖、黒糖をつくったりだとか、あるいはお菓子をつくったりだとかというものの販売をしていくような状況の施設をつくっていきたいということで、今場所的には伊仙中部の海岸沿いの場所を今検討しております。

それと、この広さが、現在の広さが約1町歩ぐらいの広さがありますけども、これのうちの駐車場と建物をつくる場所、4,900m²ぐらいを購入するための、まずは用地の測量に関する委託費でございます。これが20万円を計上してございます。

あと設計委託料といたしまして、25年度の製糖の時期から製糖開始するわけですので、国県と相談しながら早目の内示をいただけるように、平成24年度で建物の設計に関しまして設計をしておくということでございます。25年度の6月、7月あたりには工事の発注をしていく前の準備ということで設計もあわせて24年度の中でやっていくということでございます。

以上でございます。

○5番（明石秀雄君）

その同じく15ページの下第5款の農地費の工事請負費ですが、これは何の工事ですか。

○耕地課長（上木義一君）

明石議員の質問にお答えします。

3の農業農村活性化推進施設整備事業、旧来の県単農道の舗装事業でして、場所的には目手久地区、工種としてはアスファルト舗装です。延長といたしましては380mです。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

これには設計委託料などは必要ない。

○耕地課長（上木義一君）

これは職員のほうで対応したいと考えております。

○5番（明石秀雄君）

次は、16の土木費、ここはね、住宅管理です。11の需用費が900万、工事請負費が502万2,000円、原材料費が70万ですが、これに関しては設計の委託がまず見えないこと、修繕費が工事請負費よりも多いが、これはどういうことなのか。修繕費と原材料費がごっちゃになっていないか。修繕をする場合には例えば人夫賃とかが必要になるんですが、そういうものがなくて補修材料費と修繕費ということは何かすべてがそこにごっちゃになっていないか。

○建設課長（中熊俊也君）

これは台風災害の町営住宅がトタンが飛ばされたり、あちこち破損したりしている部分の修繕費であります。賃金といたしましては、今現在残っている部分で対応していきたいと思っております。

あとこの工事請負費ですけども、これは災害ではなくて、これは以前向里団地の浄化槽が壊れたということで見積もり、設備屋から見積もりをとったんですが、勾配とかが違ってまして、流れもちょっと悪くて抜本的にもとからかえないといけないということでもう1回設計屋入れましたら500万ぐらい足

りないということで。前の委託料で設計は終わってます。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

前のもう足りているとか、向里とはどういう工事をしているの。新しく作ってる。

○建設課長（中熊俊也君）

今使っておるのがひびが入って漏れている状態で、完全に浄化ができないような水が出ている状態で、早急に交換できればいいんですけども、大幅な工事をしないとだめだということで追加になったわけがあります。

○5番（明石秀雄君）

設計屋を入れた、途中から設計屋が設計をしたり、設計屋が入ったら、その人たちはお金もらわないでただでやってくれるの。設計委託は前でやったの。全部。全部の設計はしてあるわけ。

そのときでその設計屋はその勾配とかいうのをわからなかったわけね。

○建設課長（中熊俊也君）

まず設備屋に、要するに前後したんですけども、設備屋に見積もりからもらいまして、その金額を計上したわけでありまして。そして、またちょうどいろいろな関係で他の設計関係で前設計した人に見てもらいましたら、勾配なんかもこれやり直さないといけないということで、前の委託料で、前のというか見積もりをもらって以後の委託料ですね、設計していただきましたら、やっぱ500万ほど足りないということで追加をしているわけでありまして。

○5番（明石秀雄君）

あのね、工事をする場合にはね、やっぱりしっかりしたところから設計をしてもらって、見積りをとるならとってもいいですが、後から追加なんかするとこういうことになるわけよ。その人は、それでできると言ったんだからそれをさせる、もう。設計変更するなら設計変更、正式に。そういうことをしないということになるから、もういいんだけどね。ぜひ修繕費とこの原材料費だけはごっちゃにしないように執行してください。ここを要望しておきます。

あと1回あるから休憩なくていい。

○議長（常 隆之君）

明石議員の質疑が終わるまで続投します。

○5番（明石秀雄君）

もう一つ土木行きます。17ページ、18ページ。ここでも、ここは人夫賃が出て、町道補修材料費として、設計委託料、ちゃんと出てるんですよね。こういうふうな形でさきのところもやっておけば、事は充分足りたんですけども、ここはもう町道補修と書いてあるんですが、これほど何を何カ所やるのか。

○建設課長（中熊俊也君）

資料として提出してありますが、河川と道路あわせまして45カ所の災害、現在で45カ所あります。

そのうちに河川が3カ所ありますんで42カ所を、大小ありますけども修理していきたいと思っている

ところであります。

○5番（明石秀雄君）

ぜひ先ほどお願いをしてある補修材料費と修繕費と特に注意をして執行してください。

以上、これで終わります。

○議長（常 隆之君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時06分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

11ページの9の企画費、町制施行50周年記念負担金ですが、当初で550万円計画されている。

追加で300万円。全く計画性がない。計画性がないために何人も議員が同じ質問をする。財政計画等しっかりした対応をお願いしたいと思います。

それと、現在、各地区の郷友会の参加者はどれぐらいになるか。

もう1点、きばらでえ伊仙応援基金条例を見ると、第1条に寄附者への報告ということがあるんですが、これはなさっているのかいないのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

今関西、関東、鹿児島とか郷友会の皆さんが式典に参加するため一生懸命になって取り組んでいるわけですが、これについて町長がかねてより要望しておりましたチャーター便、これが関空から26日発で29日に大阪帰りという形で実現したわけですが、このチャーター便についても非常に大阪でもご説明申しましたが、料金が高いということでありまして、これがさらに5,000円安くなりまして、昨日の段階で148名飛行機満杯乗れるんですが、これが百三十何名、もうあと十名足らずで満席という形になっております。

それで、このチャーター便に乗る分については、名簿と名前、住所、こういったのを全部把握しておりますが、あと個人個人でいらっしゃる方、他の便を利用する方、これについても今後詰めていかなければならないのではないかと思っております。今後、さらに鹿児島やら関東、埼玉の方とかいらっしゃる方がおりますので、さらに連携を密にして進めてまいりたいと考えております。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの杉並議員の質問にお答えいたします。

きばらでえ伊仙応援基金、これについての寄附者への報告をされているかということでございますけ

ども、一応現段階では23年度までにおいて積み立てをしている段階で、まだ使用の方法とそこについては全然してございません。

その現況というのが、伊仙町ふるさと納税制度に関する寄附金の現況という形でホームページ等に今記載をされて、報告、一応公表されている状況でございます。

23年度まで使用については、24年度の決算のほうから一応報告という形になりますので、よろしくお願ひします。

○10番（杉並廣規君）

この条例を見ますと、寄附者への報告ということですので、ぜひそれぞれの寄附されてこられた方々にはお礼の手紙一本ぐらいぜひ欲しいものだと思いますので、ぜひそういうところをお間違いがないように対応していただきたいと思います。

11ページの一番下、新規事業ですが、重点分野雇用創造事業、見守り活動支援事業ということで、需用費の中に修繕費が24万円計画されているみたいですが、この内容についてご説明を求めます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

重点分野ということで上げたわけですけども、今ご指摘のとおり、これは燃料費の間違いでチェック漏れであったみたいです。これは燃料費であります。燃料費の4万掛け六月の24万ということでありませう。大変失礼いたしました。

○10番（杉並廣規君）

こういう間違いがないようにぜひ対応していただきたいと、計画性ある運営をしていただきたいと思ひます。

13ページの6の障害者福祉費ですけども、これの20の扶助費、当初で障害者自立支援給付事業費9,518万6,000円計画されておりましたけれども、今回、これが漏れてということで2,000万円も計上されておりますけれども、ぜひこういうことがないように、当初で計画をし、きちっと財政運営をしていただきたいと思ひます。

次に、15ページの農業総務費の中で、るる先ほどから委託費と公有財産等の公表について説明があるわけですが、この設計の補助等はないのか、もう少しまた私たちにも、まだ設計できてなければ、イメージ図というんですか、簡単なやつでこういう計画をしてこれぐらいかかりますという説明等があれば、また私たちはこうして聞く必要ないんですが、そういうのはないのか。あったら配布していただきたいと思ひますが、どうか。

○経済課長（樺山 誠君）

お答えいたします。

設計費の補助はないのかということでございますけども、設計費に関しましては、平成25年度に実施を、設計実施をすれば補助金があるということでございますけども、いかんせん単年度で奄美の非公共事業を単年度で実施をしなきゃいけない事業でございまして、多年度実施をして事業の着工まで、事業っていうか、その完成後の運営まで、サトウキビの時期に運営をしていかなきゃいけないもんですから、

運営までは設計は前年度でやっておかなきゃいけないという必要性から設計費を計上してございます。

あと、図面等完成予想図、その辺がないかということでございますけども、今の状況でイメージ的な平面図的なものがある状況でございます。もし多分この平面図も少し今詳細詰めておりますんで、変わる可能性がありますんで、この事業計画等をしっかりできた時点でしっかり示していきたいと思っておりますんで、よろしく願いいたします。

○10番（杉並廣規君）

ぜひしっかりできた段階じゃなくて、このように予算が出てきているわけですから簡単なのでいいわけですよ。私たちにもこういうふうな計画でこうやっていきますというあれがあれば、皆さんがそれぞれ質問する必要ないわけですから、そういうところも慎重に対応していただきたい。

15ページの款5の3の農業農村活性化推進施設整備事業に工事費が873万円計上されているわけですが、これは農道だと思うんですけども、目手久で380m、アスファルトということなんですけれども。先般、たしか具伊佳彦さん宅から下のほうに私たち陳情があって採択した、あれは町道だと思うんですが、この採択したもの、議会が採択しただけであって、執行部がどう考えてどう対応しているのか、そういうところもぜひ考えていただいて、たとえ100mでもいいですが、そのような事業を進めていってほしいと思うんですが、そのような考えはあるのかないかお尋ねをいたします。

○議長（常 隆之君）

10番、杉並議員、建設課長なのか町長なのか。

○10番（杉並廣規君）

町長お願いします。

○町長（大久保明君）

先般、採択された場所につきましては、以前から要望がございました。民家が多数ありますので、100mということで、これ計画に入っていると思いますので。あとちょっと課長のほうにかかりますので。

○建設課長（中熊俊也君）

具体的にまだ決まってないんですけども、前向きな考え方で財務と話しながら進めていこうということで、財務とやりとり等もしているところであります。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ私たち議会のほうでも採択しているわけですから、ぜひ執行部もそのところは踏まえて、ぜひ今後対応していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○4番（佐藤隆志君）

16ページに農林水産業費にカラス駆除委託料が115万円組まれてますけど、現在3カ所ですかね、伊仙町内にかごの設置ある、これの管理料かと思っておりますけど、これを3カ所つけて幾らぐらい捕獲されたか、

捕獲状況なんかはわかりますか、お願いします。

○経済課長（樺山 誠君）

すいません、捕獲について詳細な数字を今手元に持ってませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○4番（佐藤隆志君）

管理料ですかね。その3カ所の。

○経済課長（樺山 誠君）

捕獲、カラスの捕獲かごを3カ所設置してございまして、まず平成23年度の時点でまず当初2カ所設置して、追加で1カ所設置しました。その中で、追加で設置していた部分の15万円の管理費でございます。

○4番（佐藤隆志君）

犬田布にも設置してありますけど、ものすごく大きいんですよ、あれ12畳ぐらいあるんじゃないですかね。で、大きいなのを3カ所設置じゃなくて、住民からの要望なんですけど、もっと3分の1ぐらいにして量を、数をふやして各集落1カ所ぐらいずつでも配置できるようにしたらいいと思います。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

今この大きい捕獲おりに関しましては、カラスが入るということで、そういう結果が出ているものを導入したんですけれども、これからは補助金関係について、小さいものが導入できるか、その辺を研究しながら、進められるところはまた進めてまいりたいと思います。

あとそれと並行して、管理関係が非常に大変な作業でございまして、これも整備をしなければ、設置をするだけだと意味がないと思いますので、その辺も研究しながら進めてまいりたいと思います。

○4番（佐藤隆志君）

かごに入ったカラスは最終的にはどう処分されているんですかね。

○経済課長（樺山 誠君）

最終的には、捕獲をいたしまして、袋に入れて、その後カラスが死んだ後に焼却処分という形でございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○2番（福留達也君）

17ページお願いします。

9の教育費、修繕費の200万ですね。先ほど犬田布中学校の2階の校舎の修繕費と伺いましたけれども、これは台風によって何か窓が割れて雨が打ち込んだとか、それとも何と何と言うのかな、雨漏りがしたとか、これはどういった原因なんですか。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

お答えいたします。

犬田布中学校の新校舎なんですが、2階の渡り廊下と南校舎の入り口ですね、バリアフリーの設計になっておりまして、2階の南校舎の入り口に排水溝は設置されているんですが、その排水溝が深さが足りないものですから、雨が多量に降ったものから、そこからあふれて教室、廊下のほうに浸水したという状況です。

今後の対策として、渡り廊下の真ん中あたりにまたちょっと深い排水溝を設置する考えをしております。

○2番（福留達也君）

じゃあ、今度の修繕費込み100万円できちんと今後はどんな雨が降っても対応できるということによろしいわけですね。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

今後はそのような改修工事をしていきたいと考えております。

○2番（福留達也君）

18ページをお願いします。10の災害復旧費ですね。先ほど耕地課長のほうから答弁があったんですけども、この重機借り上げ料、毎回補正のたびにこうして出てきて不思議に思うんですけども、先ほど耕地課長がいろんところで検討した結果、役場で持ったりとか、人夫さんを役場で臨時で持つ、そういったよりも今までどおりにしたほうが割安になると。その検討したその資料というのは、今後、今度一度出していただきたいと思えますけど、それよろしいですか。

○耕地課長（上木義一君）

福留議員の質問にお答えします。

資料としては、今先ほど明石議員のほうに回答しました。あの文書でしかないんですけど。

あと重機等の見積もり等はとっております。

○2番（福留達也君）

今回もここで10の中でも1,000万と1,965万、その前のページにも300万、すさまじい額だと思うんですよ。これ伊仙町、結構そういったふうにリース会社から利用しているんだったら、もうちょっと割安での交渉というのかな、そういったことも行っているんですか。

○耕地課長（上木義一君）

質問にお答えします。

今、福留議員のほうから非常に重機借り上げ等が多いということで、リース会社とのそういう交渉はないかということですけど、今現在はそういう交渉等はないんですけど、そういうのも福留議員がおっしゃるとおり交渉の余地はあるんじゃないかと思えますので、そういうリース会社等ともそういう交渉をしてみたいと考えております。

○2番（福留達也君）

ぜひそうやっていただきたいと思うんですけども。例えば、僕ら個人がこういったリース会社から

借りたときにですよ、借りるだけじゃなくて、その運搬賃ですね、あれだけでも結構な額がしてたりするんですね。だからリースでユンボなり何なり買って役場が持つとくというのは、それほど効率的ではないんであったら、例えばそういったのにトラックでの運搬賃とか含まれるようだったら、そのトラックを持つとか、そういった考えもいろんなふうに検討できないものかと思ったりしますね。

例えば1kmどっかに移動させる、それだけでも数万かかるとか、そういったものですよ。そういったことの検討というのもやっていただきたいと思います。

以上です。

○耕地課長（上木義一君）

検討してみたいと思います。

○議長（常 隆之君）

質疑ありませんか。

○7番（永岡良一君）

13ページの民生のなんですけど、シルバー人材センターの運営補助金の130万組まれてますけれども、7月の27日ですけど設立総会が持たれているということで、これ今現在会員は何名ぐらいいますかね。

○保健福祉課長（松田一郎君）

シルバー人材センターの会員はということなんですけども、データをちょっとお知らせします。

アンケートをとった段階で300名ぐらいのうちの160名がシルバー人材センターに登録して頑張ってみようという意向がありました。その後、設立した後に会員登録されている方は30名ぐらいということで、資料的には2週間前の数字なんですけど、それからふえている可能性はあります。ただ目標とする数字は100名ということであります。2週間前から一応30名でふえている可能性はあります。また確認され次第、また後で連絡申し上げます。

○7番（永岡良一君）

現在、これは事務所等はどちらで事務所は置いてるんですか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今事務所については、NPO法人いせん1・1会の理事長であります堀江さん宅が一応事務所と聞いております。

○7番（永岡良一君）

シルバー人材の方々ですね、いろんな面でやってこられている方々多いと思いますので、こういうものを会員の方をふやして、やはり何て言うのかな、すごくこの農業にしても何にしても人材・人手不足ですので、やはりこういうふうにして町のほうから補助金等も出してやられるわけですから、やはり町のほうでもちゃんと把握して、ちゃんとした運営ができるようお願いしたいと思いますけども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

おっしゃるとおりであります。設立した団体の前で町への申請も多額に上がったんですけども、そこ

を行政的に指導を入れまして、適正なほうで、この金額だったら町も助成しますので歩み寄って中身を精査するということ行政のほうからも適宜指導しております。

あと会員がふえてきて事業費が上がっていけば、その中から運営に回すということで、極力自主運営ということで方向性を示すようには伝えてあります。

以上です。

○7番（永岡良一君）

こういうものは自主的にやって自主運営をできるように、当初、最初ですからこれくらい組んでいると思うんですけども、できるだけ自分自分でできるようにしていただきたいと思います。

それと17ページ教育費、先ほど福留議員のほうからも質問があったんですけども、この修繕費の200万に関しましては、台風災害ですけども、つい最近でき上がったばかりの校舎ですよ、新校舎で保険の対象とかそういうものにはならないんでしょうか。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

お答えいたします。

その災害の件に関しましては、総務課の財産管理のほうで災害の保険の申請を現在手続中でございます。

以上です。

○7番（永岡良一君）

この保険で賄えるという可能性もあるわけですよ。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

恐らくその保険が適用されて、大丈夫かと思えます。

○7番（永岡良一君）

そういうものを保険等をかけておられるわけですから使ってやっていただきたい。

それとこれは台風災害、今までこういう大きな雨が少なかったからかもわからんですけど、それなりの設計というのですか、ほとんどこういうふうな状況、想定外というんですかね、そういう状況だったんですかね。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

犬田布中学校のこの校舎は、県の学校施設課のほうからも3名視察に来ました。設計上とかの問題じゃなくて、いわゆるバリアフリーを設計してある関係上、渡り廊下と南校舎の廊下が大体同じ高さなんですよね。要するにその雨水の排水が悪いと。ただその排水の取り付けが悪いものですから南校舎に水が浸水したという状況ですので、今後はそれを改修しなさいというようなお話でした。

以上です。

○7番（永岡良一君）

設計ミスというんじゃないんですけど、そういう感じもあったわけですね。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

設計ミスというより想定外の雨が降ったということで、教室入口の排水溝に水が受け入れられなかったということで、もう1カ所排水溝を設置したら今後は大丈夫かなという意見でした。

○7番（永岡良一君）

子供たちが毎日、今新学期が始まっていますので、早急に直して、また快適な場所で授業ができるように子供たちの何ていうのかな、教育等に支障がないようにお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○12番（上木 勲君）

12番、上木であります。まず11ページの1款1項10節の交際費ということで議会も町長のあれもとっているんですけども、これは当初に計上して、それからこの間の補正、今回の補正とずっと各補正ごとに出てくるから聞くわけですけども、もういわゆる交際費は使い切っていないから、補正しなければ対応できないと、こういうことをございますか。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在、当初町長交際費、議長交際費、一応当初予算で組んでございます。今回、これと50周年記念という形で、いろんな面で町長の出張も多いわけです。そういった形で現在の予算上、不足をしているという形で今回補正を組ませていただきました。

以上です。

○12番（上木 勲君）

まあ町制50周年の件でもいろいろ記念事業ということで、各種負担金も組んでいろいろしているわけですけど、これは主には交際費というのは——交際費というんですか、主にはどういうふうな大体内容のあれでございますか。（発言する者あり）そうですか。まあ中身というかね、それはいろいろあるでしょう。それは中身。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの交際費の中身という形でございまして、なかなか中身についてどういったものというのが出せないというか、町長が必要とする費用として出している状況でありますので、よろしくお願ひします。

○12番（上木 勲君）

とにかく前の芳倉町長時代、私も個人的にも親しくしておって、まあ家の前の釘を拾って、こういう曲がった釘を拾って、「勲、これ曲げたらまた使える」といったことで事務所に入って、1円に笑う者は1円に泣くのだといったようなことでいろいろ指摘もでたんですけど。そういうことで町の財政再建ですね、そういう件から細かくいろいろ対応していく必要があるんじゃないかということをやちょっと質問したわけでございます。

それでは、次にこの次の質問に移ります。13ページの3款1項の目、これは19節のあたりに——19節でないわ、これは。これじゃないな、これ取り消します。失礼いたしました。

15ページでございます。15ページの5款1項、目、いわゆる13節あたりのこの何て言うんですか、これ先ほどもいろいろ関連質問あったんですけど、設計委託料とか、この事業について何か事業計画書、あるいは事業計画書等に基づくいろんな検討会とか、何かそういうのはなされた書類とかそういうのはあるんでございますか。

○経済課長（樺山 誠君）

6月議会でしたかね——の中にこの計画書の作成という形で予算を100万計上してございまして、これに関して今発注をしている状況で、今その計画書の作成の途中でございます。今大体8割方できているんですけども、今これに、あとこの施設の設計図だとかその辺が引っつけば、この計画書が完成いたします。そのためにこの施設で、何をつくってどういうふうにとどこに販売していこうとか、そういう計画書が今8割方できている計画書があるんですけど、この途中ですので、まだまだ皆さんのほうに提示できるものじゃございませんけども、こういうものをつくって今やっている途中でございます。

○12番（上木 勲君）

やっぱりこの、これから考えられる規模、これはもう設計委託料、これは一千何ぼとかこれは前の調査費も入ってるわけですけど、それから先ほどの説明の土地の購入とかいうのからしますと大分大きな事業のようですけども、今総額どれぐらいな規模のあれを予定は考えておるわけですか。

○経済課長（樺山 誠君）

国土交通省と今ヒヤリングを行ったところなんですけども、この中では約2億2,000万ほどの総事業費ということで事業ヒヤリングを行っております。その中で国土交通省からの25年度に今現在、金額的に予算が措置されているのが、9,500万ぐらいを国土交通省として今決まっているところでございます。

○12番（上木 勲君）

とにかく伊仙町経済の活性化のために貢献する、本当に事業が継続してきちっとできるような、町の経済発展に資するような、そういう施設になるように、ぜひまたこれからいわゆる詳しい事業検討というか、あれを加えて進んでいただきたいと希望いたしまして、そして、その計画書等についても私たち議会にも、その計画を策定する中でもいろいろ資料なんか出して一緒に検討していけたら私はいいんじゃないかと思えます。

以上をもちまして終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○11番（琉 理人君）

1点だけお伺いをいたしたいと思えます。

防災関係でございますが、17ページ、款8消防費の災害まちづくり事業、海拔表示取り付け電柱調査業務委託とございますが、先日、8月の29日に3町合同防災訓練検討会がありまして、その中で各町の

表示、海拔表示というのがなされている地区、なされていない地区ということで、来る10月の21日には、また3町合同での防災訓練があるわけですが、それまでに何とかという話でございましたが、この73万5,000円、この業務委託はどういったところまで含まれているのか、ちょっとご説明をお願いします。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの琉議員のご質問にお答えいたします。

防災まちづくり事業費の中に委託料として海拔表示板の取り付け、電柱調査業務委託料とございます。現在NTTインフラネットという業者がございますけれども、ここはこういった形の海拔表示の専門をしているところで、お見積もりを、見積書をとってしているところですけども。徳之島町さん、天城町さんと伊仙と比べてみると、やっぱりその表示版の設置場所がちょっと全然違うと思うんですよ。

伊仙町の場合は、海拔高いところにあって、どこまで表示をするかという形で今検討して、30カ所という形で表示をしようという見積もりを出します。徳之島町は120カ所だったですかね、たしか。

天城町が70かそこら辺だと思えますけど、低いところについては一応そういう設置枚数がふえるだろうと思ってます。

そういった形で、電柱に取り付けをする方法と、壁にピンでとめる方法といろいろございます。そういった形でどこにどういった形でどういった形状のものを設置するかというのをその業者と今詰めているところでございます。一応枚数、数量については30という形で見積もりをとって進めて、今回の補正等では即進めていきたいというところでございます。

以上です。

○11番（琉 理人君）

その表示完了までということによろしいんですか。それともその調査だけで、また後からその工事というのはまた別に。

○総務課長（窪田良治君）

大変申しわけございません。設置まで、一応調査というのは、ある程度基礎調査はうちの総務のほうでしますので、どこどこという形のそこに関してGPS等を使って海拔の高さを測りますけども、それで調査をして、あとに設置までという形で今見積書ももらってます。

○11番（琉 理人君）

先ほども言いましたが、10月の21日には3町の防災訓練がございしますが、それには間に合うのか、間に合わないのか、それはどうですか。

○総務課長（窪田良治君）

今回の補正予算にちょっと上げている状況でありますので、一応見積書はもらってございます。これから契約等進めていきますけども、ある程度の表示板というのはできてます。できてるといえるのか、その見本みたいなのあるんで、そういう話も一応一回詰めてますので、なるべくできたら間に合うようにしたいんですけど、今からという形になりますので、若干間に合わないという感がいたします。

以上です。

○11番（琉 理人君）

なるべく早目に設置をして、また設置だけではなくて、防災訓練時また各学校関係でも教育委員会関係通して、学生、児童へのそういった表示がされているということを周知徹底して防災には備えるようにしていただきたいと思います。

以上でございます。

○経済課長（樺山 誠君）

先ほど佐藤議員からのご質問なんですけども、カラスの処分羽数をお知らせをしていきたいと思ます。

ことし2月から8月27日までの間に200羽、3カ所で200羽の捕獲をして処理をしてございます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

先ほどの永岡議員からの会員数の件で確認したところ、若干減っております、正確な数字が26名で、あと今後パンフレットなどを通じて会員を募集をするということになっているということです。

追加です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第50号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第51号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第51号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第52号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第52号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第53号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第53号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから、議案第54号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

6ページの1の総務費、目の一般管理費に需用費が修繕費として200万計上されておりますけれども、当初では50万円、今回200万円とはどのような修繕なのか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

男女とも温浴施設のサウナ等のヒーターの修繕等でございまして、先月の台風等でも不具合等が生じておりますので修繕費として組んであります。

○10番（杉並廣規君）

200万という大きなお金ですが、これは見積もり等にとってこの200万なのかどうか、お尋ねいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

当初のメーカーさんでアクアエンタープライズというところから見積もり等はとってあります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第54号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから、議案第55号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第19 認定第1号 平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第20 認定第2号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第21 認定第3号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第22 認定第4号 平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第23 認定第5号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第24 認定第6号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第25 認定第7号 平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（常 隆之君）

これから、認定第1号、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、認定第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から認定第7号までは、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町国民

健康保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成いたしましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定をするものであります。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○総務課長（窪田良治君）

認定第1号、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、補足説明をいたします。

決算書の65ページをお願いいたします。実質収支に関する調査書といたしまして、一般会計歳入歳出総額55億2,075万7,000円、歳出総額53億9,093万8,000円、歳入歳出差引額1億2,981万9,000円となります。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額が233万円という形になっております。実質収支額1億2,748万9,000円となります。そのうち地方自治法第233条の2項の規定による基金繰り入れとして、8,000万円を財政調整基金のほうへ積み立てでございます。残り4,748万9,000円を24年度への繰越金としております。

以上でございます。詳細につきましては決算審査特別委員会のほうで、またご説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

以上で提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案理由のあった7つの案件は、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目質疑をお願いしたいと思います。

これから質疑を行います。

○1番（永田 誠君）

決算書の124ページ、公有財産に関する調書で、原野が1万7,511m²ふえているが、場所はどこかお伺いいたします。

○耕地課長（上木義一君）

永田議員の質問にお答えします。

昨年の12月議会で承認をいただいた伊仙町中部ダムの水没地の大俣57番地、面積として1万2,230m²、金額として183万4,500円で、同じく馬根大俣63番地の1、5,281m²、金額として79万2,150円でございます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号、平成23年度一般会計歳入歳出決算から、認定第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件は、議長及び議会代表監査委員

を除く12名の委員で構成する平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から認定第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件は、議長及び議会代表監査委員を除く12名の委員で構成する平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

これから平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に、琉君、副委員長に前君が互選されましたので報告します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は9月12日午前10時から開きます。日程は一般質問であります。

引き続き委員会室において、経済建設常任委員会を開催します。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時05分

平成24年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成24年9月12日

平成24年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年9月12日（水曜日） 午前10時13分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（杉並廣規議員、美島盛秀議員、上木 勲議員、明石秀雄議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稲隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）

（午前・午後）富山勇生君・喜村直喜君・松岡由紀君

平成24年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	杉並廣規 (議席番号10)	1. 町条例について	今定例議会においても、町条例の制定や一部改正する条例が提案されておりますが、町長は条例は職員や町民が守ればよいとお考えか。また、町長自ら率先して守って行かなければならないとお考えか。町長の真意は。	町長
		2. 学校教育といじめについて	①大津市において、いじめの問題が発覚してから現在まで8月25日付の新聞報道によると7月以降被害届15件、全国的に大きな問題になっているが、本町の実態は。	教育委員長
			②町においても、いじめに対する早期発見の為のいじめ指導手引き書(マニュアル)は作成済みか。	教育委員長
			③生徒に対する全校アンケート等実施されているのかどうか。	教育委員長
			④教職員による体罰はあるのかどうか。	教育委員長
			⑤本県においても教職員の懲戒処分が相次いでいると報道されているが、町における規範意識が欠如した教職員はいるのかどうか。	教育委員長
			⑥児童生徒との距離感が喪失した教職員はいるのかどうか。	教育委員長
			⑦実態について調査して把握しておられるならば、何らかの対策を打ち出されているものと考えますが、町で講じた対策とその効果について、どのような評価をしておられるのか。	教育委員長
⑧今年4月京都府亀岡市で集団登校中の小学生たちの列に、車が突っ込み死傷事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁は同事故後、通学路における緊急合同点検等実施要領を作成し、全国すべての公立小学校、公立特別支援小学部の通学路を点検の対象として、安全点検を実施したと報道されましたが、わが町の状況はどうか。	教育委員長			
2	美島盛秀 (議席番号13)	1. 財政について	基金の運用状況と9月現在の残高はそれぞれいくらか。	町長
		2. 災害対策について	①台風15号による被害状況の報告を求める。	町長

2	美島盛秀 (議席番号13)		②停電や断水によって住民の生活が一時困窮したが、対策はできたのか。特に高齢者やひとり暮らしの人へのサービスができたのか。また、マニュアルはできているのか。	町	長
		3. 徳之島愛ランドクリーンセンターについて	①清掃審議会の報告を求める	町	長
			②世界自然遺産登録へ向けての取り組みにおいて、環境問題（ゴミ問題）は重要課題であるが、今後の対策をどう考えているか。また、学校教育での取り組みはやっているのか。	町	長 教育委員長
		4. 徳之島食肉センターについて	徳之島愛ランド広域連合が管理運営を行っている徳之島食肉センターの現状を、副連合長としての報告を求める。	町	長
		5. 農業振興についてと政策の実現について	①平成23年度の農業生産額を分野別に示せ。	町	長
			②すでに実施されている事業の経過、事後確認や追跡調査を行い、その成果が公表できるか。例えば各組合組織、イベント、33カ所めぐり、その他（マンゴー組合・果樹生産組合等）を含む。	町	長
			③伊仙町の平均所得額はいくらか。	町	長
		6. 徳之島交流ひろば「ほーらい館」について	①指定管理者制度導入の見通しについて。	町	長
			②レジオネラ菌発生後の管理について。	町	長
		7. 事務分掌について	①正規職員、嘱託職員、期限付職員（筆耕含む）の人数は。	町	長
②生活改善について。（担当部署、活動状況について）	町		長		
③職員の綱紀粛正について。	町		長		
3	上木 勲 (議席番号12)	1. 徳之島地域文化情報発信施設の運営について	①民俗伝承無形文化財への指定登録はどうなっているのか。	町	長 教育委員長
			②文化情報発信施設の名称に合致する、町営闘牛場の在り方についての環境整備はなされているのか。	町	長
			③施設関連の総事業費はいくらで、償還公債はいくらになるか。維持管理に財政負担を考えているか。	町	長
			④青少年の健全育成の観点から、闘牛大会の興業奨励を行うことで悪影響は懸念されないか。	町	長

4	明石秀雄 (議席番号5)	1. 防災について	①台風15号による被害状況は的確に把握しているか。	町	長
			②消防団、自主防災組織のあり方、活用について。	町	長
		2. 漁業振興策について	①漁業振興策はどう取り組んでいるのか。	町	長
			②今後の取り組みについて	町	長
5	福留達也 (議席番号2)	1. 台風災害について	①台風14・15号による町内の被害状況はどうなっているのか。	町	長
			②対策を講じることによって、防げたと思われる被害はどのくらいあったのか。	町	長
			③復旧の目途や見通しは立っているのか。	町	長
		2. 停電時における防災放送のあり方について	①防災放送設備は、台風等の災害発生時においてこそ活用されなければならないと思うが、各家庭に敷設してあるIP告知端末機は停電時には全く機能しないのか。	町	長
			②現在使用しているIP告知端末機に、充電や電池使用を可能とするなどの機能改善はできないものなのか。	町	長
			③仮に機能改善できるとしたならば、今後の災害時にニュースや災害情報等、住民が必要としている情報を提供していく考えはないのか。	町	長
6	前 徹志 (議席番号3)	1. 文化財の保護について	①国指定の文化財カムイヤキの維持管理について、案内板など新しく整備し管理すべきと思うが、特に第5支郡に行く道さえない状態にあるようだが、整備の計画等はあるのか。	町	長 教育委員長
			②永家の高倉の葺き替えについて、徳之島の民家の庭に建つ高倉は、これ一つしかない文化財であるが、管理を徹底すべきと思うがどうか。	町	長 教育委員長
		2. 観光行政について	長寿の里公園の維持管理について、屋根の葺き替え等、周辺の整備はできないか。	町	長
		3. 住宅建設について	住宅建設については、町ではなかなか進まず、町民の要望に応えることができていないと思うが、県営住宅などの誘致はできないか。また、模索などはしたことがあるのか。	町	長

6	前 徹志 (議席番号3)	4. 道路整備について	農道の補修整備について、台風15号の影響により、農道の路面の流出、路肩の崩壊が町内の至るところにあるが、農産物の搬出に大きな支障をきたす恐れがあるが、速やかに補修すべきではないか。	町 長
7	琉 理人 (議席番号11)	1. 行財政関係について	① (汚職防止対策について) 綱紀肅正について、職員に日頃どのように指導しているのか。	町 長
			② (行政コストの低減対策について) 組織機構の再編成と統廃合や職員定数の見直し、女性課長を起用する考えはないか。	町 長
			③ (公共施設の民間移管について) 既存の公共施設や10月にオープンする徳之島地域文化情報発信施設を今後、民間移管する考えはないのか。	町 長
		2. 教育関係について	(いじめ問題の現状と対策について) マスコミ等でいじめ問題が大きく取り上げられていますが、町内の学校関係におけるいじめの実態について、対策と効果はどうなっているのか。	教育委員長
		3. 経済産業関係について	(農業経営の安定化対策について) 台風常襲地である徳之島において、風害防止対策が大きな経営安定につながるが、農政における台風対策はどのように考えているのか。	町 長
		4. 建設関係について	(住宅問題について) 伊仙町内には県営住宅建設の考えはないのか。	町 長
		5. 環境衛生関係について	① (ゴミ処理場の管理について) ゴミ処理場の施設機能の現状と施設内の不法処置状態のゴミの対策はどうなっているのか。	町 長
			② (生ごみの自家処理について) ゴミ処理場への生ゴミの搬入が大きなコスト問題となっていますが、生ゴミの自家処理を推進する考えはないのか。	町 長
		6. 防災関係について	① (地震対策について) 地震及び津波対策は、常日頃から怠らないように考えるが、避難訓練・避難場所・緊急生活用品の配布等どのような対策をしているのか。	町 長

7	琉 理人 (議席番号11)		② (災害時の情報について) 光ケーブル導入でインターネットの利便性は大きく向上したが、停電等でのトラブル発生から普及までの時間がかかり、住民から苦情が多いようですが、現状と対策はどうなっているのか。	町 長
			③台風後のライフラインの普及の現状と対策はどうなっているのか。	町 長

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従って順次発言を許します。

初めに、杉並廣規君の一般質問を許します。

○10番（杉並廣規君）

町民の皆様、おはようございます。10番、杉並廣規でございます。平成24年第3回定例会において一般質問を行います。

先に通告してあります2件について質問をいたします。明快なる答弁を求めます。

町条例について。今定例会においても町条例の制定や一部改正する条例が提案されておりますが、町長は、条例は職員や町民が守ればよいとお考えなのか。また、町長自ら率先して守っていかなければならないとお考えなのか、町長の真意をお伺いをいたします。

次に、学校教育といじめについてです。平成18年12月の定例議会において、いじめ対策について質問いたしました。そのときは7件把握し、うち5件は既に解決済み、残る2件についてる説明され、当時の教育長、現副町長より結果及び指導状況について答弁がありました。

最近の状況を見ると、我が町においても大問題があるのではないかと考え、質問をいたします。

そこで大津市において、いじめの問題が発覚してから現在まで8月25日付の新聞報道によると、4月以降被害届が15件、仙台市で傷害と暴行、前橋市で傷害、さいたま市で傷害と暴力行為等処罰法違反、東京都で傷害と暴行、愛知県では適応障害、広島市では腰の骨を折る傷害、鳥取県では捜査中、佐賀県では器物損壊と大分県は骨折傷害、宮崎県は一時心肺停止と鹿児島県においては恐喝未遂と器物損壊と全国的に大きな問題となっているが、本町の実態はどうかお伺いをいたします。

次に、町においてもいじめに対する早期発見のためのいじめの指導手引書、マニュアルは作成をされているのかどうか。

3番目に生徒に対する全校アンケート等実施されているのかどうか。

4番目に教職員による体罰等はあるのかどうか。

5番目に本件においても教職員の懲戒処分が相次いでると報道されているが、町における規範意識の欠如した教職員はいるのかどうか。

6番目に児童生徒の距離感のある、そうした教職員はいるのかどうか。

7番目に、県の総合教育センターとタイアップして指導しているという発言でしたが、実態について調査、把握しておられるならば、何らかの対策を打ち出されているものと考えますが、町で講じた対策

とその効果について、どのような評価をしておられるのか伺います。

8番目に、今年4月、京都府亀岡市で集団登校中の小学生たちの列に車が突っ込み死傷事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省、警察庁は、同事故後通学路における緊急合同点検等実施要領を作成、全国での公立小学校、公立特別支援学校、小学部の通学路の点検の対象として、安全点検を実施したいと報道されましたが、我が町の状況はどうかを伺い、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

おはようございます。杉並議員の質問にお答えいたします。

今回も情報発信施設の維持管理等に関する条例を新しく制定いたしました。

基金の数の修正等に対する条例を本会議で提案しております。

ご指摘のように条例は、町長とか職員とかいう区別なく、これは全町民が守っていかなければならない基本的なことであると思います。町民が安全で、そして安心して財産を守るために、豊かな生活を送るために必要不可欠の伊仙町が定める法律でございますので、これがしっかり守っていけるように、もちろん町長としても率先するようにして守っていくのは当然のことであると思っております。

以上です。

○教育長（茂岡 勲君）

ここで失礼します。杉並議員の質問にお答えしたいと思います。

本町のいじめの実態についてのご質問ですが、昨年より今年の8月まで本町でも2件のいじめを認知しています。1件は既に解決済みですが、1件は解消に向けて努力中であります。

②いじめの早期発見指導手引書についてのご質問ですが、いじめに対する早期発見の手引書としては、独自のものは作成しておりませんが、県で作成している「いじめ対策必携」、これでございますが、それから国で作成している「生徒指導提要」にのっとり対応しております。

大切なことは、このマニュアルが実際に学校でどのように活用されるかの見届けであると思います。

この対策にはいろいろな細かいいじめの対応の仕方を書いてありますし、これをもとに校内研修の実施あるいは、いじめについて考えさせる校長講話あるいは道徳の授業の実施など、こういうことを通じて町の教育行政の重点としても各学校の評価を毎学期確認しているところであります。

③生徒に対する全校アンケートの実施ということですが、伊仙町では例年4月と9月にいじめ問題について考える習慣を設定し、全校全学年に応じたいじめに関するアンケートを実施したり、いじめに関する道徳の授業などを実施したりしております。また、今年度は文部科学省のいじめ問題に関する特別アンケート調査も各学校実施しているところです。

④教職員による体罰はあるかというご質問に対して、体罰については現在のところないと認識しています。校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任研修等会においても、体罰は信用失墜行為であり、指導効果が上がらないことを指導しております。また、懲戒と体罰の違いについても指導しています。

9月の校長研修会、6日にありましたが、教育長指導として今後の体罰などの信用失墜行為がないよう指導を行ったところであります。

5 番目。本県において教職員の懲戒処分、それから町における規範意識が欠如した教職員はいるのかどうかという質問であります。本県において懲戒処分は今年度13件あるようです。

本町においては、ここ数年ありません。規範意識の欠如した職員はいないと考えています。

今後も本町より服務規律に違反する教職員が出ないように、これまで以上に管理職研修会の指導に工夫をしていきたいと考えております。

6 番。児童生徒との距離感が喪失した教職員についてですが、今年度学校から児童生徒との距離感が喪失した教職員の話は聞いておりません。今後もこれまで以上に学校管理署による日常観察の中で児童生徒との距離感が適切に保てるよう、教職員の自己申告の際に面談がありますが、その機会を通して学校長より指導していきます。

また学校訪問や研究事業における授業参観等で町教育委員会としても直接的に指導していきます。この件について保護者、地域の皆様におかれましても、日ごろの授業の様子を積極的に参観していただき、率直なご意見を学校に寄せてくださるようお願いしているところですが、11月の第1週は鹿児島県の教育県民週間となっており、全県的に普段以上に学校にたくさん来校を呼びかけているところです。

⑦実態について調査をして把握しているのであれば、何らかの対策を打ち出しているが、町の講じた対策とその評価についてですが、お答えしたいと思います。

大きく分けていじめ問題と服務規律の厳正確保の2点についてのご質問であったかと思えます。

先ほどの答弁でもありましたが、いじめ問題の解決に向けては児童生徒の実態、対策をよく聞いて、学校とともに解決策を見出し、指導助言していくことが大切であると思えます。

まずはアンケート調査や日常の観察、保護者や地域の方などの情報提供などを通して、日常からの早期の実態把握に努めております。実態調査については軽微と思われるいじめについても把握ができるように工夫しております。また、いじめが起きた際には家庭訪問を行ったり、子供の心のケアを行ったりするよう指導しています。

教育委員会も相談窓口として相談を受ける体制ができています。町としては警察や保健福祉部局など連携したり、臨床心理士派遣事業などを活用して、いじめられた子供やその保護者の心のケアに努めるよう体制を整えています。

アンケートによって定期的にいじめの実態把握ができること、いじめ等で困っている児童生徒や保護者と臨床心理士を初めとする専門家をつなぐこと。教育委員会そのものも相談窓口として開くことについては、いじめの早期や解消に向けての効果を生んでいると考えています。

今後はどこの学校にも存在し得るもので、一つでも多く発見し、一つでも多く解決するというスタンスで、軽微ないじめについても1件でも多く早く発見ができるようにアンケート形式の見直しなどを含めた子供たちの実態把握に努めてまいります。

服務規律の厳正確保については、前に述べましたように毎月の管理職研修会で指導を行っています。特に今年度は4月より従来の講義式の服務指導に加え、参加型、体験型の服務指導を取り入れ、職員一人一人に自覚を促し、職責感を実感できるような研修を工夫して実施しています。

今月の管理職研修会でも実施いたします。現在服務指導の継続により、懲戒処分を受けるような者は出ていないところです。今後も職責感にあふれ、授業力の向上を図り、児童生徒や保護者に信頼される教職員の育成を図っていききたいと思います。

⑧通学路の安全確保についてですが、本町ではこれまでも、毎年各小学校区や中学校校区において校外生徒指導連絡会などの機会を捉えて自主的に通学路を含めた校区内安全点検を実施してきました。

今年度も国の方針を受けて8月までに各学校で通学路の安全点検を行っています。

現在対策が必要であると考えられる20カ所の通学危険箇所について、10月までに通学路危険箇所対策会議を開き、警察や建設部局など関係機関と連携し、助言等いただきながら対応策を検討していきます。

また、これとは逆にスクールガードの巡回やPTAによる立哨指導についても今後継続するよう学校に指導しているところであります。

以上で答弁を終わりたいと思います。

○10番（杉並廣規君）

町条例についてですけれども、町長として当然のことであるということですが、伊仙町の財政事情の作成及び公表に関する条例第3条に「5月に公表する財政事情においては、前年10月から3月31日までの期間において次に掲げる事項を記載する」ということで、1号から7号まで記載をされているが、財政の動向及び町長の財政方針が定められているが、今までに1回も私は見たことがない。なぜなのか。他の町村は施政方針等できちっと財政方針が記載されている。

この町は全くない。財政方針は町長は公表しないでもよいと思っているのか不思議でならないわけですが、私から見れば条例無視をしてみると考えるかどうかお伺いをいたします。

○町長（大久保明君）

施政方針の中で具体的に、財政を具体的に長期的には述べておりませんが、財政事情に対しましては、平成24年度当初予算要求編成方針の中で財政状況については述べております。

今後とも今いろんな事業が進んでまいりまして、ほーらい館、百菜、そして各小中学校等で起債が今後増えてくることとなります。徳之島ダムの償還金を3町同時に一括で返済というふうな計画も立っている中で、今後厳しい財政状況が予想されます。それに関しましては、今後徴収体制をさらに強化していくと、またいろんな過疎債の事業等も厳しくなってきた中で、今後より一層の財政健全化に向けて取り組んでいかなければならないというふうには思っております。

詳細については、また総務課長のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの町長の答弁について補足説明いたします。

平成23年度の下半期の財政事情という形で伊仙町のこれを、議員の皆様方には一応出していると思いますが、一応施政方針の中には詳しい財政事情という形ではうたってございません。

この下半期の事情という形で先ほど町長が述べましたように編成方針の中で現状、伊仙町の現状、23

年度に受ける現状と過去、以降10年間における町の取り組みという形で述べられておりますので、そこからまたお目通しをいただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○10番（杉並廣規君）

今町長及び総務課長のほうから、予算編成要求方針の中で財政方針ということが言われておりますけれども、この24年度の当初予算要求編成方針の中で一言も財政方針という言葉はない。

事実は町債残高が88億4,500万円となって年間予算の2倍を超えていると、そういうことを言っているんですけども、どうする、こうするというはのってない。全く行財政の調査特別委員会の提言が生かされてない。だから一般会計に対する反対討論をした。健全な財政予算案だと評価をしてないからしてるわけです。

さらには当初予算審査特別委員会においては少数意見の留保ということも、この伊仙町町制50周年になるんだけど、少数意見の留保というのは初めてだと思いますよ。さらには職員の給与等を確保して建設費に充てる、高齢者のなけなしの年金もカットする、これは財政方針なんですか。財政の健全化を推進しつつあるんですけども。

遅ればせながらでもですね、財政方針をつくって公表する考えはないんですか。

お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

ご指摘のとおり、この財政状況を施政方針の中で公表してなかったことに関しましては、私たちの不備であったと思います。さらにこの伊仙町の財政事情の作成及び公表に関する条例第3条の中におきまして、「財政事情においては前年10月1日から3月31日までの期間における以下のことを記載するものとする」ということで、しかしこの中に町長の財政方針ということが書かれておりますので、今後は施政方針の中で明確にこのことを述べてまいりたいと思います。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ町民に疑問に思われないような政治をしていただきたいと思います。

次に、学校教育といじめについてですけども、学校裏サイトであるとか手軽に自己紹介ができるブログと呼ばれるサイトと、携帯電話やパソコンのインターネット等を通じて書き込みによるいじめやいじめを苦にした自殺等が報道されとりますけれども、これらの携帯電話やインターネットによるいじめについて、どの程度の認知件数があるのか、お知らせを願いたいと思います。

インターネット等によるいじめということを一般の教師が把握することは技術的に、時間的にも無理があり、調査には専門家と教師と連携をして時間をかけて行う必要があると思いますが、まずその正確な実態を把握し対策をとることが必要ではないでしょうか。今後どのような調査と対策をお考えなのかお伺いをいたします。

○教育長（茂岡 勲君）

お答えします。

確かに何件あったかということについては、私たちも学校の話を知っているということで、何件あつ

たということは把握しておりませんが、私たちの把握してるところではいじめに、以前のことについて少しサイト等での書き込みがあったというふうに聞いておるんですが、その後保護者会を持ったり、そしてお互いにもうこのことについてはしないようにということで、親同士の会とかそういうのを持って今少しずつ前進しつつあるというところであるということに把握しておるところです。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

先ほど児童生徒との距離感の喪失した教職員のことを聞いたわけですが、「聞いてない」と教育長は言っているんですが、ある学校では一人の生徒が通学をしてないというようなことを私は聞いているが、これは事実なのかどうか。人も怖がっていると。校長、教頭はいじめについて父母と話したこともないというようなことを聞いているんですが、また、その校長は「一人のことはできない」と話したと聞くわけですが、事実なのかどうか。教育長は、不登校の生徒のことは方向を受けてるのかどうか、お尋ねをいたします。

○教育長（茂岡 勲君）

不登校の生徒の件については把握しております。それと先ほど述べましたが、お互いに以前あったことをちょっとサイトのほうに書いたということで、それで地域を巻き込んだ状態になっているということを知っているわけですが、保護者会議、そういうのを持ちまして沈静化しつつあるというふうに私たちはとらえております。

先ほどの校長が相手にしないというようなことは、少し私はつかんでいませんけど。

そういうことがあってはいけないと私も思います。

○10番（杉並廣規君）

ぜひきちっとこういうのは再調査をし、していただきたいし、自分の子供がいじめにあったらどうするのか、そういうこともぜひ考えていただきたいし、私はこの加害者の父母はいじめについてどれぐらい認識しているのか、学校教育委員会がどのように対処しているのか不思議でなりませんけれども。

行き違いもあるかもわかりませんが、ぜひ最善の努力をしていただきたいし。

それと先日、23年度の教育委員会活動点検・評価報告書のこののをいただきましたけれども、第27条には「議会に提出をするとともに保護しなければならない」ということで昨日いただきましたけれども、その中の重点項目の中に12項目ですか、その中の「いじめ対策の取り組み、不登校対策の取り組み」というのが12項目あるわけですが、人命をどのように評価しているのか、被害者、加害者対策、評価委員はもちろん現状を知っているのか、私は不信でなりません。

自己点検・評価実施要綱に基づいて町民の意見として評価し、要綱にあります5条及び6条を検討して、いじめ対策の取り組み、2点について優先的に再自己点検評価すべきと考えるが、どうなのかお伺いします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

お答えいたします。

昨日全員協議会のほうで、この教育委員会点検評価報告書をお配りいたしました。本年度で2回実施されております。昨年度から本年度で2回目の報告となります。中身については不十分なところもあるかと思いますが、今後また研究、検討を重ねて、中身の濃い報告書を作成してもらいたいと思います。

杉並議員がおっしゃるいじめ対策の取り組み、不登校対策の取り組み、この件につきましては各学校のほうで確実に取り組んでおります。そこで各学校において学校評議員会が設置されていますので、そちらのほうで評価がなされていると思います。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

ですからね、今学校でしてるということだけでも、これにあるように、27条にあるように議会に報告し公表しなければならない肝心のところのいじめの問題とこの問題と、この評価の中には入ってない、この評価の実際の中身を知っているのかどうか、不思議でならないから聞いているわけですが。

学校だけじゃなくて教育委員会が率先して子供の命を守るという意味において再度点検・評価していただきたいと思いますが、教育長、できますか、できませんでしょうか。

○教育長（茂岡 勲君）

この外部評価委員の、これができたときと時間的な問題もあろうかと思いますが、今の杉並議員のおっしゃるいじめについては、私たちは常にどの学校においても、学校の果たすべき役割というのは安全・安心な学校で、子供たちがつつがなく過ごせるように、そしてそれぞれ年齢に応じた学力をつけてあげると。これが私たちの使命ですよということを常に指導しているところです。

確かに時期的なものもありまして、今の指摘、そして課長が申し上げましたが、今後この件についてまた私たちも十分反省して取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

教育長、私が言っているのは、自己点検・評価をいじめの対策とこの問題についてする考えはあるのかどうかということ、この設置要綱の5条、6条あるように、再度点検しておやりになる考えがおわりでしょうか、ないでしょうかということを知っているんです。

○教育長（茂岡 勲君）

この件についてはご指摘のとおりだと思います。私たちの足りないところは、どんどんまた議員さんなどの指摘に従って、みんなで子供の安心して住めるまちづくりに取り組んでいきたい。

もちろんこのことについては、反省を加えながらやっていくということを申し添えておきます。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ最善の努力し、子供たちが楽しい学校生活を送れるように努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（常 隆之君）

これで杉並廣規君の一般質問を終了します。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

○13番（美島盛秀君）

町民の皆さん、こんにちは。平成24年9月定例会において一般質問の許可ができましたので、質問をいたします。執行部の皆さんの明快なる答弁をお願いいたします。

質問をいたします前に、台風15号によって被害を受けられた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。幸いにいたしまして人身の被害はありませんでしたが、家屋や作物、農地、町道、農道において大きな被害が出ておるようでありました。先日は補正予算も先議いたしまして、学校、住宅、公共土木・農林水産施設等災害復旧費を予算約9,000万近くと思っておりますけれども、可決をしたところでございます。

また、農作物の被害においては1億以上という相当額の被害が出ているようでございました。完全復旧までは時間もかかると思いますが、十分な予算額とは思いませんけれども、とりあえず予算が確保できたということに対しまして安堵しているところでございます。

それでは、通告をしてありますので、質問に入りたいと思います。

まず、財政についてであります。基金の運用状況と9月現在の残高はそれぞれ幾らか。

2番目に災害対策について。台風15号による被害状況の報告を求めるといことでありますけれども、これにつきましては執行部のほうから資料が配布をされておりますので、配布の状況の説明をお願いいたします。

2番目に停電や断水によって住民の生活が一時困窮したが対策はできたか。特に高齢者やひとり暮らしの人へのサービスはできたのか。またマニュアルはできているかということについて伺うものであります。

大きな3番目といたしまして徳之島愛ランドクリーンセンターについて質問をいたします。

まず、清掃審議会の報告を求めます。

2番目に、世界自然遺産登録へ向けての取り組みにおいて、環境問題——ごみ問題は重要課題であると思っております。今後の対策をどう考えているか。また、学校教育での環境問題での取り組みはやっているのかどうか伺うものであります。この徳之島愛ランドクリーンセンターにつきましては広域のほうで管理・運営をやっている関係上、また広域議会のほうでもやると思っておりますので、町長としての見解を求めるとどめたいと思っております。

4番目に、徳之島食肉センターについてであります。徳之島愛ランド広域連合が管理運営を行っている徳之島食肉センターの現状を、副連合長としての報告を求めるといことでありますけれども、この件に関しても広域連合が管理・運営を行っておりますので、後もってまた広域議会のほうで議論をして報告があるものだと考えております。

ちなみに、広域連合と言いますのは、徳之島3町がそれぞれ代表に広域連合に議員を送り出して、そして徳之島3町が共通することについて議論をする場でありまして、伊仙町からも3名、天城町から3名、徳之島町から4名という構成でできておりますので、この件に関しても、これから広域的活動が大事な

時代を迎えておりますので、後もって報告等に町民の皆さんも関心を寄せていただきたいものだと思います。

次、5番目に農業振興についてと政策の実現についてということで通告をしてありますが。

まず、平成23年度の農業生産額を分野別に示せ。サトウキビ、果樹園芸、畜産等について、それぞれの生産額を示していただきたいと思います。

2番目に、既に実施されている事業の経過、事後確認や追跡調査を行い、その成果が公表できるか。例えば各組合組織、いろんなイベント、企画、33カ所めぐりと書いてありますけれども、あるいはマンゴー組合とか果樹生産組合、今までに行われた事業の追跡調査等々報告が今後はなされて、そのことについて足元を見直すと。そして財政計画にこれから取り組んでいただけてもらうという意味で通告をしてあるわけでありまして、先ほど杉並議員のほうからも財政については厳しい指摘がございました。そのことについては町長も認めておりますので、ぜひ今後の財政についての計画をあるいは農業生産額を50億と設定して、大きな目標で取り組んでいるわけでありまして、そのことについては詳細に説明をお願いいたします。

3番目に、伊仙町の平均所得は幾らになっているのか。あわせて農家所得がわかっているかをお願いいたします。

6番目に、徳之島交流ひろばほーらい館についてであります。まず指定管理者制度導入の見通しについて伺うものであります。

2番目に、レジオネラ菌発生後の管理について伺うものであります。

7番目に、事務分掌について。正規職員、嘱託職員、期限つき職員、筆耕の職員含む、今町の行政に関係する人数と総体的に伺うものであります。

2番目に、生活改善についてとありますけれども、これは私が思うに、これは個人的な考えでありますけれども、成人前とかあるいは入学前、そしてそれぞれのお祝いとか、また葬式の通夜とか、本当に最近派手になりすぎているのではないかな。昔は生活改善グループとかあって、いろいろ話し合いもあったようではありますが、こういうことについて、またお互いが議論ができる場があればよいのではないかとということで通告をしてありますけれども、これは答弁はいりませんが、そういう方向づけができるかどうかをお伺いするものであります。

3番目に、職員の綱紀粛正についてということでありますけれども、各課の事務分掌を資料としてもらいました。職員の皆さんが、その事務分掌について一生懸命取り組んでいることに対しては感謝をしたいと思います。

しかしながら、今までのことを見ても、自分のやっている事務分掌、それに関して理解ができていないかな、できているかなという感もありまして、いろいろ不祥事があつたり、いろんなちまたのうわさを聞いたりするわけでありまして、その件に関して今後どのような職員の指導を強化していくのか伺うものであります。

以上、大きくわけて7点通告をしてありますので、明快なる答弁をお願いして、1回目の質問を終わ

ります。

○議長（常 隆之君）

ここで農業生産額の資料を配付いたします。

[資料配付]

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えをいたします。

まず、財政状況。基金の状況につきましては、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

台風15号に関しましては、史上最大級ということで町内においても台風通過後の雨量も含めて過去最多の状況でありました。幸い人身事故はなかった中で、家屋の半壊、そしてキビの暴落、そしてゴマ、ショウガが壊滅的な打撃を受けると、大変な状況にありました。また、議員ご指摘のとおり停電、断水による町民の不安が大変なものだったことに関しまして、町民の皆様に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

詳細につきましては、副町長並びに各担当課長のほうから答弁をしていただきます。

次の清掃審議会に関しましては、環境課長のほうから答弁をしていただきますけれども、徳之島愛ランドクリーンセンター広域連合に関しましては、議員のほうが広域議会のほうで取り組んでいただきたいということでありますけれども、世界自然遺産登録はこれは広域連合だけではなくて、町3町は世界自然遺産に向かって環境問題の改善については積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。環境課長も花いっぱい運動と分別のさらなる改善等について取り組んでいると思っておりますので答弁をしていただきます。

徳之島愛ランド広域連合の食肉センターに関しましては、これは伊仙町といたしましては多額の負担金を焼却場も含めて出している関係上、広域連合の中でもさらに議論を深めていかなければならないと思っております。広域連合の果たす役割は、ご指摘のとおりこれから介護保険組合、消防組合とまた給食センター等も含めて、環境問題も含めて、その存在意義が鹿児島県においても高く評価をされております。

農業振興のほうにつきましては、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

また政策の実現についても、各担当課長のほうから答弁をしていただきます。

この5の③の平均所得額に関しましては、これは伊仙町の平均所得額が、所得申告を正確にしたという形での申告がいまだになされていないということは今後改善をして、正しい評価をしていくという課題は残った中での所得の公表になると思っております。

ほーらい館の指定管理者制度につきましては、ほーらい館長のほうから答弁をしていただきます。

レジオネラ菌の発生等についても館長のほうから答弁をしていただきます。

7番目の事務分掌については、担当課長のほうから答弁があります。

②の生活改善に関しましては、冠婚葬祭が派手にならないほうが良いというのが私の基本的な考えであります。ただ、これは個人の問題でございますけれども、集落単位での改善ということは、以前と同

じように、再度取り組んでいかなければならないと思っております。

綱紀肅正につきましては副町長など担当課長のほうから答弁をしていただきます。

以上でございます。

○総務課長補佐（田島輝久君）

基金の運用の状況と9月現在高ということでございますが、運用といたしましては定期預金とあと資金不足に陥った場合の歳計外運用ということで運用させていただいております。

基金の現在残高ですが、決算書の128ページのほうに昨年度末の金融残高が一応載っております。

現在ということは、昨年度末で財政調整基金が4億6,600万、これが当初に1億9,600万繰り入れて、さらには23年度決算余剰金で8,000万積み立て、現在3億5,000万財政調整基金がございます。減債基金は昨年度は1億3,000万、今年度、今現在でも1億3,000万でございます。

あわせて4億8,000万の基金でございます。

以上です。

○副町長（中野幸次君）

美島議員の質問にお答えいたします。

停電や断水によって住民生活がということでございますが、今回我々の予測を超える大きな記録的な台風でありましたので、災害のほうも記録的で、また町民に大きく困窮を強いるというような形になったということは、対策として不十分であったのではないかとという反省は持っております。

ただ、この中で水道課を中心に、例年台風の時に停電等もありますので、その対策として事前の準備は万全を期していたつもりであります。発電機等の3基ほど借り入れをしたりして対策に当たっていたんですが、今回その容量がやっぱり小さかったということ。さらには冷水等がほとんど確保が難しい状況になった。そこらはよく道路等あるいは決壊したりいろいろな状況がありましてできなかったということで、迷惑をかける結果になってしまいました。

2点目のマニュアルはできているかということでありますが、これは3・11を機に、伊仙町の独自のマニュアルというのをつくっております。ところが、このマニュアルでは今回対応できない部分がありまして、そこらについては今後また見直しをして、さらに詳細に見直しをしていかなければならないと、こういうことで今取り組んでいる最中でありまして。

特に細部にわたって、地域を巻き込んだあり方というのをどうすべきかというのが、一つの検討課題としてその中に組み入れていくということにしております。

以上でございます。

○総務課長（窪田良治君）

台風15号による被害状況の報告を求めることとございます。お手元に資料配付がされていると思っておりますが、災害状況による被害状況。これは8月28日に職員全員で被害調査をした結果でございます。

一応総務の管轄として建物被害、住居という形になりますけれども総数が出ております。

半壊が3軒、一部損壊、破損39軒、床下浸水2軒、空屋、倉庫等ですけど26軒という形で総務の管轄

のほうの被害状況を報告いたします。あと各担当課、いろいろ事業をもっている課耕地、経済、建設とございます。そこについては各担当のほうから報告をしていただきます。

あと、町民生活課のほうの被害状況というのは、へき地保育所、上面縄保育所の浸水という形で、たみがほぼ水濡れになってかえるということと、あと検福保育所の漏電という形で現在は終了している状況でございます。

あと、社会教育課のほうでは歴史民俗資料館の高倉、これについてのカヤぶき部分の損壊、飛ばされたという状況でございます。

あとにつきまして、各担当課のほうから報告をしていただきます。

○建設課長（中熊俊也君）

台風15号による建設課関係の災害状況を報告します。この報告は9月7日現在の報告であります。

建設課の道路河川被害状況という一覧表を見ていただきたいんですけども、右側の「済み」というのが半分近くあるんですが、これは建設業協会の多くの業者の方が2日ないし3日ボランティア活動をしていただきまして、大変お世話になりました。この場を借りてお礼を申し上げます。

道路及び河川については、45カ所の災害がありました。そのうち災害申請を予定していますのは7カ所で12カ所です。

続きまして、公益住宅関係の災害ですが、13様の25室がトタンを外されたり無理をしたりということで被害を受けてます。

以上が建設課の被害状況です。

○水道課長（芳田勇人君）

美島議員のご質問にお答えいたします。

その前に今回の台風15号により停電、豪雨の影響で断水をさせてしまい、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを心よりおわび申し上げます。

水道施設の被害状況をご報告いたします。資料は別添の6ページでございます。

被害といたしまして共同による各浄水におけるろ過器、ポンプ等の機器の機能停止による断水、また各浄水場のネットワークの通信不能による情報監視の断絶、また豪雨による各浄水場の原水の欠陥による断水が今回の大きな被害でございます。

以上、被害報告を終わります。

○耕地課長（上木義一君）

耕地課の被害状況を報告します。

平成24年8月26日から26日にかけて総雨量として548ミリ、時間雨量64ミリと非常に強い台風15号による被害状況といたしましては、観測史上最大級の台風15号による長時間にわたる豪雨と強風により、また法面の崩れや路肩決壊及び圃場外への土砂が流入、また倒木等で水路等が詰まり、また圃場外へ入り込み表土流出といった被害が非常に今回は多い状況であります。

9月7日現在の被害の件数ですけど、お手元の資料の7ページでございます。

被害箇所として東部、中部、西部に分けております。全体として145件、内訳としては道路の通行止めが25カ所、畑の法面等の崩れが38カ所、道路等の法面崩壊が13カ所、水路が断面不足と見受けられるところが14カ所、あと水路に対する土砂除去箇所が31カ所、道路決壊箇所が12カ所、山林が崩壊して圃場外への流れ込みという箇所が26カ所、計145カ所でございます。

あと対応状況といたしましては、今議会のほうで補正予算のほうで予算が議決がありましたので、昨日からすぐ各地区通行どめの箇所から今業者さんのほうに、東部、中部、西部の業者さんに対しまして見積もり等徴収しながら随時対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをします。

以上です。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

美島議員の台風15号による被害状況についてお答えをいたします。

お手元の資料の犬田布中学校、伊仙中学校につきましては、昨日の補正予算の質疑で答弁いたしましたので省略いたしたいと思っております。

その他、小さなガラスの破損が伊仙中学校、犬田布小学校、面縄小学校の3校でございました。

これ小さなものにつきましては、もう対応済みでございます。それから伊仙小学校の門扉の倒壊と馬根小学校の通路、屋根の破損でございます。小さなものにつきましてはもう対応済みということです。

よろしくお祈いします。

○経済課長（樺山 誠君）

資料9ページをお願いいたします。経済課管内に関しまして報告いたします。

被害総額が1億2,068万円でございます。詳細につきましては非共同利用施設ということは農家さんの施設のことを指しております。農家さんの施設で畜産関係、牛舎の崩壊あるいは一部破損、その辺が52件、340万円、園芸施設、ハウスのビニールの破れ等です、150万円、合計で82件、454万円の被害が出ております。

あと地方公共団体施設ということですが、これ畜産関係は堆肥センターのスレートのはがれ等でございます。園芸施設に関しましてはビニールハウス等のビニールの損壊でございます。

農産物に関しまして野菜、果樹、工芸作物というのはサトウキビのことでございます。被害作物、直接的な農作物の被害が1億1,406万7,000円でございます。

この樹体と書いてある果樹の被害なんですけど、これは直接的な折損、将来に及ぼす果樹樹体ですね。損傷に関して計算している事例でございます。合計で1億2,068万円ということでございます。

詳細に関しましては10ページ、11ページ、12ページに記載してございますので、お目通しのほうよろしくお祈いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

私のほうからは災害対策について、1、2にまとめて報告いたします。高齢者関係のものが中心でありました。日時を追って、詳しく述べさせていただきたいと思っております。

8月26日、日曜日でありますけれども、上面縄地区の79歳の女性の方なんですけれども、独居老人を

富岡面縄駐在員と保健福祉課の2名の職員で仙寿の里等で緊急避難させました。

これは本人の申告に基づく風による家屋の倒壊の危険性を本人からの申し出であったということであり、約3日間仙寿の里のほうに緊急入所をさせていただきました。

上面縄の81歳、男性の方なんですけど、家屋崩壊の危険性で姪のところへ避難させました。

といいますか自分のほうで、姪さんのほうが避難させよということになったわけであり、

目手久の85歳、男性の方、障害の方なんですけども、家屋の屋根が飛んだため喜念の姉宅へ避難ということになりました。

要援護者の目手久の親子さんなんですけども、近くの男性宅の方なんですけども、怖いということで職員が行って、消防と同行して風が強くなってきたものですから、消防員に応援を頼んで安否を確認して、本人たちは「いや、避難するほどではありません」ということで辞退されましたので対応いたしました。

翌8月27日月曜日、朝から風が強くなって、役場のほうも二次災害のおそれがあるということで自宅待機でありましたけれども、包括の職員と私たちは一応出て対応いたしました。

この中で包括支援センター職員と補佐のほうで高齢者の独居老人宅、風の強い中でありましたが気がかりということで、約30戸訪問いたしました。

その中で伊仙の89歳の方なんですけども、家屋の半壊状態ということで仙寿の里へ避難させました。

8月28日火曜日なんですけども、介護保険係から各施設のほうへ、被害調査の確認をしたところ被害はないということでありました。

包括支援センターから居宅介護施設のケアマネジャーに対して、非支援者の災害状況確認、希望があるとかそういったアンケートも思いながら、確認調査を依頼しました。また気がかりな独居老人高齢者世帯の安否確認ということで、78世帯に対して電話を確認して安否を確認しております。

あわせて断水の影響を受けて、高齢者宅へ飲料水、ペットボトルでございませうけども、2㍁の配布を行いました。これが28日、29日の2日間で107世帯のほうに配布いたしております。

こちらのほうから届けました。特に断水の地区については民生委員へ連絡し、安否確認及び情報の提供を依頼しております。また被害を受けられた方のケア会議を午後開催しております。

支援が必要かどうか、食事とか家屋の損壊等についてもケア会議を行っております。

マニュアルについてということでございませうけども、要援護者等の支援対策については民生委員による調査、支援、対応、報告が決められております。介護保険係から各施設の被害調査の確認、包括支援センターから居宅介護支援施設のケアマネジャーとの連携などでありませう。

また、地域見守り事業として平成23年度国の補助金で、集落の話し合い活動を通じ、災害時の支援を望む方たちの調査も行ってきております。町内の要援護者マップができております。これもシステム上おとして総務課の防災担当の方と社会福祉教育課との中の連携をとっております。

以前にも民生委員会のほうでは、地図上に見回りする方たちのマップをおとしているのもありますけれども、随時見直してきております。日々変わっていきますので、そのマップが一番最新の情報に近づ

けていくようなやり方をしております。

今回介護認定者、要援護者、ひとり暮らしの方たちの新規利用者の把握をしており、286名からの災害時があった場合の支援について、希望するかしないかということもアンケートでとって、本人の署名、捺印をもらっております。この方たちについては本人が同意をしたということで、集落の駐在員、社会福祉協議会、民生委員及び災害本部担当者の調整を迎え名簿を送付してございます。

自助・共助・公助の便宜の中で大きな効果が上げられるのは共助であり、地域見守りの集落独自の支援策を大きな課題として取り組んでおります。

以上でございます。

○環境課長（益 一男君）

美島議員の徳之島愛ランドクリーンセンターについての①の清掃審議会の報告ということでご報告させていただきます。

平成24年度徳之島愛ランド広域連合清掃事業審議会は、去る7月17日火曜日、午後2時よりクリーンセンター2階会議室において開会されました。

参加者は3町清掃審議委員12名、各町主幹課長3名、広域連合職員5名、計20人の参加だったと思います。

開会行事としては、審議委員への委嘱状交付に続き、連合長であります高岡徳之島町長のあいさつに続き全参加者の自己紹介がございました。

その後協議に入りまして、役員を選出がございました。会長に天城町の前田議員、副会長が伊仙町の中濱豊明さんが選出されました。会長の前田さんが議長を務め、4件の議題の協議に入りました。議題は4件、1点目、ベットよりマットについて。2点目、受け入れ時間帯の変更について。3点目に使用料未納者について。4点目に年末ごみ収集のあり方について。

それぞれ4件につきまして、いろいろとご意見がございまして協議されました。

詳細、内容につきましては、当日美島議員もこの会議にご出席されておりますので、よくおわかりだとは思いますが、以上をもってご報告といたします。

次に、②のご質問にお答えをいたします。

世界自然遺産登録へ向けての取り組みにおいて、環境問題、ごみ問題は重要課題であるが今度の対策をどう考えているのかということですが、おっしゃるとおりで重要課題の一つだと認識をしております。一部の心ない人による家庭ごみ、粗大ごみ、家電製品等の廃棄物を空き地、山林、河川、海岸等に不法投棄する人が後を絶ちません。去年は町内で約58tの撤去を行いました。

この現状を見てみますと、人通りの少ない道路や山間部など広範囲にわたっており、投棄されるごみも家電や廃タイヤ、産業廃棄物など多種多様化、悪質化しております。

今度の対策としまして、不法投棄は地域の美観を損なうだけではなく環境汚染を招くことから、不法投棄をできるだけ早急に見つけることが重要であろうかと思っております。こまめに草を刈り、見通しの効くきれいな状態にしておくことだと思っております。定期的な見回りをするなど、常に土地の状況を把握するこ

とだと思えます。不法投棄をさせないためにも、見られぬ人が立ち入れないように囲いを設けるなど、自分の土地にごみが捨てられないよう土地の管理には十分な注意を促すことだと考えております。

本県では、毎年11月を不法投棄防止月間と定めております。本町といたしましても広報紙等に掲載して意識向上を図り、マナー向上に努めなければならないと思えます。今後花いっぱい運動と町並みをきれいにできる住みよいまちづくりを推進していき、世界自然遺産登録へ向けて全町民で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○教育長（茂岡 勲君）

美島議員の質問にお答えします。

世界遺産登録に向けてごみ問題を中心とする環境問題は重要な課題と認識しております。

平成22年にできたポイ捨て禁止条例は、子ども議会で取り上げられたものが条例化されたものと聞いております。子ども議会では平成23年度にもごみの問題について取り上げられ、平成24年度は世界自然遺産登録に向けた質問が出されるなど、学校教育の中でも登録に向けた機運が徐々に高まっていることを感じました。

具体的な活動としては、毎月のクリーン作戦の参加に加えて、例年ほーらい祭りの後に面縄小や面縄中が海岸清掃を行っております。またNPOとも連携し外部講師を招いて、世界遺産登録に向けた奄美の自然のすばらしさについて授業を行ったり、講演会を実施したりしています。

また、各小中学校においては、例えば総合的な学習の時間に海岸清掃から出たごみを分別する中で気づいたことを調べたり、島内の美しい自然をフィールドワークで回ったりすることなどを行っています。

このように学校教育と社会教育が一体となって自分の郷土、自分の島を守る教育を今後とも進めていきたいと思えます。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

平成23年度の農業生産額の実績についてお答えいたします。皆さんのほうに、お手元のほうに資料をお配りしてございます。糖業関係、サトウキビに関しまして、南西糖業で压榨をされます分蜜糖になる部分の実績でございますけれども、生産量が昨年非常に不作の年でございまして4万5,875トン、生産額にしますと9億6,337万5,000円ということでございます。一般と書いてありますのは含みつ糖黒糖会社さんの分でございます。625トン、1,312万5,000円ということです。

サトウキビに関しましては9億7,650万円という実績でございました。

続きまして園芸関係、バレイショにおきましてはJAさんの取り扱い高3,555トンという数字は正確に出てきている数字でございます。これに関して7億3,203万3,000円ということでございました。

一般というのは、民間さんの取り扱っている部分でございますけれども、あちこち業者さん当たりまして聞き取り調査等行っているんですけれども、なかなか正確な数字が把握できないという部分がございます。聞き取られた部分に関しまして、2,454トンの5億1,755万4,000円ということで、バレイショに

対しましては合計しますと12億4,958万7,000円ということでございます。

あと、大きなものだと申しますとショウガがありまして、ショウガもJAと一般さんのほうで扱っているんですけれども、一般の部分は聞き取りによりまして1,758トン程度ありましたということで1億420万7,000円程度だということでございます。

あと、農協さんの扱っている部分が、農協さんの野菜年度というのが8月から7月ということで、野菜年度の実績が出てますので、その数値を使っております。あと一般に関しましては、それぞれ聞き取りという形でやっているということでございます。

合計、園芸関係の合計が15億2,683万8,000円ということでございます。

畜産に関しまして、肉用牛、非常に失礼をいたしましたけれども、我々農協さんの販売した部分の伊仙町の部分と徳之島の部分、JAあまみ徳之島事業本部の合計の部分と伊仙町の部分を少し分けてなくて不手際を起こしてはいたしましたが、伊仙町の部分として2,584頭、9億1,501万9,000円ということでございます。畜産に関しましては合計で9億4,758万9,000円ということでございます。

その他といたしまして、百菜のほうの農家さんに支払った部分が3,000万、あとJAあまみ徳之島事業本部の婦人部の皆さんが、Aコープの入り口のほうで運営されているものが伊仙町分合に対しまして700万円、あと長命草が9,260キロ、162万円ということでございます。合計で34億8,955万円という結果でございました。

続きまして、2番目の既の実施されている事業確認追跡調査、その結果に関しまして公表ができるかということと、あと各営農組織あるいは生産組織に関しましてのことも公表できるかということでございますけれども、事業の経過並びに結果につきましては、年度終了時に経済課通信及び農談会等で公表してまいりたいと思います。あと生産組織につきましては、会費と町からの補助金で運営されておりますが、各組織の中で総会等で事業計画、予算、事業の実績等が決められ、運営されております。

各組織の活動状況等公表できる部分については前向きに検討してまいりたいと思います。

あと、伊仙町の平均農業所得に関しましてお知らせしたいと思います。国が公表しております平成18年度の市町村別生産農業所得統計というのがございます。これも伊仙町の農家1戸当たりの生産農業所得が142万円となっております。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

美島議員の既の実施されている事業の経過、事業確認追跡調査ということですが、イベントについては企画課では夏祭りとかいろいろなイベントをしているわけですが、これについては監査も立てまして事業確認、こういった反省点とか行っております、この33カ所めぐりについては、これについては宗教的な立場の関係から役場じゃなくて観光協会のほうで進めておりまして、既に聞くところによりまして昨年の4月には町も協力はいたしました、池口恵観先生を招待しまして、4月に33カ所のこれをしておりますが、つい最近また南区の集落の皆さんが、バスを貸し切って1泊2日で33カ所めぐりを実施したということを知っております。

それと、平均所得額は、最近経済課長が農業所得については述べましたが、市町村民所得推計によります平成21年分によりますと、伊仙町では人口1人当たり139万8,000円ということになっております。よろしく。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、指定管理者導入の見通しについての質問にお答えいたします。

現在運営審議会のほうでも協議をいたしましたところ、運営審議会の中で住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることができるのであれば、この制度を導入したらどうかという意見等がございました。このことに伴いまして、9月から10月10日まで募集を募り、公募の上がり次第審査会を設置いたしまして、11月の末には候補者を決定いたします。12月には議案の上程を行い議決がいただければ候補者の告示を行いまして、1月から3月まで準備期間を設け、3月の末には協定の締結をいたします。4月から移管をすることになります。また指定管理者申請書には事業計画書、また代表説明書、活動実績書などを添付していただきます。

次に、レジオネラ菌発生後の管理については、現在もお客様に安心してご利用いただくために、定期的に専門検査機関による浴槽水またはプール水の水質検査も行っています。

安全面は今後も万全を期していきたいと思っております。

以上です。

○総務課長（窪田良治君）

美島議員のご質問にお答えいたします。事務分掌等についてのお答えです。

正規職員、嘱託職員、期限つき職員、筆耕を含む人数はということでございます。

現在の正職員につきましては134名、嘱託職員につきましては16名、期限つき職員で89名、計239名でございます。

以上です。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

お答えいたします。

教育委員会部局ですが、先ほどの総務課長とは重複すると思うんですが、教育委員会部局では正職員が25名でございます。臨時職員につきましては学校の用務員を含めて33名でございます。

○社会教育課長（當 吉郎君）

美島議員の生活改善について、町全体的に取り組むべきことということで答弁は要らないということでありましたけれども、社会教育団体の中に地域女性連の団体がありまして、主に中心的に推進していかなければならないという立場上私のほうで聞いている範囲といたしますか、活動している範囲についてお答えをさせていただきます。

生活改善については冠婚葬祭や健康であったり福祉など多岐にわたるかと思っております。

基本的には集落の駐在員や地域女性連あるいは食改善グループなどが連携して、地域全体で取り組むべきことと考えられます。

そこで社会教育団体であります地域女性連の活動といたしまして、定例会や研修会を通じて研修、健康づくりなどに関しては研修を受けております。

そしてまた、その定例会等で各集落の女性の皆さんには啓発活動をしていると聞いております。

しかし冠婚葬祭に関しまして、先ほど美島議員からも話がありましたように、集落においては年の祝いとか成人式などは合同で行っている箇所は多数あるかと思えます。しかしながら、また親戚の方であったり、友人、知人の皆さんが合同で後でまたおうちのほうに押しかけてきて、まだどうしてもその合同祝いだけで質素に行くことは徹底されていないというのは現状かと思えます。

そして、また葬式に関しては、もうちょっと以前から1,000円の香典料にしてお返しはないとかいうように徹底するよう呼びかけはしているそうなのですが、実際はそのお弁当も集落の婦人部の皆さんでつくって対応しようとかいうことなども一時は計画をし、徹底していこうという活動を行っていたんですが。最近では葬儀に関しましては葬儀屋のほうですることが多くなりました。

あと香典返しと申しますか、そういったのはある程度徹底はされてきていると聞いております。

また、うちの見ている集落あたりも、ほとんど香典返しはなしにしようということなんですけど。

ただども、香典料に関しましてはもうほとんど、基本が2,000円、それ以上の方もあるかと思えますが、そういったふうに徹底されていない部分もあるということでもあります。

地域女性連のほうでは今後とも精神的な取り組みをしているところあたりを、視察なり聞いたりしながらまた積極的に伊仙町のほうで取り入れられる部分は、今後また取り入れていきたいということを検討しているということ、また会長さんを通じて聞いておりますので、またお知らせをしていきたいと思えます。

今後とも粘り強く、こういった活動はしていくということでもあります。

○副町長（中野幸次君）

職員の綱紀肅正についてお答えいたします。

その前に議会のほうが綱紀肅正に対して、いろいろ関心を寄せていただきますことに大変ありがたく思っております。

と申しますのは、議会のこういった一般質問等でのことに関しまして、職員がやはり緊張間を持って非常に受けとめ型が違ってくるという状況もありますので、そういう意味で大変ありがたく思っております。

その内容等についてお答えしてまいりたいと思えます。職員の資質向上というのは非常に難しいところがありまして、私も捉えておりますのが、一つは不祥事の再発防止とあわせて職員の資質向上という2つの面からこれに望んでいるわけがございます。

1点目の資質向上に対しましては年間の研修計画を立てて、この研修計画に沿って、いわゆる職員への指導と。これはどういうことかと言いますと、年間計画の中では月1回の朝礼、それから課長会、さらには課内会、これは年に2回実施しております。それからその他に課長補佐会、こういったことではありますが、さらに徹底させるためにということで町長の指示で今年度は臨時職員の会、20代職員の会、

それから30代職員の会ということで、これは意見交換を行って、彼らが何を考えているか、そういうことに対してどうあるべきかということ等の意見交換等も実施をしております。

また今年度は、まちづくり座談会が19集落において実施されました。

その後、その地区の職員は必ず出会う、義務出会という形をとりまして、やはり町民の視線、目線、こういったことをきちっと捉えて行政に生かしていく、そのことが使命感を持って当たることはできるということで、これも一つの研修、そういう意味を兼ねております。

それから、さらには不祥事の防止に対しましては過去の事例等がありましたので、それをやはり肝に銘じて、公務員の不祥事として出てくるものについてはマスコミ等のそれを資料にいたしまして、今年度も何回か場を捉えて指導をしております。他町村の例であります、特に8月25日は福岡市の職員が3年前ですか事故を起こしまして、一家の3名の子供たちの尊い命が犠牲になるということがございましたので、私ども伊仙町におきましてもそういうことの防止を目的としながら、8月25日は伊仙町で交通安全を職員が考える日という場に設定をいたしまして、今年度からそういうことで取り組んでおります。

まず何とんでも一番力になるのは、お互い同僚同士の間関係もあろうかと思ひまして、課内におけるお互いのいわゆる内部牽制機能の強化ということに努めてまいりたい。

お互いで注意をし合う間柄、そして行政効果を高めていくという取り組みを進めていくということで望んでおります。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

美島議員、ここで休憩をしたいと思ひますがよろしいでしょうか。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時06分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（美島盛秀君）

先ほど来、1回目の質問に対して執行部からの答弁がありました。引き続きまして、2回目の質問をいたしたいと思ひます。

まず基金の運用状況と9月現在の残高ということで、先ほど財政調整基金と減債基金で4億8,000万という話がありました。確かに財政運営は安定をしているように数字上は見えます。

決算審査のほうでもありますけれども、しかし、それは数字の帳尻合わせであって、実際は黒字で決算を出しても内容については大きな赤字を出してる。ということは、ここ3年、政権がかわって自民党から民主党にかわって、民主党から地方に配慮した予算措置、いわゆるばらまき予算とまで言われてる

んですけれども、そういう地方に対しての民主党政権の中での予算が増えてきた。そういうような意味でいろんな各事業ができたわけでありましてけれども、中には88億以上の借金を抱えている。

数字的にも黒字で決算報告されておりますけれども、実際の収支比率は数字がだんだん大きくなってきている。これがこの数字が物語るように内容は赤字に見えない、私はこの財政運営について町長に再度伺いたいと思いますけれども。

今大きな事業等どんどん進めていってる、今言ったように民主党の予算措置等も考えられるわけなんですけれども、財政運営に当たっては、今後やはり借金を残し子供や孫に悔いを残さないような財政運営をしていかなければいけないという思いをしているわけなんですけれども、費用対効果、このことについて町長はどう考えているのか伺います。

○町長（大久保明君）

おっしゃるとおり、平成17年、8年から、いろんなほーらい館のまちづくり交付金事業を獲得しまして、そしてほーらい館が完成して4年が過ぎました。百菜も3年が過ぎたところであります。

まず費用対効果についての質問でありましたけれども、例えばまちづくり交付金事業にしても当時の議会も非常に財政の圧迫を懸念いたしました。ほーらい館にいたしましても、これは目的を明確に打ち出した施設でありました。これから健康増進を進めていくと。そしていろんな国保会計、そして町民の医療と福祉を軽減していこうという目的もありました。

また百菜に関しましても、地産地消という形で島の農家がいろんな農産物をつくって、それを全国に販売していくと。もくもくファームを中心とした出口も確立しております。そういうことが農家所得の向上につながっていくというふうなことを考えて、そのつくった施設は最大限に効果を出していくということを考えてきた結果。

例えばほーらい館にしても今会員が1,000名近くになりました。そして、一日の入場者数が500名を超える日がだんだん多くなってきております。全体の交流広場という形、明示等になってきていると思います。百菜の売り上げにしても月によって1,500万以上の売り上げが出る月が出てきておりますので、費用対効果が出てきたとは考えております。

民主党政権になって奄振の予算が約80億少なくなりました。この農業土木を全国的に減らしたその原資がいろんな交付税、一括交付金という形になってるわけなんですけれども、確かに地方交付税そのものは小泉改革で激減された後、また持ち直しておりますけれども、国全体の今後の一応1,000兆の借金をどうしていくかということを考えた場合は、次の政権では地方交付税を増やしていくことは非常に厳しくなってくると思っておりますので、そういったことを視野に入れながら、これからの伊仙町の財政を長期的な形で計画を立てていっておる状況です。

先ほども申し上げたように、いろんな設備は学校の建て替えもある程度目標に達してきたと思います。それから今回のこの目手久の情報発信施設に関しましても、これはこのまま我々が財政が厳しいという中で手をこまねいて何もしないという、しかし借金は余りふえないという状況を維持することが町のためになるかどうかということを考えてみた場合に、我々はこれからの町行政は挑戦をしていくと。そし

て自分たちの力で立ち上がっていくと、そしてこういう会だけではなくて多くの交流人口をふやしていくということが、この町の外貨を活性できることにつながっていくわけです。そのような非常に挑戦的な戦略的な事業が、この情報発信施設であります。

今日も国のほうから視察に来てますけど、大変注目をしております。この前愛称を募集したら、もう600件近い愛称が来たということで、大変期待をされていると思います。ご存じのとおり50周年記念事業におきましては、本土から恐らく500人以上の方が来訪します。既にチャーター便はもう150人をオーバーして断っている状況です。そうした中で郷友会の方々が、今回も横田さんを中心に29日に島に対する提言のシンポジウムをしますけども、そういうことを挑戦的にやっていると、そうしたら多くの人たちが注目すると。航空会社ももちろん毎月闘牛大会に関しては、間違いなくチャーター便、パックを組んでくる時代になりますので、そういった戦略を立てていったことが応援する方々もたくさん出てくるということになってくると私は大変島の今度の島づくりに関しましては前向きに、楽観的に考えていってもおります。

ですから、そういった中で財政をどうしていくかと。外貨を稼ぎながら、町民の所得を上げながら、そして地域は税収を上げていくと。交流人口を増やしていくと。そして、例えば学校の教職員にも厳しく言っているのは、もう校区内に住むのは当たり前と。それはなぜかと言ったら、伊仙町の教員が他の町に交付税落としているわけ、住民でも。これはだれが考えても間違っていることです。そういうことをいろいろ説得しながらやれば、私はこの財政をいかにして安定していかせるかということは、挑戦的に攻撃的に、政策をつくっていくことがもっとも重要であると思っております。

ですから、確かに厳しい状況を乗り越えながら、さらに町民の所得向上につなげていくということがもっとも肝要ではないかと思っております。

○13番（美島盛秀君）

町長の答弁はこのネットを通して町民、全国の人たちが見ているだろうと思います。

なるほど納得させられる答弁だと思います。しかし、今現状を、伊仙町の現状を考えたときに、果たして今町長が言っていることが結果が出せるのか。そういう思いがして私はならないわけでありまして。

11年町長在職、在任期間ありましたけれども、その間、私はいろいろ町長のやっている政策等を見てきて、後もっていろいろ段階的に質問をまた最後やりますけれども。さっき財務のほうから4億8,000万と基金があるということを言われましたけれども、実際に自分たちの基金に似合わないような事業をいっぱい進めている。それが果たして外貨を稼ぐと、今の町長の説明があるんですけども、それ以前に私はもっと力を入れてやるべきことはいっぱいあると思っております。

それは何かと言うと農業政策。後もってやります。今は町長の答弁は私は納得はいきます。

しかし、その答弁に対して、それが今後結果が出せるのかどうかは今後見守っていきたいという思いをいたしております。

2番目に災害対策について。時間が制限されておりますので、余り答弁に長い時間をかけないで簡潔にお願いいたします。

台風15号による被害状況の報告については先ほど来報告がありました。予算も9,000万以上確保できているということでもありますけれども、まだまだ見落とされている箇所があるのではないかという感がいたします。

教育関係、それから住宅、いろんな施設設備、そういうようなもろもろのものを含めると、200数十カ所に上っているわけでもありますけれども、これを一つ一つ今後チェックして、早急な復旧が望まれるわけでもありますけれども。今後この復旧に対して、どれぐらいの期間をおいてやるのか、見通しをお伺いをしたいと思います。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

今回計上された災害復旧費におきましては、できるだけ早く普及ができるんじゃないかなと思ってます。順次、みんな一回にはできませんので、緊急性を考慮に入れながら順次やっていきたいと思っています。そして幸い申請が可能な7地域に関しましては、先ほど国のほうからファクスが入ってましたが、10月28日に査定に来ますよという報告がありました。それに基づいて査定を受け、普及に当たっていきいたいと思っています。

以上です。

○耕地課長（上木義一君）

美島議員の質問に答えます。

耕地課としては美島議員がおっしゃるとおり、今日も現在何件か連絡が入っております。

それで1件でも漏れがないように、今管内図で東部、中部、西部と、そして現場の図面等に箇所数を、入れながら、ちゃんと写真番号と一致するように、そして順次対応していきたいと。

あとサトウキビがまだ収穫をするところがまだ何カ所かありますので、その点は地主の皆さんとちょっとお話をしながら、順番に対応していきたいと考えております。

以上です。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

お答えいたします。

教育施設では、犬田布中学校の1階の渡り廊下の件ですが、台風がちょうど夏休みにありましたので、子供たちに大きなけがもなく済んだわけですが、めくれてはがれたフローリングにつきましてはもう2日後にはすべて撤去して、今現在ベニヤを敷いて、子供たちが安全に歩けるように覚悟はしてあります。昨日おかげさまで予算を可決していただきましたので、今後原因となりました排水溝につきましては、鹿児島島の設計士等呼んでみていただいて、構造上改修ができるかどうかというところを点検して、早急に進めていきたいと考えております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

今回の災害においては農作物被害も1億2,000万程度出ています。早急な復旧をやらないと、もう10

月からジャガイモの植えつけも始まります。もう既に夏植えの植えつけもやっています。

ところが、土の流出等で夏植えができないあるいはジャガイモの準備もできない、そういう畑の準備もできない。これが延び延びになってしまうと、農家所得も上がらない。

町が一番目標としている農家所得、農業所得50億、この達成に向けて大きな痛手を受ける。

そういう全体的なこと、段階的なこと考えていくと、私は先ほども言ったように、町長のそういう財政計画とそういう政策面において、私は食い違いがあるという思いをしてならないということでありませう。

ですから財源の問題についてはしっかりと各課で掌握して、早急に復旧ができることをお願いをしておきたいと思います。

続きまして、停電や断水によって住民の生活が一時困窮したが対策はできたのか。

特に高齢者やひとり暮らしの人へのサービスはできたか。またマニュアルはできているかということでもありますけれども、この件に関しては副町長のほうから防災を兼ねてマニュアルをできていると。

しかし十分とは言えない、今度検討する必要があると。課題も残しているということでもありますけれども、このマニュアルについては後もってまた修正するところがありましたら、私たち議会のほうにも示していただいて、今後住民と一体となった取り組みに執行部のほうも協力をお願いをいたしたいと思えます。

その件につきまして、先ほど松田保健福祉課長のほうから説明がありました。

この保健福祉課はいろんな県あるいは国の補助金、公金でいろいろ事業が進められて、包括支援センターあるいは保健センターを中心にまたやっている事業もたくさんあるわけですがけれども。

今回の台風の災害において私の地域に80歳以上、90歳以上のひとり暮らしの独居老人が何件かあります。台風前にはなるべく私も行って戸締まりをしたり、手助けをしたりするわけなんですけれども、いかんせん今回の台風は夜に起きて、これだけの大雨が降って行けないところもあって、電話をしても全然つながらない。また年寄りには身体的にも不自由を感じて、電話を幾ら鳴らしても聞こえない、出てくれないということなどもありまして、福祉の充実というのは大切なことだということを今回の災害に身をもって知らされたわけでもありますけれども。

今後そういう包括支援センターとか、あるいは保健センターあるいはそういう連携をとってやっていく。昨日の補正のほうにも新規で見守り隊何とかという予算等も出ておりましたけれども、そういう流れについてもまた我々議会のほうにもあるいはお年寄りのほうにも連絡網等が計画的にできるような方向をやっていただきたいんですけれども、その計画は今後しっかりとできるかどうかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今のご質問にお答えします。

確かに緊急時のものについては人命にかかわる大事なものでありますので、有無を言わず時間がまったなしで対応しなければいけないと思っております。そのために町としても集落担当職員制度という

のを今手がけております。私たちもそれにのっかって、集落の担当されている職員もそういった災害に臨機応変に対応していただくという体制で、民生委員しかり区長さんしかりとあります。その方たちが地区の大事な要援護者、動けない方については特に常日ごろから目を配って、注意深く見てほしいということ今度の計画の中に入れておきたいと思っております。

今回の反省に基づいて、障害者、援護者、ひとり住まいの高齢者の方たちの名簿については、障害者担当、介護保険担当、包括支援センター職員、それと管理職になる課長さん方に、その名簿をあげてその集落については特に情報に気をつけてほしいということで、今後対応していきたいと思っております。

また、ケアマネージャーを通じて、ケアマネージャーが管轄している方たちの連絡については、逐次報告させるようにしております。連絡態勢についても組織表はつくってありますので、後でもって連絡体制参考にまた皆さんお配りしたいと思っております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、そのマニュアル実現できるように、普段からこういう災害に備えてきちんとした対応をやっていただきたいと思えます。こういうことに関しても予算措置が必要でありますので、そういう予算的なこともぜひ考慮して、普段から貴重な予算を確保しておく。またその予算については、住民と直接かわり合う予算でありますから、余裕を持って今後財政計画等にも取り組んでいただきたいと思っております。

次、3番目の徳之島愛ランドクリーンセンターについてでありますけれども、冒頭申し上げましたように、これは広域連合で扱っているクリーンセンターであります。しかしながら、補助金を入れている自治体でありますので、町の予算負担がありますのでお尋ねをしているわけでもありますけれども、清掃審議会の報告を先ほど求めました。実は、その前に伊仙町の清掃審議会があつて、ごみの分別等、これ各家庭あるいは町民のモラルにかかわる問題だということ私を指摘もいたしましたけれども、このことについては町民全体の子供から大人の老人まで全部が取り組んでいかないと、何か最近また、この分別収集については手落ちがあるのではないかなという思いがして、清掃審議会の報告を求めたわけでもありますけれども。

町長は連合の副連合長として、しょっちゅう会合にも出ているし、状況は把握をしていると思えます。今のクリーンセンターの現状を見て、どう考えられているのか。もう私はこの清掃審議会のときに、ある町の委員から「あそこはクリーンセンターじゃないよ」と。クリーンという意味はどういう意味か。ゴミ捨て場じゃないかと。本当に見るに忍びない状況になっております。しかも大切な最終処分場が人数がいっぱいになる。そしてそこにまでごみを捨てている。こういう状況を見て行政として負担金を出している町長として、今までどう考えてきたのか伺います。

○町長（大久保明君）

徳之島愛ランド広域連合による焼却炉は、最終処分場水処理施設について65億の多大な建設費を要しまして、そしてその償還金と人件費、維持管理で各町が年間約2億の繰り入れを行っております。この

15年間の対応年数ということでございましたけれども、既に9年近くたっております。

今後この焼却炉の維持管理をさらに点検しながら、長期的な形で持っていく必要があると思います。そういった中で溶融炉が代機種の問題で絶対的の必要だということでしたけれども、近年の調査研究によりまして、その溶融炉もこれは各焼却炉で自由な形での運営もなされております。

最終処分場に関しましては15年で満杯ということですが、現時点では3分の1も来てない、灰が詰まってないという状況です。指摘のとおりバイオ時に非常に水がたまってくるということなどで集落からもいろんな苦情等が出ております。こういうことは現在のところ安全性は確保されております。

割とこの島でいろんな、すべてのものをクリーンセンターで対応しているという状況の中で、いろんな災害時等に瓦れきそのものを集中的に持ってくるとか、いろんな老朽化した、本来はクリーンセンターではなくて他の業者が取り扱うべきものも運ばれてきているとの問題も出ておりますので、今後分別をさらに厳しくやっていくということと、もう一つはこの家庭内でのいろんな、例えば伊仙町内においては生ごみを昔のトンポストという形での対応を普及させていかなければいけないと思います。

これは広域連合議会で約2年前ですかね、徳島県の上勝町に視察に行ったときに、そのことを何人かの広域議員も視察に行って非常に感銘を受けている状況でございますので、美島議員が言っているとおり、ごみ捨て場などというふうなことは言われぬように広域連合の中で、今月末にもまた広域議会有りますので、そのときにぜひ電話をして、電話というか広域議員の方々にそういう問題意識を、伊仙町議会であったということをも課題として出していただきたいと思っております。

そうすることを地道に続けることが重要であるし、これを世界自然遺産の候補地になると、まず国立公園になるというこの地域が、ごみの処理、そして分別もできないようでは、その資格すらないとユネスコから言われる。最終的な段階で自然遺産ができないということになりかねませんので、頑張ってまいりたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

言うはやすし、実行するのは難しいわけなんですけれども、だったら予算を増やして、今言われることを実行したいのであれば、予算、清掃費をもっとふやして、収集業者を増やして、ステーションを増やして、あるいはごみ袋に補助金を出して、そして徹底してやると。

それぐらいしてやって、自然に自立実行させるということを試みて、実行に移したらどうかという考えがするわけなんですけれども。

と言いますのは、もう高齢化でお年寄りが多い。何か所かにあるステーション、ここまで持って行くにお年寄りは何してるか。分別もまともにしない、だからお年寄りの多いところにはそれだけステーションを増やして、あるいは何件かのところに小さなステーションでもいいでしょう。

指定して、そのためには業者もふやさなければいけない。そういう配慮して、徹底してこのごみ分別収集、そしてクリーンセンターの有効活用といいたいでしょうか、そういうのに取り組んでいただきたい。改めて伺いますけれども、そういうことにおいて予算化して実行できるのかどうか伺います。

○環境課長（益 一男君）

ただいまのご質問の、今度また伊仙町の清掃審議会も去年ぐらいはやってなかったようですので、今度はこの審議会を招集して、本年は第1回目は5月、6月になりましたが、今度第2回としてその成果等をまた協議しながら予算立て、また計画性のある清掃業に努めていかなければならないと思っております。よろしく願いをいたします。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ予算を増額して取り組んで、これは町民に直接、直結することでありますので、こういうことから改革をしていかなければ、私は将来の伊仙町はいい方向に進んでいかないという思いがいたしております。ぜひお願いをいたしておきます。

次に、世界自然遺産登録に向けての取り組みにおいて、教育委員会、学校教育での取り組みはどうなっているかということについて伺います。

先ほど第1回目の答弁がありましたけれども、それについてクリーン作戦等に取り組んで、私が地元の阿権小学校の子供たちはもう毎回出てきて、一緒になって、もうごみ袋いっぱい空き缶を拾って、一生懸命地域と一緒にやっているのを見ています。これが全町内に広がっているのかどうか。あるいはまた今焼却場クリーンセンターの件を言いましたけれども、クリーンセンターなどを見学をして、その後、課外学習ですか、言いましたけれども、そういう中で、そういうごみ焼却場のああいうのを見てどうですか、家での分別はどうですか、そういう環境問題についての取り組み、学校教育への取り組みをやっているのかどうか伺います。

○教育長（茂岡 勲君）

美島議員にお答えいたします。

学校でどのように子供たちに環境教育をしてるかということではありますが、総合的な学習の時間な学習の時間でまず環境問題については学習をしております。今の目手久の清掃工場に学校が行って勉強したということは私の耳にはちょっと入っていませんけど、各学校でやっているのは事実であります。

総合的な学習の時間を使ってやっております。

その他、クリーン作戦への参加について、少しでこぼこがあるというのは感じております。

私は先日きゅう海きゅうらしま作戦を含めたクリーン作戦のときに、糸木名から喜念まで2回ほど視察するといいますか、車走らせてみましたら、それぞれ私が見た範囲においては、お父さん、お母さんと一緒に行って、家族ぐるみでやっているというふうにもとりましたけど、全部が全部そうかと言うと、やはりそういう面についてでこぼこがあるというのは確認しております。

以上です。

○社会教育課長（當 吉郎君）

今のクリーン作戦なんですが、クリーン作戦のほうは基本的には社会教育課のほうで広報し、環境課と一緒に進めている作戦になります。それで社会協議会のほうといたしましては、町内の各クリーン作戦の広報、するとまた各子供会であったり、あるいはスポーツ少年団、そういった活動の中でも、例えば高等部会活動の中でもボランティア活動はしないといけないというのがあります。

そして、各少年スポーツ団の活動の中にも、そのスポーツ活動だけではなく地域の中で育まれるということがありまして、地域の中での交流というのの中にまたクリーン作戦等も含まれておりますので、年度当初の子供会活動の研修会であったりあるいはスポーツ少年団の登録説明会等を通じて、必ず年間の活動の中でクリーン作戦は子供会単位であったり、スポーツ少年団単位であったりして取り組みをするようにというような指導をしているところでございます。それで中にはスポーツ少年団単位でしたりとか、あるいは子供会活動の中でクリーン作戦の日ではなくても、例えばキャンプをしたついでにするとか、そういった事態はあります。

○13番（美島盛秀君）

今の問題ですけれども、なぜ私がこういうことを言うかということ、さっき杉並議員からも学校教育の問題いろいろご指摘がありました。やはり子供というのは地域、そして保護者、学校、三者一体となって取り組むことが学校教育には必要じゃないかな。特にこういう地方などは、市町村単位によっては必要じゃないかなと思っておりますので、ぜひクリーン作戦などを通し、この環境問題についてはみんな一緒になって取り組めるようお願いをいたします。

続きまして、徳之島食肉センターについて。これについても先ほど言いましたように、クリーンセンターと一緒に広域連合で管理運営をしている事業であります。ところが奄振で1億、各県が2,000万、各3町で8,000万、そしてさらに4,000万の補正をしている。2億4,000万の事業で進められている事業だと思います。

この食肉センターが、4月、5月、6月、7月、8月、9月、半年になりますけど全く機能しない、稼動しないという状況が続いていることを今聞いておりますし、また私も議会の傍聴等において勉強させてるところでありますけれども、この現状について町長の説明を、報告を求めます。

○町長（大久保明君）

このことに関しましては広域連合の件でございますので、連合長の許可なく伊仙町議会でどこまで発言していいかということもあるし、まだ確定してない面もいろいろあります。

祝賀会は既に終わっておりますけれども、その後予想もしなかったんですけれども、機材がまだ十分ではないということで、今その対応はしているところでございます。近いうちというか稼動することは間違いありませんので、その件に関しましては今設計した方々、そして工事関係した方々との交渉中であるというふうに今聞いております。

○13番（美島盛秀君）

これ広域の件でありますので、また後もって報告等があると思います。

もう1点、私通りがけに食肉加工センターの入り口を見てちょっと疑問に思った点があるんですけども、あそこに工事の発注が、伊仙町長大久保明で看板が立っていたんです。徳之島町何で発注者が大久保明が立っているのか疑問でならないんですけど、そこらあたり掌握しているんですか。

○町長（大久保明君）

それは正しくないと思います。ちょっと気がつかなかったんですけど……

○13番（美島盛秀君）

今すぐだれか職員に確認させて下さい。

○町長（大久保明君）

ただ広域連合で発注いたしました。その中に伊仙町の建築会社も入っていますので、しかし発注者は大久幸助天城町長だと思いますけど。

○13番（美島盛秀君）

大久保町長の名前が出てるから僕は言っているんですよ。これ、昨日のことですよ。

私は自分の目を疑って、2回も見てきましたよ。

○議長（常 隆之君）

ここで今の質問の対応で5分間休憩をいたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時55分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保町長の答弁を求めます。

○町長（大久保明君）

先ほどの質問でございますけれども、ただいまの休憩中に問い合わせをしたところ、業者のほうの間違いだそうでございます。ですから、早急に申し入れをして、今後一切こういった、これは自治体の間違いということは大変な問題ですので、しっかりと注意を促すように広域連合のほうでそのことを、話をしっかりとしていかなければいけないと思っております。

○13番（美島盛秀君）

これは広域連合におけることだけじゃなくして、伊仙町の業者でありますので、指名委員長としてそういう伊仙町内のそういうことに対してどういう指導をやっているのか。

こういうことのないように、極力努力をしていただきたい。全く危機感がない。

慎重さがない。それが今の伊仙町の行政のあり方であるということを申し上げておきたいと思えます。

次、5番目、農業振興についてと政策の実現についてということでありまして、まず、平成23年度の農業生産額を分野別に示していただきたいと思えます。資料が出ておりますので説明をお願いいたします。

この件について、私はまず町長に陳謝をしていただきたい。町長は、各まちづくり懇談会で、畜産が15億ということを常日ごろ言ってました。ここ何年か、過去何年か言ってきた。

ところが、私は農協から資料取り寄せてみたところ、10億しかないんですよ、伊仙町の畜産部門は。

今ここには9億と報告されてますけれども、ついこの間までまちづくり懇談会で報告したのは15億ということを報告してます。全く所得を掌握しない、そういうことを町民に対して報告してきた。

そのことについて私はどういう考えを持っているのか、まず陳謝をしていただきたい。お願いします。

○経済課長（樺山 誠君）

先ほどのお話なんですけれども、我々畜産の肉用牛の関係で、今美島議員が言ったように、JAあまみ徳之島事業本部の数字を集落座談会のほうで言ったんじゃないくて、農談会、町でやってる農談会、経済課の中心で農談会でやっているんですけれども、それに関して私が発言したことです。私がこの辺を誤解があったということで、各座談会をした後ですので、この平成23年度の農業生産額の実績について、再度経済課通信を使いまして、おわびと後実績の訂正ということで、実績が出ましたということで、経済課通信で全戸配布をしまいたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

私は、この議会に答えて農協へ行って資料をとったんですよ。そしたら農協の場合は、1月から5月いっぱい売り上げ、それから6月から12月までの売り上げ、これを合算して年間の売り上げにしている。所得にしているということで、資料見とって私は一般質問で10億だということを探ねようとしたらきょう朝資料が配られておって、15億という資料があったもんですからびっくりしました。これは農協のミスだとか、職員のミスということでは済まされないですよ。

今まで何年も15億で報告をしてきたわけですから、そしてそれに対してあと40億ちょっとだから、あと10億ぐらい、所得を上げと、50億目指そうということで、大きな政策を持って取り組んできたわけですから。

5億も違うと、5,000万、5万ぐらいの違いがあればね、それは話もわかりますけれども、大体毎月今までは2カ月に1回、今1カ月に1回ですけれども。伊仙町から出荷されている牛の頭数は大体わかるはずですよ。そういうことで何年も続けて、所得をごまかして発表をしていくということは町長にも責任はある。町長どう考えているのか、あわせて伺います。

○町長（大久保明君）

牛の値段が、4、5年前まではかなり高騰しておりました。そのときの実績では、確かに15億があったわけなんですけれども、今回同じような影響で牛の値段が下がってきたということでありますけれども、ただ今セリ市場を統合して購買者を増やしていこうと。毎月競りをしていこうということで、効果が出るだろうという予測も4、5年前にはしたわけでありまして、市場の価格で変動ということ、いろいろ状況が悪いことを計算に入れて。例えばバレイショの業者さんの出しているものを含めて、そういうことでいろいろあった中での試算でありましたので、今回は、今経済課長が答弁したとおり、いろんな予測の違いがあったということで、そのことに関しましてはことし15億ということで、経済課も、私もそのようなことを発言したことは間違っておりました。今後さらに農業生産額を上げていくためにはどうしたらいいかと。50億ということのために、いろんな気象状況、社会状況の中で、ある程度の額の融通性を考えた上でまた発表をしていきたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

それじゃ、これで終わりたいと思いますけれども、時間がありませんので、12月議会も3月議会もま

たあります。その機会を捉えてまた質問をいたしたいと思っておりますけれども。

私は今の久保町政に対しては議会として、これは誹謗中傷という意味じゃなく、物すごい批判とそしてチェック機能の甘さを我々、私も含めてあるんじゃないかなという反省の念の上に立って質問をいたしました。これで終わりますけれども、町長が平成13年度の町長選以来、私は町長の立候補の表明を聞いて、あ、素晴らしいことを言っているなと思って、ここ11年見守ってきましたけれども、全く受け入れられない政策が方向転換していると受け入れられない、私は認識をしている1人です。

そういう意味で、これかも伊仙町発展のために町民と一体となって取り組んでいくということ約束して、私の一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで美島盛秀君の一般質問を終了します。

次に、上木 勲君の一般質問を許します。

○12番（上木 勲君）

9月定例の議会に当たりまして、徳之島地域伝統文化情報発信施設の全体的な運用について、前議会から引き続いて一応町民を代表いたしまして一般質問をいたします。

今朝からいろんな同僚議員と執行部の一般質問での論議、論戦聞いておりました、やっぱりいろいろ経済政策、それから教育問題、その他いろいろ各分野であるわけですが、やっぱりそういう伝統は闘牛制度の伊仙町の問題はやっぱり情報教育、いわゆる情操教育、人間愛護だと、いわゆる人間と原点は考えております。その観点からやっぱりちょっと伝統してしております闘牛問題のあり方等について通告してあります質問をいたします。

1番目に、まず最初に民族伝承無形文化財への指定登録の進捗状況を今どの時点で、どういう段階でどうなっているかといったことについて、まず質問をいたします。

次に、2点目に徳之島伝統文化地域文化情報発信基地の名称そのものは、伊仙町の町民から私に電話も来るわけですが、伝統文化地域文化情報発信施設の名称はいわゆる建前だけになって、実態は闘牛場となって暴走して、これからさっきいろんな小悪の根源となることを私たち町民は憂慮しているというふうなお電話いただいておりますので、そうならないためにも、国指定の重要無形、これいろいろ内容があって、国指定重要無形民俗文化財あるいはまた町指定無形民俗文化財、中身が違うんですけども、それから国指定選択無形民俗文化財ということで、新潟とか隠岐ノ島などはずっと指定を受けているようでございますけれども、そういうふうには、いわゆる民族文化財に闘牛が登録申請されるように、今も現実に徳之島の闘牛のあり方、内容を規則、ルール、取り決めなどが、ちゃんとそういう環境整備が今なされているかどうかと、現時点でということについて、2点目にお尋ねをいたします。

次に、この施設関連の総事業費は、今までその都度で明らかになっているんですけど、一応全部大体終わりに近いわけで、そのときに今の時点で、償還公債は幾らになるか、これからの。

それから維持管理に、これからまた財政負担なんかを納められるのかどうかと。どう考えをなさっているのかといったことに3点目、お尋ねいたします。

それから4点目に、きょういろんな話が出てるわけですが、やっぱり闘牛と言えど何というんですかね、戦い、闘争、ある面から言えどけんかというようなことにもなるわけでありまして、そのようなことで、これから伊仙町の情操教育、先ほどお話しました、これから伊仙町に百年の計をもって情操豊かな人格豊かな伊仙町民を育てる、そういう意味合いからいろいろ懸念はないのかといったような考えをお伺いをいたしたいと、こういうふうに思います。

これで1回目の質問を終わります、その都度自席でこれから質問をいたします。

終わります。1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

上木 勲議員の質問にお答えいたします。

ここ数回の2回でも、上木議員とこのことに関しましては議論をまいりました。

同じような形になると思いますけれども、民族伝承無形文化財への指定に関しましては、今手続中ですので、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

以前は10月の中旬に完成します情報文化施設、名称は今公募を打ち切ったところでございますので、今日の運営委員会の中でも公募状況を公表して、委員の方々に議論をしていただく予定であります。

事業に関しましては、過去数回説明してまいりました。これは奄振事業プラス道の駅事業を統合した事業であります。正確には企画課長のほうが答弁しますけれども、2億3,000万か4,000万近い事業でございます。この補助率等についてもまた説明をしていただきます。

維持管理に関しましては、数年間は伊仙町のほうで運営をしていきたいと思っております。

これは4番とも重なりますけれども、今後この伝統文化情報発信施設ありますので、闘牛だけじゃなくて、いろんな情報大会ももちろん行われます。その運営状況に関しましては、今回の施設条例の中に書いてあるとおりでございます。

そして、今までの闘牛のあり方を大きく変えていくことにならなければ意味がないわけでありまして。それは上木議員がいろいろ心配なさっている件の問題を解消していくと。決して非行の温床に、今までも決してそのようなことはごく一部のことであって、プラス面を考慮していけば、今では私は教育面に関しても伝統文化として立派な文化であったと思います。これを今度徳之島地域だけで、このようなすばらしい文化を我々だけで満喫するのではなくて、やはりいいものは広く情報公開して多くの人達にスポーツの様ないろんな形で楽しんでもらうということも大きな目的であると思っておりますので、先ほども申し上げたように今大変な注目を浴びていますので、これを機会に一部ありました、そのような悪い点は解消していくことは絶対にしなければならないことだと思います。

そういうことは闘牛文化がよりすばらしい文化として、日本中に、そして多くの中の方々に評価をされていくということにつながるし、そのことが観光の交流に大きく貢献していくということになると思っております。

ですから、美島議員にもお答えしたとおり、そのことはこの地域が外から多くの人たちが来て外貨を稼いでいくということにつながっていかねば、この施設をつくった意味はないと私は思っております。

すので、ご理解いただきたいと思ひます。

○教育長（茂岡 勲君）

それでは、上木議員の質問にお答えいたします。

闘牛分化を民族伝承無形文化財への指定登録はどのようになっているかと。指定登録について絞って、説明を申し上げます。

指定の手順としましては、無形文化財の保持者、または要望等を受け、伊仙町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき無形文化財を指定し、第3校の規定により、その保持団体を認定するとなっております。

手順としまして、教育委員会は指定しようとする無形文化財を伊仙町文化後保護審議会に諮問しなければなりません。

そこで9月5日実施の文化財保護審議会では、闘牛文化の町指定無形民族文化財登録に関する要望書が徳之島闘牛連合会より上程され、継続審議となっております。その理由は、徳之島の闘牛文化については、400年以上も前からの歴史があり、徳之島を代表する伝統文化であることはいまだ承知しているが、小中校生を含めて生徒指導上の課題もあるので、学校の意見や考え方の広く聞いてみようということでアンケート用紙を配布しているところです。

また、できれば、3町の足並みをそろえたほうがよいという意見もあり、今回は継続審議となっているのが現状であります。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

上木議員の2番目の文化情報発信施設の名前に合致する町営闘牛場のあり方について環境整備はなされているのかという点に関しましては、先ほど教育長先生が述べられました民族無形文化財ともあれしませんが、今現在闘牛については全国で9自治体で開催されておりまして、毎年この闘牛文化の交流ということで、闘牛サミットというのが全国この9自治体で交互に開かれているわけですが、聞きますれば新潟県の、先ほど上木議員がおっしゃったとおり、山古志村では、国指定の重要無形文化財、これについては引き分けをして綱をとらないということが重要無形文化財ですね。

そうした場合、去年行きました宇和島では、徳之島とちょうど同じでありまして、角を研いで勝負をつける、これが国指定の選択無形文化財という形で両者違いがありますけど、いずれにしても国の指定文化財という形で両者は登録されております。

そして、島根県におきましては、県指定の文化財として登録されて、島根県の隠岐の島、登録されております。

そして、闘牛連合会の事務局を4月から伊仙町の企画課に配置しまして、今一生懸命闘牛発展に貢献しているわけですが、連合会のほうで3町の教育委員会、議長さん、それから町長さんに、この要望書を提出したわけですが、これについてもいずれ段階を踏んで町視点で見ますと、県、国と段階を踏んでこういう闘牛については発展させるべく、こういった整理はしていくつもりでおりますので、今後宇和

島鬪牛の業者と徳之島同じでございますので、こういった方向で環境整備していきたいと考えております。

それと、まず3番目の施設関連の総事業費は幾らで、償還公債費は幾らになるか、維持管理に財政負担を考えているのかということにお答えしますが、施設関連の事業費につきましては、効果促進費用、これは駐車場の分でございますが、この総事業費が1億3,627万5,000円でございます。

本体整備、これは今鬪牛場施設の本体部分であります、これが2億2,103万7,000円あります。

起債については、この効果促進事業、駐車場部分について4,080万円でございます、金利が0.7%、利息が187万2,451円となっております。これについては効果促進事業については、この80%が交付税措置で返ってまいります。

あと一般補助施設事業、これは奄振事業の本体部分でございますが、これについては6,630万円が起債であります、これについては将来的に使用料が入ってくるということで、この交付税措置にはなりません、金利は1.6%、利息は923万4,379円ということになります。

あと維持管理については、水道、光熱費とか、浄化槽の管理とか発生しますが、これについては今般町の管理条例、使用料とか規則で定めてございます。これにのっつて、歳入のほうも半年間これから10月28日オープンしますと80万円ほど計上してございますが、このようにして年間計画で歳入歳出が合致するようにこれから計画を立ててまいりたいと思います。

なお、またこれでも追いつかない場合は、上申新設の屋根の屋内の部分に畳1枚ほどのパネル上の広告、屋内広告、これも今回の条例に提案してございますが、40から60業者が広告できるようにしてございます。これについても2万円ぐらいで提案してございますので、こういったのを見まして、今後の維持管理に充てていきたいと考えております。

あと、4番目の青少年の健全育成の観点から、鬪牛大会の興行奨励を行うことで悪影響は懸念されないかという点でございますが、以前は、この鬪牛については徳之島、先ほども教育長先生がおっしゃったとおり数百年の伝統があるわけですが、昔はこの農作業の慰労の目的で慰めということでやっておりましたということを知っております。これが戦後ぐらいから興行化になったということで、鬪牛がいわば遊びじゃなくて興行主が商売というか金もうけになったわけですが、近年では先ほど杉並議員のご質問にもございましたが、いじめ問題とか自殺問題、幾度となくこういった問題も、全国でテレビやマスコミ報道でされておりますが。

徳之島のこの鬪牛については、私も含めてですが、小学生ごろから鬪牛に愛情を込めて立派に育てて、これを全島で一番強い牛に育てるという夢と動物愛護という観点から、子供たち大きな夢を持たせているのが鬪牛でございます。こういう観点から子供たちは、この鬪牛を育てる、牛に触る、こういったことを教わりながら、いつとなく体験に基づいて子供たちの成長過程と同時に牛と同時に立派に心身ともに成長しているわけでありますので、周囲の人間関係とも関係しますが、この鬪牛の健全育成には、青少年は鬪牛があってこそ健全になるものだと考えております。

○12番（上木 勲君）

先ほどとにかく今の企画課長の話にもありますけど、もちろんそうなるのも、これはお互いの共通認識ですよ、目的は。昔のなくさみが続くと、いうことは目的なんですけど、ただ現実はいろいろみんな知っているようにいろいろ全国どこでも、ここだけじゃなく全国どこでも牛はあって、闘牛はあったという話を聞いているんです。そうしたら、それが賭け事になったりして、いろいろ問題になったから他のところはずっとなくなったりいろいろして、今は6カ所か5カ所ぐらいになると。

しかし、今先ほど9カ所言ったんですけど、そこもいわゆる先ほど段階もあるけれども、国指定の文化財あるいは町、県指定の無形文化財、町、国が選定今宇和島、選定の国の文化財というふうにこの中身の闘牛の中身。例えば角は研がない、そのままあれして勝負はつけない、というような段階によって大体文化財にしてなされるということを知っているわけですよ。

そうしますと、今沖縄で行われている沖縄も他のところは全部何らかの宇和島から上は山古志の新潟、岩手県も全部、これ文化財、何らかの文化財、民族無形文化財に指定されとるわけですけども、徳之島と沖縄だけまだ指定されてないんですよ。そうすると、そこには中身の問題で今、牛の角を研いで、いわゆる血を出す、こういうようないわゆる真剣勝負。勝負をつけるというところに周りはおもしろみある、あるいは迫力あるというわけですけども、そこがやっぱり教育的見地、文化財というのはあくまでも文化でもって人員を連動する。文化教育でもって人間は心豊かに、教育、成長させるということがいわゆる文化財の意味ですから、それをするには今のあり方ではなかなかそれが難しいというふうに、私はそういう感じをしております。また聞いてもおります。

そういうことで、今教育長はこれを継続すると、なるとしても、私がこのことについて説明するのも、闘牛するのは私も別に悪いと思ってない人でありますけど、自分も今までよく見て感動もし、いろいろやってきているわけですからわかっているんですけども、これが先ほどあれしましたし、闘牛の興行で今の状況でずっと暴走していけば、やっぱり子供たちの教育にいろんな面で支障もあるということで、その歯どめとして、大久保町長のつくった伝統伝承文化特別発信基地が、その名称どおりに社会に徳之島のよさを発信できるような、そういう問題に絶対に起こらないようなそういう形にみんなで登録をして進めていきたいと。いったことで、その歯どめとしてやっぱりこれは何らかの伝統伝承文化の名のつく文化財に指定をして、その範囲内でこれが発展していけば望ましいなという思いがあるから、この質問をするわけでございます。

そこで教育長、あれなんですけれども、これ今の数量、私は厳しいもんだなと思うんですけども、これのこれからのあれはどうなっていくと思われませんか。進め方については。この伝統伝承文化の登録に何らかの指定の方向、登録できる可能性というんですか、そういうことについてはどういうふうに考えを持ってらっしゃるんでしょうか。

○教育長（茂岡 勲君）

もう一度お答えしたいと思いますけど、教育委員会としては、まず闘牛連合会から来た要望書を文化財保護審議委員会というのにかけるわけです。その後教育委員会で認定するという、その手順ですね。

○12番（上木 勲君）

わかりました。町は町の文化財保護審議会で議論して結論を出して、県で国ということになると思います。県に行って話を聞いたんですけどね、もし県がこの闘牛文化を県指定文化財申請が来た場合には、もちろん県から調査団を派遣して、厳しく調査をすると、実態を。実態を調査をして、そうしてその調査団の報告書をもって、そうして県でいろいろ論議をして、これは文化財審議委員会というのは全会一致らしいですな。今この議会みたいに多数決でないらしいですよ。全会一致で指定になって、それが国に上がっていくといったような、大体手順だということ。先ほど言ったように、今私は教育長にそういうことを聞いたんですけども、教育長じゃなしにそういうふうな文化財審議委員会の段階に上げて、結論を出していくということになると思います。

そこで、私は町長がお話しとったように、この機会にこの闘牛のあり方、そのものに今までのちょっとしたいろんなマイナスイメージを払拭をして、本当に徳之島の闘牛が、文化財としてこれからずっとこの島の独特の地に着いた文化として、みんなに愛され継承されていくというふうにするんだと、町長は議会で、今日もそうですけど今までも、この機会にそれをするんだと、そういう形に闘牛の中身もちょっと行き過ぎた興行的なところと文化財と、闘牛と文化と2の中に今両方、どっちつかずなどこあるけれども、もうそこを正していくんだという町長の大体ご意向でしたので、それじゃったら、この文化財、県、町あるいは国の文化財を待って、その後この町行政としては、それにタッチしてくれるんじゃないかと私はそう考えておるんです。

というのは、なぜか言いますと、中には、ついこの間こう言ったら、ちょっとだれか知らんけどもね、この安慶名闘牛場はどうなっているかと聞くところもあるわけです。聞かれたんです。そうすることはね、やっぱりこの結果設備もあるわけですから、つくった人間はね。これは少し初期の目的に想定しないようなことになった場合には、これはやっぱり行政として責任問題もあるわけで、これ町営ですから、町は伊仙町が町営で、ついこの間崎原で起きたような事件が闘牛場の中で、勢子がけがした、何がどうした、あるいはお客さんがそれに巻き込まれたとかいうようなことがあった場合には、これは補償問題して。

ついこの間もある人に「伊仙町潰れるよ」と、こういう言葉で私は言われておるんですよ。そういうことで、そういうような、それはそういうことは想定したらいかんけれども、やっぱり町営闘牛場で今みたいなあれがあるわけだから、今までもけがしたりした方もおられるし、また相手は牛といっても畜生ですから、この間かわいがってたのに猿にかまれたという話もどっかでやっとなったけれども。

だから、そこにはやっぱりこの内容について、そのことについてちょっとお伺いしよう。

ですから、無形文化財になるのを待って、そして町はここにかかわりを持っていくことはできないかといったことをまず聞いてみます。

○町長（大久保明君）

文化財指定の話は、教育長からありました。さらに県の文化財、国の文化財までと言うと、その辺もっとかかるかもしれません。ですから同時にやっぱり進めていくしかないわけでありまして。

いろんな万が一、もし、人が死んだらということは、あらゆることで起こることでもあります。

確率の問題であります。もし事故があったら、伊仙町が潰れるという考えは間違いだと思います。

それは事故で亡くなったら、伊仙町が潰れるということは決してありません。物事は確率の問題と今言いましたけれども、そしたら1%の確率があったら99%よくなる確率があった場合に、何を選択するかという問題があるわけでありますので、議論というのは非常に難しく、私は総合的に考えて、万が一のことが起きても対応できるようなことはしていかなければならないし、万が一ということは決して起きてはならないような準備は絶対していかなければならないと思っております。

いろいろ物事変えていくときに、そのことを暴走だというふうに表現する人もいられるかもしれませんが、歴史を考えてみたら、暴走以上にむちゃくちゃやらなければ物事は変化はしてこなかったというのもまた事実であると思っておりますので、私はこのことを突破口として、もちろん文化というのを、いかなることがあろうとも闘牛は文化であります。これからも永遠に文化です。

それをきっかけにして、観光と文化は両立するわけであります。教育ももちろん両立していくわけでありますので、そういった考え方で文化財が私は同時並行していけば、近いうちに間違いなく国の指定を受けることはできると思っております。

○12番（上木 勲君）

今の論理は、これは一致することでもないし、あるんですけども、目的はこれは一つですから。

今の時点で闘牛場のあり方について、私はそれは闘牛あれするのはいつでもできるわけだし、するからね。そういうような環境整備をして、やっぱりいわゆる実際に町が管理し、そういうふうな方面から論議をして考えて、その環境を整えて、そういった段階でいろいろある。民営の闘牛場もあるし、いろいろある中で、いろんな所管の問題点を整理して、その後に運営はなされたほうが。

施設そのものが今できたことだし、もちろん今までそれを全面否定するわけでもないから、ただ環境整備がまだなされないということで、最初が肝心だから。後からやり始めてね、それをもとに戻すということではできないわけだから、そういうふうにする。いわゆるさっきから言っているように文化財の何らかの宇和島式、企画課長が言った、そういうような方式のような文化財の何かの歯どめをかけて、これからの町のために、私は出たんじゃないかと、また大久保町政にとっても、これは大久保町政がつくった闘牛場だといったことで、これからずっと残るわけですから、そのためにも間違った過ちなんかないようにいくということが重要じゃないかとそう思います、町長いかがでしょうか。

無形文化財、宇和島ようなあれでも取って、それからそれまではね、その後にやったらどうかと言ったことですよ、うん。

○町長（大久保明君）

無形文化財ということは強く私も考えておるし、闘牛協会も何回も説明をしていますので、ただ失礼ですけども、教育委員会とか県とかそういうところは、一つのことを決めるのに何年かかるかわかりません。ですから、じゃあ5年も6年も遊ばすわけにはいかないわけですよ。

それまで待つぐらい私は気は長くありませんから。

ですから、今言っているのは場内整理の方たちがするように今県とも話をしております。それから、

報道機関も最初から入れることになっております。それから、Y o u T u b e で全世界に発信することもやっておるわけですので、そしたら自然にマイナスは払拭されていきます。

ですから、同時に歯どめをかけるのは文化財だけではありません。マスコミも報道もすべてが歯どめをかけていくために、今回はいろんな闘牛協会の方々に説明をしていますので、上木議員と私の強烈な思いは一緒でありますので、よろしくお願ひします。ご理解いただきたいと思ひます。

○12番（上木 勲君）

私と町長のあれは違うわけで、それはどうしようもないわけですがけれども、なるべく文化財何かの指定を受けて、そしてちゃんと管理整理をきちっと整えて、そして私はこの事業が進んでいくことは望ましいと。今の時点での出発が、何も問題解決せず、このままなし崩しに私が進んでいくのは問題があるという指摘と警鐘をいたしまして、この質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

以上で上木 勲君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時11分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、明石秀雄君の一般質問を許します。

○5番（明石秀雄君）

こんにちは。5番、明石秀雄でございます。平成24年9月定例会において一般質問をいたします。

事前に通告してありますので、答弁者の的確なご答弁をお願いいたします。

最初に防災についてお伺いをいたします。台風15号が発生、沖縄に近づくとつれて、観測史上最大級であるとテレビやラジオ等で報じられました。我が伊仙町でも放送があり、特に大きい台風である旨を26日の13時30分ごろに放送がありました。その後2時ごろから停電が始まり、3時以降は完全な停電があり、電話連絡ができなくなりました。その後日が暮れるにつれて、町民は孤立したような心情になり、不安な夜を過ごしたところだと思ひます。

情報の伝達、情報の共有がなぜできなかったのか。また台風10号から学ぶべき問題点が多々出たかと思ひますが、どういうことなのか。問題点があったならお答えをいただきたい。こういうときに防災行政無線があるにもかかわらず、連絡ができなかったのはなぜなのか。

さらに次に、漁業の振興対策について伺ひます。現在町で、どのような振興策を考えているのかお伺ひをして1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

明石秀雄議員の質問にお答えいたします。

台風15号による今回の学ぶべき点はどうか、あと情報の共有がおくれたんじゃないかと。防災無線の稼働問題等がございました。まずは副町長、そして担当課長のほうから答弁をしていただきます。漁業振興については以前から鹿児島漁協長からもいろいろ漁協に対する振興策が少ないんじゃないかというふうな問題提起も伝えております。まずは経済課長のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの明石議員の防災についてのご質問についてお答えいたします。

台風15号による被害状況、把握している中において、情報伝達、問題点、防災行政無線等の連絡についてという形でご質問がございました。そのあたりにおいて、15号については災害警戒本部設置が26日の午前8時30分ということで、災害対策本部の見込みという形で26日の18時という形で、この18時の時点で衛星放送の対応が大変大きいということで、町民の皆様にも周知をしているところでございます。

そういった中で、先般美島議員よりもご質問いただきました中で説明を申し上げましたけれども、被害状況につきましては先ほど資料を配付をいたしまして、資料の中で提示をしてるところでございます。中身については以上のようなところでございます。

情報伝達についてという形でもございましたけれども、今現在の情報伝達の方式というのはIP告知という形になっております。若干停電によるものについては周知ができなかった点もあると思われまして。そういった関係で私どもずっと詰めてましたので、以前の家庭内における広報無線。旧無線、それと両方、そこと両方併用して一応告知をしたところでございます。

以上です。

○副町長（中野幸次君）

この災害の防止対策につきまして、やはり台風が襲来する前に非常に大型台風だということで今明石議員の質問にもありましたように、それは我々もとらえまして、総務課、それから水道課、各課長は出勤いたしまして対応に当たるということで望みました。そして、対策本部が設置された時点で関係へのいわゆる要請、例えば消防団組織、自治消防団、郊外への協力要請等をいたして一応体制を整えておりましたが、予想以上のことで情報網が断たれたということ、それからもう一点は自主防災組織が連絡はとれずに動けなかったという、その訓練不足。これ後もっての課題にもなりますが、そういった点を踏まえて体制を整えて臨んだわけですが、非常に規模が大きくて我々の対応では間に合わなかったという部分があったということでもあります。

それで災害対策について、早速その後どういう対応をすればいいのか。対応について反省をして今まで検討会持っておりません。これから検討会に入るんですけども、その災害対策の検討会の事前の対応として、どういうことが課題になるのかというのは総務課長のほうからもありましたように、この通信情報広報がうまくできなかったという部分が最大の問題になります。これについても今後考えていかねなければならないということです。

それから、こと細かに分けて望んで対策を各課でやっているんですけど、それが十分通用しないもので

あったということで、やはり各課で見直して、各課単位で対応策を考えていくと、こういうことが求められていたように思います。

それから、細かいことでは、事前の対応として広報活動、さらには各課のかなりの役割分担、最大警戒本部の設置から対策本部への判断の仕方、こういったこと等を速やかにしなければいけないが、よく考えてみますと公用車の燃料を補充しておくとか、あるいは懐中電灯をそろえておくとか、長靴をそろえておくとか、こういった災害に対するそういったところまでも心配りができていなかったという反省を持っております。

それから、水道課のほうでも万全の準備と思ってしたんですけども、その発電機が足りなかったとか、そういったことからそういったいわゆる給水体制とか、あるいは飲料水の用水というんですかね、電源、その確保とかこういったことが問題になります。これからもやはりいろんなそういったことを話し合いながら、新しい、また踏み込んだ細かな体制を確立していきたいと、このように考えております。

○総務課長（窪田良治君）

ただいま明石議員の質問の中に、消防団の活動状況についてという形でご質問がありましたので答弁をさせていただきます。

災害時の消防団等の活動状況について、8月26日の台風15号につきましては、夜間に強風域、暴風域という形に入ってきたため、町民に対しましては大変不安な夜を過ごしたことだと思っております。

町行政の取り組みとして、徳之島地区消防組合伊仙分遣所への協力依頼をいたしまして、港湾と海上、港との見回りをお願いをいたしました。若干夜間ということでありましたので、当直職員のほうも手薄だということがありましたので、町民のことについて対応はしかねるということで、急遽町の消防団に依頼をいたしまして、26日の夜は庁舎内待機で対応いたしました。

その中において先ほど保健福祉課長のほうからもありましたように、3件の要請等ありまして、そこについて対応という形をいたしております。20名ぐらいの消防団のほう庁舎内待機という形で対応してまいりました。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

ただいまの漁業振興策の状況に関しましてお答えいたします。

我々伊仙町として平成18年度から21年度、4年間のスパンと、あと平成24年度から26年度のスパンで実施をしております離島漁業再生支援事業というものを伊仙町地区漁業集落に対して実施をしております。

この中で目的といたしまして、地域漁業の活性化を図ることを目的として離島交付金による漁業再生活動に取り組むということになっておりまして、今現在の集落民の数が58名でございます。

この58名に関しましては、徳之島漁協の組合員ということと一緒ということでございます。

あと取り組みの状況に関しましては、海岸清掃だとかあるいは稚魚の放流、スジアラの放流6,720匹の放流を23年度の時点では行っております。あとイカのイカ柴投入だとか、イカの産卵所の設置だとかそ

ういう事業あるいはサメの駆除、オニヒトデの駆除、あと特徴的なもので魚食普及ということで魚祭り等、毎年1回実施をさせていただきます。

この事業に関しましては5年スパンで行われる事業でございますけども、第1回目に関しましては18年度から初めてますので4年間実施をして、平成26年度までに5年間、22年から26年度までの5年間実施の予定です。この事業を実施することによって、町内の多くの漁業者が指導に介する機会がふえまして、団体意識も強まり、共同で諸問題を解決するという機運が高まったというふうに考えております。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

今回の台風から学ぶべきものが浮き彫りにされた、この問題については、この1週間以内にまた大きくなりそうなものが出てきそうです。今度はそれに少しでも手遅れすることなく対応していただきたい、こう思っております。

他の町村では消防団が消防車で警戒をしながら注意喚起をして歩くのを、テレビで台風が終わった後に見て、ああ、こういうことの他のところでやっているんだなど。もちろん私も過去には消防団に30数年おりました。このときは私たちも警戒で町内を巡回をした。この経験もあったので、こういうことを言っているわけですが。ぜひとも待機してそこにいっただけじゃなくして、町民を安心させるためには巡回をするなり、巡回を黙ってするんじゃなくて放送しながらでも、そうしたら町民は安心するわけですよ。あ、回っているな、消防団がいるなとか。そういうのがやはり注意喚起もあつたり、安心感もあつたりすると思いますので、ぜひ消防団が今後充実してくるだろう自主防災組織、町、それぞれの関係機関が連絡調整がうまくできれば、防災については完璧な、それは見事にできると思いますので、ぜひとも一つ一つクリアしていただきたい。

それと、もう一つは、保健福祉課が先ほど高齢者を抱えて移動したとか言ったのが説明もありましたけど、今その資料も見てみますと、すばらしい組織ができてます。これをするためには役場の職員とか、消防団でなければできないわけですよ。保健福祉課の見回り隊とか、包括支援とか言っている人たちはほとんど女性でしょ。そうすると対応時に対応するのは、やはり消防団というのは非常に活動がしやすいし、最近は若い消防団がいるわけですから、ぜひともこういった人たちとの連絡というものを密にしていきたいと思います。

それと、その後に津波警報が発令されました。それは夜中とっていいのか、夜半でしたが、あれしてしまうと漁民が、船を揚げないといけないじゃないかなとか、いろんなことで心配して、夜になって飛び出す可能性も出てくる。別に注意喚起だったら必要であるけれども、やった以上は港なり、警戒をしなきゃいけないと思います。そのとき警戒があつたかどうか、お答えください。

○総務課長（窪田良治君）

自主防災組織の関係から、その活用についてという形でございまして、その関連をしてお答えを申し上げます。

先般9月5日に3町防災対策検討会がほーらい館で行われました。その中において今後の取り組みと

して、10月21日に3町一斉の防災訓練等を通して実施をしていくという形でございます。

そういう形を通して、その訓練を通して、今現在町で各集落、自主防災組織の組織がございます。

そこらについて活動、あり方等訓練を通して実施をしていくという形であります。そういった形で訓練をすることによって、実際の災害時における対策と動きというものができてくるものだと思っております。

あと、台風のあった後に28日の夜ですかね、私ども2日、3日と待機をして、その夜もう帰られるかと思ったんですけども、もう8月28日の10時に、南方海上において津波が発生するという形で待機をしておりました。一応夜間でありましたけども、一応広報無線で周知をいたしました。

中と外と一応両方したんですけども、中については故障等にあって聞こえなかったと思いますが、それについて一応周知をいたしまして、このときにつきましては徳之島地区の伊仙分遣所に依頼をいたしまして港湾との、巡視を行っております。

そういった形で12時10分ですか解除になりましたので、その解除についてもまた一応広報において解除という形で一応広報してございます。

以上でございます。

○5番（明石秀雄君）

その件について私は消防団長に、団員には連絡があったのかと尋ねたら、自分たちはそれについては聞いていませんと、連絡を受けてないと言ったんですよ。だから、やはり発令をするときには、必ず消防団または分遣所なりの招集をかけると。そうして警戒または見守り、安全確認をする必要があると思いますので、こういったことも一つ、次の機会にはやっぱり確実にそういうことが実施されるような、連携がとれるようにひとつお願いしておきたいと思います。

それと漁業振興ですが、今後他にどのような振興策が立てられるのかなとお聞きしたいんですが、何かございますか。

○経済課長（樺山 誠君）

離島事業再生支援事業の中で、この事業期間が平成26年度まででございますので、この離島漁業の再生事業とあわせまして、漁業振興に取り組んでまいりたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

港のほうは逐次もう終わったかもしれませんが、整備はされたと思っております。

しかし、それに基づく対応時常に船を陸揚げするんです。そうすると3つの港があるんだけれども、そこにある船はもう全部道路上なんですよ、半分ぐらいが。そうすると例えば消防車が来てもそこは通れなくなる。そうすると、市からなどは対応難が来ると必ず下を回る。下に船がいる。

交通のために非常に危険だと思います。そこで船揚場をもう少し整備をしていただけないかということと。

町長、前回行政視察に鹿浦港一緒に行きましたが、あのときそこからトイレの設置の要望が出たと思っております。それはどのようにになっているのか。今後やるつもりなのか。

今年度中にできれば、今年していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

船揚場の件ですけれども、県や漁業組合と相談しながら前向きな方法というか、どうしたらいいのかということですね。今は借りてトイレ置いてあるんですけれども、鹿浦ですね、はい。

あれでは不十分なのかどうかというのも話し合っ、いろいろ検討していきたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

船揚場の件も。

○建設課長（中熊俊也君）

船揚場の件も、やっぱり漁業組合と打ち合わせながら検討していきたいと思います。

財政的な問題もありますので、検討しながら進めていきたいと思っています。

○5番（明石秀雄君）

やはり漁業振興するには、一番大事なものは船なんです。その船が台風で流されないようにするというのは、そこに相談する必要もないと思うんです。必要なですよ、道のほうにいてるんだから。ぜひ計画をして、その後でもいい、船揚場こうしたいんだけどどうすればいいのか。土地はどうするかといいますと、やはりやるということを前提に事業を進めていただかないと、何のためにこっちで物言ってるかわからない。

トイレも仮設で置いてある、鹿浦の方たちは、それを踏まえて、町長にそのとき要請しとる。

トイレがないが。面縄もありません。前泊には確認をしておりますが、これは漁師のほうからもやっぱり相談もあるわけですから、やっぱり向こうと相談する、行政としてやるのか、その意気込みをやっぱり示していただきたいと思います。

○町長（大久保明君）

県内、郡内を視察したときに、特に本土において漁港の整備が格段と進んでいることには、いつもびっくりをしています。離島振興法の中での事業でありますけれども、いろんな漁港周辺の港湾等の整備も含めて、なぜ奄美、特に徳之島においては漁港の整備がこれほどおこなわれているのかということは痛感している状況でありますので、いろんな補助事業があるわけですから、それを検討して船揚場の整備等は進めていかなければならない課題だと思っています。

今回初めてこういう質問があったんですけれども、徳之島漁業組合からも、トイレの話はありましたけれども、具体的な船揚場の整備はありませんでした。ただ、平成16年の台風ですかね、面縄港も前泊港もすべて船揚場が、揚げていたところに波が来て、そこも大変だということで前泊も道路まで揚げている状況ですので、その辺また検討していかなければいけないと思います。

ただ鹿浦港の船揚場というのは、土地を考えてみた場合に、非常にどこがいいかまた検討しなければいけないと思います。

○5番（明石秀雄君）

いろいろと先ほどの15号から学ぶべき点、または今の漁協の問題をやはり早急に少しずつでもいいですから、計画的な実施をすごく要望して私の質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで明石秀雄君の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月13日、午前10時から開きます。日程は一般質問であります。

散 会 午後 3時39分

平成24年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成24年9月13日

平成24年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年9月13日（木曜日） 午前10時08分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（福留達也議員、前 徹志議員、琉 理人議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 梶山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稲隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）

（午前・午後）寶永英樹君・福司銀二郎君・喜納栄樹君

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許します。

初めに、福留達也君の一般質問を許します。

○2番（福留達也君）

おはようございます。2番、福留でございます。平成24年第3回定例会において、一般質問を行います。通告書に従い、順次質問を行います。

質問に入る前に、今回の台風により被災された方々に対し、お見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず、先月、久しぶりに徳之島を含む奄美群島を猛烈な勢力を維持した状態で直撃した台風15号の被害状況について伺います。

まず、通告してありました1点目の町内の被害状況及び2点目の台風対策を講じることによって、防ぐことができたと思われる被害の程度に関しては、被害状況一覧の資料が配付され、昨日の美島、明石、両議員の質問にもあり、重複していますので省略します。答弁は結構であります。

後ほど補足的に幾つかの点を伺いたいと思います。

それでは、3点目の今回の被害復旧の目途について伺いたいと思います。

復旧処理に関しては、予算や人員、機材の調達などが主要な課題になってくるものだと思います。予算面に関しては、9月11日に補正予算が可決したので、当面の課題は解決していますが、それ以外の点において復旧するに当たり、大きな課題を抱えていることはないのか伺いたいと思います。

次に、停電時における防災放送のあり方について伺います。

まず、防災放送設備は、台風等の災害発生時においてこそ活用されなければならないはずですが、現在各家庭に敷設整備されているIP告知端末機に関しては、今回の台風における停電時には全く機能しなかったと思われま。こんな事態になることを端末機導入時点で把握していなかったのか、伺いたいと思います。

そして、現在使用している端末機に充電や電池使用可能とするなどの機能的改善はできないものなのか、伺いたいと思います。

最後に、仮に機能の改善や新規に充電機能がついた端末機を導入することができるならば、今後の災害時にニュースや災害情報を提供していく考えはないのか、伺って1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

おはようございます。福留達也議員の質問にお答えいたします。

まず、復旧の目途の見通しに関しましては、長期的な形にもなるし、また、今後の課題が見えてきた点もありますので、検討をし議論をしていきたいと思っております。

2番目の停電時における情報提供に関しましては、今回ご指摘のとおり、いろんな課題が出ておりました。今後ラジオの有効活用ということが重要じゃないかと今考えております。

具体的にはまだ決定をしておりませんが、これも島内全域が共通の共有の施設等ができれば、さらに具体的な報道ができるんじゃないかと思っております。総じて、まずは担当課長のほうに具体的な答弁をしていただきたいと思います。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

きのうもお答えしましたが、11日の補正予算の決定により、順次、緊急性を考慮に入れながら、順次復旧工事に入っていきたいと思っております。ただ、大きい事業の申請で、補助事業が該当する可能性のあるのは、昨日も申しましたように、10月29日の査定までに向けて、その準備に取りかかっていると思っております。

そして、今回の災害建設課関係の災害では、側溝が詰まっているというのがもう台風の前の防災対策として、通常からやるべきだなと今反省しているところであります。

あと、畔の切り込み、各耕地課、経済課を前にして私が言うのも何ですけども、畔の切り込みやら法面の切り込みですね、ああいうのがあって、崖崩れして道まで町道まで壊れているというようなのが散見されました。こういうのもこれからみんな検討しながら、台風前はどうしたらいいかということをお話しながら防災対策を図っていきたいと思っております。

以上です。

○耕地課長（上木義一君）

福留議員の質問にお答えします。

昨日も美島議員の質問に対して答弁しましたが、耕地課サイドとしましては、まず通行止め箇所、昨日の議会の閉会后、すぐ東部、中部、西部の業者さんに対しまして、まず見積もりと、それと至急作業に入れる体制づくりをきのうの段階では指示しております。今議会がまた閉会后すぐ私のほうで現場の立ち会いをしながら、そして、地主さん等のほうにも確認をして、どういう工法でいくか、完全に行わないと完全な復旧は難しいですけど、応急処置をとりたいと考えております。

以上です。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

お答えいたします。

復旧の目途や見通しは、立っているかということについてお答えをいたします。

犬田布中学校の北校舎につきましては、剥がれたフローリングを現在全部撤去して、安全対策はしてあります。

浸水した原因としては、排水溝が浅いために、大雨の大量の雨水を受けられない状態でした。

施行業者のほうに確認したところ、校舎の構造上、それ以上の深さが取れないということでした。

今後の対策といたしまして、設計士と協議をして、渡り廊下の中央部分に大きめの排水溝を設置する改修工事をする予定でございます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

窪田総務課長、福留議員の2番の対策を講じることによって、防げたと思われる被害はあったのかどうかという質問ですけど、答弁。

○副町長（中野幸次君）

2点目の対策を講じるということではありますが、昨年この義名山からのいわゆる大雨時の流水が、仙寿の里を通過して下部のほうで、いわゆる畑を流す、土を流すという事がございまして、その対策として、台風前に建設課、特に耕地課中心になって、ちょっとありましたけども、事前に側溝の整備等、あるいはまた地権者等にも協力をいただいて、何というんですかね、防災を施したために、そのためにいわゆる大きな災害がなく、昨年度のような大きな被害がなく、できたというのが1点あります。

それから、2点目に、きのう保健福祉課長が説明いたしましたが、いわゆる防災の何ていうんですかね、援護マニュアルと申しましょうか、それに沿って今度消防と初めてタイアップして防災につなげたということは、保健福祉課、あるいは耕地課の努力、そういったこともあってなされたと思っております。

また、その他各課において対策を講じておりますが、今後ともやはり一つの教訓として、そういう対策が非常に大きな災害があっても功を奏すると、ということに他の例等も考え合せながら今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

2番目の停電時における防災放送のあり方ではありますが、これに入る前に企画課のほうでも観光地の喜念のほうですが、喜念浜の防砂林、モクマオウですが、これが台風でなぎ倒されて、足の踏み場もない状況にありましたが、これを役場の企画課と環境課、東部の業者さん全員に応援を得まして、これを撤去いたしました。東部の業者さんにおかれましては、本当にご苦労さまと、この場を借りてお礼を申し上げます。

それと、災害時における防災放送のあり方についてではありますが、まず1番目の放送設備は、台風災害発生時においてこそ活用されなければならないと思うが、各家庭に敷設してあるIP告知端末機は、停電時には全く機能しないのかということではありますが、これは停電時には機能いたしません。

このIP告知端末機ですが、これは沖電気仕様になっておりますが、なぜ導入したかと申し上げますと、光ファイバーの説明会時において、以前ある町の防災行政無線の端末機があるわけですが、出席者のほとんどの方がこれは聞いてないという返事でありましたが、もし防災無線に電池を入れてこれを聞

くかという、ほとんどの方が聞いてない状況でありました。

こういうことから光ファイバーを導入したわけではありますが、光ファイバーによっては、この今言うように、停電時には機能しないということが欠点であるということも印象に残ったわけでもあります。

2番目に、現在使用しているIP告知端末機に、充電電池使用を可能とするなどの機能改善はできないかということですが、充電バッテリーというのがあることはありますが、これはUPS装置といたしまして、個別に取り付ける必要がありますが、この装置が工事費は別として、約2万265円ぐらい、2万円ぐらい係るということでもあります。光ファイバーが敷設した時点で、町内3,641戸に、空き家も含めて設置したわけですが、単純にこれを計算しますと、1,300万円の町の財源が必要とされます。

こうした場合に非常に今の財政では7,000万円の財源を生み出すということは、これからは不可能じゃないかという考えであります。

しかも、このバッテリーについては、現在総務課のほうで1台備えつけておりますが、これは今総務課のほうで4台ほどのパソコンが緊急停電した場合に、大事なデータを消さないために敷設しているわけですが、この装置においても大体30分から1時間しかこの電池はもたないということを聞いております。こういうことで、今防災行政無線についても、今各集落に無線が設置してありますが、外の拡声器ですね、これについても2日間しかもたないということを聞いております。

でありますので、今回は停電が3日も続いたわけありますので、その点について時間が相当の時間がかかれば機能しないという状況にあります。

ということで、先ほど町長がラジオというお話をしましたが、奄美大島本島で暴雨災害があったときに、住用とか、こういった集落で孤立したわけですが、この時点で一番活躍したのが、FMラジオということを知っております。今「NPO法人ディ」という会社がこれを運営して、設立もNPO法人がしまして、いま現在運営しているわけですが、これについては奄美市と龍郷町の一部、今エリア内に入っておりますが、今連携して瀬戸内町と宇検村がこれと同じようなFMを立ち上げてまして、連携して使用しているということを知っております。この徳之島での3町、統一してこれが導入できればということで、二、三年前からその災害の教訓を聞いた時点から、奄振でこれを要望できないかということを常に要望してるわけですが、まだこれを導入するに至っていない状況ですが、今回のこの災害を踏まえて、次期奄振あたり、奄振も来年度で切れるわけですが、次期奄振あたりに強く要望して、こういった徳之島3町広域におけるFM、徳之島FMというのを立ち上げれば、これはすばらしいまた防災的な、台風だけでなく災害、津波とか、こういったものに役立つ時期が来るんじゃないかと思っておりますので、ぜひともこういったのも今後検討してまいりたいと思います。

3番目の、仮に機能改善できるとしたならば、今後の災害時にニュースや災害情報等、住民が必要としている情報を提供していく考えはないかという質問には、先ほどもおっしゃいましたとおり、電池が非常にもたないという状況でありますので、災害が長期的に起これば、電池を入れても無駄ということになりますので、今そこから名瀬の例を挙げておりますが、こういった方向にも考えていきたいと思っております。

以上です。

○2番（福留達也君）

先ほど省略した2点目の、対策を講じることによって防ぐことができたんじゃないかと、その質問を聞いた理由は、知事に今回の台風15号、来るとわかりつつも、ここ数年、そうなんですけれども、直撃しそうで直撃した台風がない、ぎりぎりのところで避けていってくれた台風が来たと、そういったことの連続でありましたので、つい油断をして、それほどきちっとした対応をしなかったと。

その後に、こういう直撃をされて大被害をこうむったと、そういった友人が数名いたものですから聞きました。役場職員ですね、自分が管理というか管轄しているところで、きちんと防ぐ、対応すべき対策をとってないということによって、被害がさらに膨らんだというのか、大きくした、そういったことはなかったか、そういったことを聞きたかったから聞いたわけでありますけれども、昨日の副町長の答弁、あるいは担当課長の答弁聞きながら、きちんと対応してあったんだなという思いをしております。今週末には、また再び大型の台風が接近して来る気配であります。万全な対策を行い、被害を最小限に食いとどめていただきたいと思います。

3点目の、台風による被害復旧の目途についてお聞きしたいと思います。

さまざまな被害状況があり、それぞれの復旧のあり方も違ってくるものだと思います。

被害の一つとして、この9月議会に陳情書として上がってきている問題があります。

一つを紹介してみたいと思います。

県道の下を通っている排水路が、県道付近で詰まってしまった。その結果として、その場所での水の流れを遮ってしまい、周辺道路の通行止め、民家の浸水及び上流の畑等を水没させてしまったという事例であります。このことに関し幾つかお聞きしたいと思います。

まず、この問題、付近の住民にとって長年の懸案事項であったため、昨年、平成23年6月議会において、上木 勲議員が質問を行い、当時の建設課長が県道拡張とあわせて排水路計画を考え、県のほうにも要望していく旨の答弁を行っていますが、その後、何らかの進展があったのか伺いたいと思います。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

当初は、前建設課長が答えた時点では、検福のあの辺までということで、道路拡張工事を計画されていたんですが、とりあえず役場までということで、ちょっと中断という事で皆さんご存じだと思いますがなってます。その後、町長やらで交渉してるんですけど、まだ前に進んでる段階ではありません。

今後また要望活動や住民からの意見等を集約しまして、今後も要望活動を続けていきたいと思っております。

そして、昨日今の場所を見に行きまして、下流に2件あったんですが、そのうちの下のほうの方のそこを見たんですが、水の水量はあってるかどうかわからないんですけども、大きな側溝を置いて、その上に土をかぶせて、自分は自分なりのことはやってるよということで話してたんですけど、もしもっとどうかしてくれという、明日視察をして指示等がありましたら、また100%はそのようにできないと思

ますけども、それなりのことはやりますよという、きのう下の住んでる方話されてました。上の方はちょっとお会いできなかったんですけども、一応見てはみました。

以上です。

○2番（福留達也君）

そこらあたりの事実関係は、僕も詳しくはわからなかったんですけども、聞いた話によると、その埋めたあれがパイプというのかな側溝というのかな、あれがちょっと小さ過ぎて、その水をはけるだけの何というのかな、機能を果たせていない、そういったことで詰まってるという認識で今聞いておりますけれども。実際、今課長の答弁にあったように、県道の拡張工事というのかな、それがはっきりしない、定かでないというのかな、混迷しているもので、その影響でこうなってると思います。

確かに前の建設課長が言ったように、当初の予定どおり拡張工事が進んでいけたら、こんな問題もなくスムーズにそこいらあたりの側溝の工事もできて、こんな問題も起きなかったと思います。でも結果として、拡張工事は進んでいないと、進んでいなかったからそこいらあたりの住んでる住民としては、じゃ県にお願いしても県もその工事はストップしています、じゃあ町にお願いしても、町がそりゃ県の事です、そう言われたらどうしていったらいいのかなと、そこらあたりの住民の悩みは十分わかりますよ。

ですので、過去のいきさつや経緯はどうであれ、長年にわたり多少多めの雨が降ると、水があふれ出し、陳情書に書かれているとおり、近隣住民に多大なる苦痛を与え続けている現状があるわけです。こういった場合、町も県のことだから知らないと、そういったことばかりで済ませず、道路を管理する建設課、あるいは畑や側溝を管理してる耕地課、今後どのように対応していくつもりなのか、伺いたいと思います。

○耕地課長（上木義一君）

質問にお答えします。

いま現在、埋め立てしてる箇所として2カ所ほどありますけど、その埋め立てしてる土地としては、個人の所有地ということで、また、今建設課長からの答弁もありましたように、地主さんのほうにいきさつ等を確認をしながら、順次また理解が得られるように建設、耕地と一緒に、そして、陳情を出した皆さんとも確認を取りながら進めていきたいと考えております。

あと、また上から倒木、いろんなのが流れ込んでおります。今下の片方のほうは、それなりの断面の加工した暗渠は敷設したということですので、その暗渠自体を上から流れ込んできている雑木、いろんなので塞いでいるという状況で、今回の場合は時間雨量64mmということで、非常に急激な上流からの流れ込みがあったということで、詰まって、そして、水位が上がったということで、東西圃場にいろんな、そこだけじゃなくて、他のほうにも今回ので影響が出ておりますので、その辺も今調査をしております。それに対して伐採と、そういったいろんなの流れてきているごみ等を処理を、また環境課とも一緒に処理をしながら、そして、側溝の土砂除去をしながら、そして、今加工している断面をちゃんといたしたいと考えております。

以上です。

○建設課長（中熊俊也君）

昨日の要望というか陳情にもありましたが、やっぱり役場と県と投げ合いみたいな感じがして結論出してないのがこういう状態を招いてるんじゃないかなと思います。今後、とことん地主さんやら向こうだけじゃなくて、今後いろいろ出てくるとは思いますけど、とことん結論が出るまで語って、いい方向に、みんながいい方向に進めていきたいと思います。

以上です。

○耕地課長（上木義一君）

すみません、あと1点、先ほど2番目の、対策は講じることによって防げたと思われる被害はどれぐらいあったかということですが、一番に普段もですけど、原因としては普段の維持管理です、一番。これは伊仙町民全員がそういう認識を持ちながら、普段の梅雨時期、台風時期、これはもう我々島に住んでおる方はみんなわかってるわけですから、そういうのを強化をしていかない限りは、今後はもうとにかく末期症状系が、今こういう時代になっていますので、みんなが共通認識を持って、そういう危機感を持ちながら入り込んでいかない限りは、幾ら対策、我々今本当財政難の中で、一般財源で今回も何千万円という金が出るわけですが、全員で、町民全体がそういう危機を持ちながら、クリーン作戦等、そして、今耕地課の農地・水の交付金事業、そういうのも全員が率先して参加をして、維持管理に努めると。今後はそういうのも必要だと思いますので、またよろしくお願いします。

以上です。

○2番（福留達也君）

確かにそうですね、どんなこともスムーズにいかない、トラブル続きであると、そういったこと結構あると思います。今両課長が言われたとおり、そうなったときに、ただ放ったらかしにせず、普段の維持管理、それ努めるとか、その原因、人の同意とか地主の同意とか必要なら多少粘り強くずっと交渉していくと、そういった姿勢というのはものすごい大切なことだと聞きながら思っております。

ちなみに、今埋まってるその土砂を取り除いて撤去する、それだけの費用というのはどれぐらい係るか、大まかにでもいいですけどわかりますか。

○耕地課長（上木義一君）

質問にお答えします。

先ほどお答えしましたように、地主さんのほうに確認を取りながら、それが理解を得られた段階で、また調査に入って、そして、どれぐらいのボリュームがあるか、一番にもう相当数のきのう確認した結果、量的なのがありますので、それで上からの流域調査、どれだけの水がそこに流れ込んでくると、そういう測量調査もしながら、そして、また県土木とも協議をしながら道路拡張に入るわけですので、その段階で土木もそういう暗渠等を入れるわけですので、どれだけの断面の暗渠が必要かと。

そして、どれだけの上から水が来るか、下にどれだけ流れるかと、そういうのからまず調査をしない限りは、費用とか、そういう土砂を除去するのは確認を得られたらすぐ対応したいと。上のほうの雑木

とか、そういうのはまた議会在終わった後に入り込んで地主さんとも立ち会いをしながら、ユンボが入られるところはユンボを入れながら、また土砂を除去したいと。

金額的なのは今の段階ではちょっと入り込まないとわからないです。またわかり次第連絡をします。以上です。

○2番（福留達也君）

そうですね、いろいろ複雑で解決にはちょっと大変だということを知りつつも、重々知りつつもちょっと今聞いているところなんですけれども、これまでのところ、幸いなことに、幸いなことと言えればちょっと語弊があるかもしれませんが、水があふれ出て、付近の道路や畑の冠水、民家の床下浸水程度で済んでいるわけなんですけれども、このまま放置し続けると、主要幹線道路が通行どめになり、災害対策や緊急車両の出動に支障が出るばかりでなく、家屋や県道の流出、さらには近隣住民や通行人の生命までもが危険にさらされる事態になりかねないと思われま。

緊急に対策を検討し、改善するよう強く要望します。このことに関し、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○町長（大久保明君）

役場前で県道拡幅工事が一時中断ということでもありますけれども、これは継続するようには、この前議員の方々と要望をいたしております。これは中断することはできないわけでもありますので。

ただ、設計の段階での、どこを通過していくかということに関しては、県の課長が話をしているのは、とにかくこれは移転費用が一番係らないような設計をしていくということにはなると思っています。

ですから、私たち町民が考え直さなければいけないのは、県が財政が豊かになって、立ち退き代が幾らでも取れる、この際だから、それがいいのではないかという考え方はもう通用しないということでもありますので、今恐らく県道そのままいくのか、大きなバイパスをつくっていくのか、バイパスをつくったほうが県としては財政も厳しい中で一番距離が少なく済むわけですから、そのような考え方に切りかえていかない限り、県は前に進むことはできないのではないかと僕は思っておりますので、伊仙町民がお互いに町全体の利益というか、安全対策のためにみんなで考えていくという気持ちがこれからは必要じゃないかと思っております。これは残された道路すべてにおいて、基本的にはそういう考え方でいかないと、1人がそこに新しく県道を予定されているところに家をつくるとかいうことは、あったらもう絶対県はもうつくれないと思っておりますので、そういった気持ちで一体となって取り組んでいくと。

今、両課長が答弁した両地権者に対しては、いろいろ協力していただくようにはまた話をしていきたいと思っております。また、同様の案件が杉並議員のところでもあったし、西部地区でもあったし、今後また伊仙町のこの辺の開発によって、下のほうでのそういう氾濫ということが予想されますので、そういうことも含めて総合的に対策を早急に考えていきたいと思っております。

○2番（福留達也君）

わかりました。これ聞こうかどうかちょっと迷ってたんですけれども、今の町長の答弁聞きながら、こうした県道の下にそういった水路が通っているというところは、ここ以外にも結構町内何カ所もある

わけですよ。そういった場合に、今回これが解決できたとした後、今後もそういったまた今おっしゃったような話で埋め立てを勝手にする人がいるかもしれない。そういったのを防ぐために、何か対策というのか、これそういった県道の下、自分の土地だから、それは勝手に使用していいと、埋め立ても勝手にしていい、そういったことをする人に対しては、町が買い取って、町なり県なりが買い取って、補償して、その側溝なり何なり入れるべきだという人もいます。

そういう考えの人もいます、確かに。だけれどもそれはちょっと違うんじゃないかなという思いもあります。今言ったように、町全体のことを考えて、そういった勝手なことはしないと。で、させてもいけないという、そういったこれは強制できるのかできないのか、それはわからないんですけれども、そういったことに関して、そういったことは、埋め立てとかしないようにと、そういった条例というのを つくることは考えたらおかしいことなのか、ちょっと町長の見解を聞きたいと思います。

○耕地課長（上木義一君）

昨日一応そういったのを福留議員から、きのう確認を取ってますけど、その段階でうちの弁護士のほうに、そういったのをあった場合は、町の条例とかができるかとか、そういったのをいろいろもろもろ建設課、経済が、一応相談はするように今してます。もし、そういうのがあればまた検討はしたいと。

それと、あと事業で個人の土地に流末する場合は、補助事業で用地買収はしながら、ちゃんと工事のほうは現在もしてしますので、急に今おっしゃられるのは、勝手に事業もないのに個人で埋めた場合はどうするかということですので、そういったものの対応ということは即答はできませんので、今相談をして、そして、今後はそういうのができるのであれば、また全員で検討しながら条例化の方向に検討したいと思います。

それと、他にもそういうこと、埋め立てとかということですけど、いま現在、流末、県道より下のほうに迷惑かけてる箇所が、今2カ所ほど、先ほど町長がお話ありましたように、カーシティーから下流側に3カ所、鬮牛場の上側、鬮牛場の下流側ですね、あの2カ所ほど埋め立てをして、今回そのほうも影響が出て、そして、末端のほうは墓地が水没したということもありまして、今そこも一緒に並行に進めております。

あと、仙寿の里の下流側のほうにも断面不足ということで、伊仙中部の畑総一体のほうに、今回も一気に水が圃場に流れ込んで、法面崩壊になってるということで、今3カ所、その3カ所も早急に今対応するように、費用が係ることですので、どう予算面を工面するかと。そして、補助事業ではできないかというものも今検討しながら、今建設課、耕地課で、また経済課のほうで、今打ち合わせをしながら進めている状況です。

以上です。

○2番（福留達也君）

わかりました。誤解のないようにちょっと言いたいんですけれども、今回の件に関していきなり強制力をどうのこうのとかいうことじゃなくて、今後の要望のために、何か条例は一つの例えですけれども、予防的に何か対策ができないか、そういったことを含めていろんな検討をしていただきたいと思います。

先ほど来の両課長の答弁を聞きながら、解決のため全力で努力していただきたいと思います。

一つ言いたいのは、このままにつきもさっつも動かないからということで、そのまま放置しておく、それだけは避けていただきたいと思います。

で、先ほど来からあるように、これ以外にも他にも、先ほどの杉並さんのところもだという話なんですけれども、数カ所あるんでしょう、そういったものが被害が拡大する前に、早急な対応をして改善していただきたいと思います。

次の問題に移ります。

停電時における防災放送のあり方についてなんですけれども、FMラジオというのがあったので、どうもちょっと聞くことがなくなったというのかな、それが本当に来ればすべて僕は聞こうと思ってたことは解決できるのかなと思いつつながら、聞いて見ます。現在、台風で停電をしたときには、屋外スピーカー、あれで放送することになってると思いますけれども、あれは町内全域何カ所ぐらい設置されているものですか。

○総務課長（窪田良治君）

現在も既につけるといふか、防災無線の外のほうから、何カ所かという事ですけれども、33カ所、各集落全部設置をさせていただきます。

○2番（福留達也君）

その33カ所で、今回のように暴風雨の中停電した場合、それでその33カ所にあるスピーカーだけで、すべての集落の人たちに正確な情報伝達できると考えていたんでしょうか。

○総務課長（窪田良治君）

台風、外付けのスピーカー、防災無線というんですが、それについて各集落全部そういう周知ができたかどうかということにつきましては、恐らくものすごい強風だったので、夜中の1時とかそういうように防災を進めましたけども、なかなか聞き取れなかった状況があったと思います。一応行政として取り組んだのは、今IP告知、ここがちょっと若干停電等あって、切断やいろいろありましたので、そういう考慮して、以前にも防災無線、古い無線ですね、それがついてる分が各家に何カ所かあるということもちょっとあるんじゃないのかとか、両方で一応告知をしながら、外と中としてるところでございます。

○2番（福留達也君）

先ほどの説明で今現在設置されているそのIP告知端末機、それに機能改善できないかとかいう質問をしたんですけれども、とんでもない額になりそうでしたね。それよりは課長がおっしゃったFMラジオが設置というのかな、できていけばすべて解決だなという思いで聞いております。

奄振、今の答弁で奄振事業へ強く要望していくという話でありましたけれども、これ徳之島全体でまとめて行っていく、共同で交渉していく、そういった話でありますか。

○企画課長（牧 徳久君）

本来ならば、徳之島では広域でごみ処理とかいろいろ食肉センターとかすべて行いますので、なるべ

くできれば3町で広域で徳之島全体をカバーするという形でやったほうがいいんじゃないかと思っております。

○2番（福留達也君）

仮に、こんな心配するような、こんな質問ばかりもどうかと思うんですけど、仮に、伊仙が単独で、なかなか3町がまとまらずに、伊仙が単独で申請して、それでなりそうだったら、そしたら進んでいくんでしょうか。

○企画課長（牧 徳久君）

今現在名瀬でやってるNPO法人については、奄美市と龍郷の一部ですので、徳之島での伊仙町独自でやるとなれば可能だと思います。

○2番（福留達也君）

わかりました。あんまり変なことを言わずに、聞いてたらすごくいいことだなと思っております。ぜひ3町まき込んで、その導入のために進んでいってもらいたい、そのように思います。

残暑が厳しく暑い中、数日間もの停電、断水、食料不足、携帯電話やラジオもつながらない、外出しようにも危険を伴うためなかなかできない等々、精神的にも肉体的にも非常に過酷な状況であったと思います。そんな極限ともいえる状況の中、せめてニュースや災害情報、復旧の目途等を聞くことができると精神的にも随分違ってくるものだと思います。先ほど来おっしゃってるそのFMラジオの導入を早急に急いでぜひ改善して、台風の厳しい中、少しでも安らげる状況をつくっていただきたい、そのように要望して一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで福留達也君の一般質問を終了します。

次に、前 徹志君の一般質問を許します。

○3番（前 徹志君）

おはようございます。3番、前 徹志です。平成24年度第3回伊仙町議会定例会において、一般質問を行います。通告してる順に順次質問を行っていきます。

まず、最初に、文化財の保護について。①国指定の文化財カミィヤキ維持管理について、案内板など新しく整備し管理すべきと思うが、特に第5支郡に行く道さえない状態にあるようだが、整備の計画等はあるのか。

②阿三の永家の高倉のふきかえについて、徳之島の民家の庭に建つ高倉は、これ一つしかない文化財と思うが、管理を徹底すべきと思うがどうか。

2、観光行政について。長寿の里公園の維持管理について、屋根のふきかえ等、周辺の整備はできないか。

3、住宅建設について。住宅建設については、町ではなかなか進まず、町民の要望にこたえることができてないと思うが、県営住宅などの誘致はできないか。また、模索などはしたことがあるのか。

4、道路整備について。農道の補修整備について、台風15号の影響により、農道の路面の流出、路肩

の崩壊が町内の至るところにあるが、農産物の搬出に大きな支障を来すおそれがあるが、速やかに補修すべきではないかと思うがどうか。

1 回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

前 徹志議員の質問にお答えいたします。

1 番の文化財の保護等に関しましては、教育委員会のほうで答弁をしていただきます。

2 番のほうは、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

まず、3 番目の町営住宅、県営住宅に関しましては、鹿児島県といたしましては、10年ほど前から県営住宅に関しましてはもう建設をしていかないというふうなことがありましたけれども、与論町が来まして、県営住宅と町営住宅を統合した形の住宅建設が、つい最近行われました。

その理由といたしまして、与論町が企業誘致をしたと、その方々は30年企業誘致のための住宅が必要だということなどを申請書の中で県を説得するような形で、最終的には知事の独断という形でできたようであります。今回、伊仙町のそのような伊仙町の特殊性、そういうものを申請書の中でいかにうまく説明をしていくかということが重要ではないかと思っております。

これは、例えば今県が県営住宅にもそうですけれども、町営住宅に関しても、そこに入居したらずっと、何十年も居住してるといふことの不合理さそのものを今後はやっぱり見直していかなければいけないというふうな意見でありました。ですから、例えば子供たちが教育が必要な、中学校を卒業するまでの間という期間限定での入居等であれば、この県営住宅建設も可能ではないかなという思いもあります。

ですから、そういったことを伊仙町がここでしっかりと申請書を作成して、県が納得するかどうかというところが重要であると思えます。現在、町営住宅を改築していくというのならば、相当やっぱり期間がかかりますので、そのことをやっていくと。

さらには、今年度23年度に、民間の方に6棟を町有地に建設をしていただきました。これからもどんどんそういうことも同時に進めながら私たちの居住の確保、そして、Iターン、Uターンの人たちの確保をやっていくことが最終的には町の発展につながっていくと思っております。

4 番目に関しましては、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○教育長（茂岡 勲君）

前議員の質問にお答えします。

国指定の文化財カムイヤキ、それから、永家の高倉のふきかえということですが、管理担当している社会教育課長に答弁をさせます。

○社会教育課長（當 吉郎君）

まず、前議員の質問、文化財の保護についてお答えをいたします。

国指定文化財カムイヤキの維持管理について、案内板など新しく整備し、管理すべきと思うが、特に第5支郡に行く道さえない状態にあるようだが、整備の計画等はあるのかという質問について。

まず、カムイヤキの整備については、国・県より早急に進めて、また、伊仙町が策定する歴史文化基

本構想と矛盾しない整備計画を作成するよう指導を受けているところでございます。

それから、平成24年度、今年度から来年度にかけて、伊仙町のほうでは歴史文化基本構想をする予定にしております。

あわせて、また徳之島カムイヤキ陶器窯跡の整備計画書を作成し、案内板はまた遊歩道等を整備して、今後また観光に結びつけていけるような計画をしています。遊歩道等には何ですか、全支郡もまた遊歩道等を設けて案内するというようなこととか、工事費とかはまた国有林の中でまた建設が、遊歩道の建設が難しいとかいう場合も考えられますので、全支郡にまた遊歩道等は設けるといのはまた難しいことではないかと思しますので、ある程度工事費の係らないような形で計画をしていく予定にしております。

次に、阿三にあります永家の高倉のふきかえについて、徳之島の民家の庭に建つ高倉は、阿三の民家ただ一つというような、私そのような認識をしているわけなんです、町指定の文化財の保持者というのは、阿三の民家は個人ということでありますので、その管理は基本的にはその所有者が管理すべきとは考えられるわけなんです、実際問題として、阿三の民家に関しましては、その所有者が町内には在住していないという状況にありまして、そういったことを考えますと、町の文化財ということでも管理をして、また保護する必要があると考えております。

現状といたしまして、今回の台風のほうでも屋根の瓦ぶきのほうが一部損壊をしているわけなんです、実際その民家に関しましては、これに関してしましては、その木材の屋根瓦を支えている木材のあたりが、腐食とまたシロアリによる食害等もありますので、まず個人所有であるということですので、またその民家の所有者とまた連絡とって連携を取りながら、今後整備の方向等考えながら保存していけるように進めていきたいと思っております。

以上、説明を終わります。

○企画課長（牧 徳久君）

質問にお答えする前に、泉重千代翁の屋根の状況、写真を撮ってきてありますので、資料としてお配りしてよろしいでしょうか。

[資料配付]

○企画課長（牧 徳久君）

前議員の長寿の里公園、これは泉重千代翁の邸宅のことと思いますが、維持管理につきまして、屋根のふきかえ等、周辺整備はできないかということでご質問がありますが、町のほうでも重千代の邸宅につきましては、これまで本事業の申請とか、いろいろ周辺整備について三度ほど行って国・県に要望してまいりましたが、この自宅を含めて土地自体が、私有地であるということ、いずれも不採択になったわけですが、いま現在私有地ということを解決するために、現在登記簿等を調べながら努めてるわけですが、今名義が重千代翁の直ミヤさんという方がいらっしゃいまして、この土地の権利者になっていることから、この直ミヤさんにかかるすべての相続者から土地の寄贈に関しまして、同意を得る必要がありますので、今現在関係書類の収集を進めておる段階でありますのが、権利者がこの直ミヤさんが亡

くなってから、40年以上が経過をしていると。また、関係者が本土へ移住して、直ミヤさん自体にも子供がいないと、こういった状況でありますので、登記に非常にややこしくて時間がかかっている状況であります。

今お配りしました写真、さきの台風時後の今朝写真を撮ってきた状況であります。このように屋根がほとんどもうさびれて、これカラーですと赤サビ色ですが、トタンが、これも落下ですがトタンが飛ばされてる状況であります。そうしますと、この中の畳とかいろいろ家財道具もあると思いますが、中へ入ったことがないですが、この中の道具を保持する点からも、この屋根だけでも早急に、予算措置をして修繕するほうがどうかと考えるもして、この権利者が町に寄贈するという事は、しきりにおっしゃっているわけですので、ただ登記が難しいという状況でありますので、この権利者と再度お話しして、町のふるさと農道あたり、ふるさと農道については、観光面に活用してもいいという条件で寄附していらっしゃる方もいらっしゃいますので、この一部分この屋根だけ、そんなにかからないと思いますが、その屋根だけでも補修、町の予算だけでは大変ですので、この材料代を例えば出して、集落の方が補修はするという形もできたら一番いいのではないかと思います。検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○耕地課長（上木義一君）

前議員の質問にお答えします。

速やかに補修すべきでないかということですが、先ほども答弁いたしましたように、昨日予算の議決をいただきまして、今順次通行どめのところから今作業を進めております。

それと、その前に、先ほども申し上げましたけど、6月補正で予算計上しました農地・水のちょっと中身を説明をしたいと思っております。

平成24年度から28年度まで、5年間継続していく農地・水保存管理支払交付金において、伊仙町には現在7組織が活動しております。活動組織とは農業者、非農業者、地域住民、関係団体、多様な主体が参加する組織でございます。活動の内容としては、農用地の法面、水路周辺、道路等の伐採作業、水路、沈設等の土砂上げ等で道路浸食箇所のコーラル碎石、またはコンクリートの充填等の作業活動ができます。これは全組織の皆さんが総参加して作業をするということですので、人力作業ができない場合は、重機各種の重機借上等もできるということです。

あとは、この作業でできないのは、今回予算を計上しておりますので、それと農地・水と耕地課の補修予算と一緒にあわせながら早急に農産物の搬出に支障が来さないように進めていきたいと考えております。

以上です。

○3番（前 徹志君）

1番の文化財の保護について、カムイヤキの質問ですが、この文化財は集落の人でも、私もそうですが、余りわかってないような状況なんです。あるとはわかってるはずなんですけど、何かわかりやすい

ような看板等とか、そういうのがあれば下の重千代翁の銅像に観光客が来るときは、必ず上に寄ってるような感じですので、興味のない観光客にも、また町民にもわかるような看板等の設置はできないものか。

○社会教育課長（當 吉郎君）

今年度から来年度にかけて、その整備計画を作成するわけですが、今前議員のおっしゃったような検討事項を参考にしながら、重千代翁の銅像の地域とか、そういったのと連動するような形の案内板等にはしたいと考えております。

あと今年、今手がけているのが、このたびの妙眼の森の国指定に向けて、手続きを進んでいるところなのですが、そういった伊仙町の文化財と、あと観光と連動するような形で、全体的な今地図というんですか、そういったのも民俗資料館を訪れる方々にまた配って、ぜひ案内していけるような方法なども考えて今後進めていきたいと思っております。

○3番（前 徹志君）

それは計画できたら、そのようにしていただけたらありがたいです。

次に、永家の高倉のふきかえについて、これは台風じゃなくて、もうふきかえて十何年経ってると思いますので、これはまた今業者が島にいないような状態ですので、看板は町指定文化財とあって立っておりますので、これまたなくしたら、島に一つしかない文化財をなくしたらいけないと思いますので、なるべく町やら集落やらでふきかえるようにしていただけたらと思っております。

また、このふきかえについては、昔の相当の技術が要るもので、これまた若い人に少しでも教えていくのが、また社会教育課の一環だと思いますので、そのあたりについてよろしく願いしておきます。

2の観光行政について、長寿の里公園の維持管理についてですが、今課長から説明がありまして、なかなか前に進めないで登記ができないと説明がありましたが、やっぱり何とかして町に登記をして、長寿の島とうたっておりますので、やっぱりあそこが長寿の島の発祥の地だと私は考えておりますので、よそからの観光客が来ても、やっぱり古いものは意味がありますが、新しいものをつくっても意味がないですけど、あの屋根だけはちゃんとしたあの家がつぶれないように、守っていくのが私たちの役目だと思いますので、ひとつ材料なりでも何とか調達して、本年度中にふきかえないと来年の台風ではもう必ずつぶれてしまうと思いますので、これをつぶさないようによろしく願いしておきます。

そして、これが登記ができれば、何か補助事業でも導入して、公園をつくって、後ろの畑にはゲートボール場とかグラウンドゴルフ場とかできれば、そのゲートボール場を使用する高齢者たちに管理なりをさせれば、大して財源も係らないと思いますので、そのような点の計画できないものか、将来的にです、町長お願いします。

○町長（大久保明君）

今は県と進めて緊急の修復が必要だと思います。先ほど課長が答弁したように、ふるさと納税等で対応してきたと思います。登記のほうもかなり時間をかけて今やっておりますので、もう少し進めれば登記できると思います。

以前は県に地域振興事業で提案してましたけれども、こういう事業を活用しながら、周辺整備も含めて検討をしていかなければならないと思っております。

ゲートボール場とか、それらはどうするかということは、今後の検討課題だと思います。

○3番（前 徹志君）

わかりました。それでは、この資料館みたいなのが隣にあるんですよ。あの中に、聞いた話なんですけど、中は閉まってるので見たことはないんですけど、写真とかいろいろあるみたいな話を聞いてます。これをこのまま放っておくとだめになってしまうのではないかと思うんですけど、これを何とか親戚の方にでもお話して開けて、歴史資料館などに保管ができればなと思っております。これをよろしく願います。

次に、県営住宅ですけど、町長から説明を受けまして、住宅問題になると私の言いたいことは町長はわかっていると思いますので、あえて申し上げませんが、やはり町営住宅、県営住宅、一緒に進めて若いものが集まる町にできるようよろしく願います。

次に、道路整備、農道の整備ですけど、先日、徳之島きび輸送組合から陳情書が上がっておりまして、これは耕地課長が今申しました農地・水というのがありますが、私も参加しておりますが、これできない農道、個人、個人といったらあれですかね、もうサトウキビを詰みだすだけの道、ああいうところだけが土砂で崩れてる、流れてる、これも農家の人は高齢者が多くて、石ころを一つけつても投げ出されない人が大部分なんですよ。これを行政のほうと南西糖業あたりをJA、それときび輸送組合、そこが協力して農家の高齢者の方に負担をかけないように、また、農家の方が農業生産額50億円を達成するとしたら、皆で協力して農家に負担をかけないようにしていただきたいと思えます。

それと、道路に関しては、15号台風以来建設課長、耕地課長、また職員、建設業者、土日返上して頑張っておりまして、緊急性のところは大方処理ができたと思っております。本当に素晴らしいことだと思います。この道路は、やはり人が通るところ、そういうところはもうないと思っておりますので、耕作道路、そういうところをなるべく早く直せるようなことができればいいと思えます。

もうこれで終わります。時間です。

○耕地課長（上木義一君）

建設、耕地課としては、もう4議員の方々から質問を受けまして、もう非常に建設課長、耕地課長としては、きょう朝も1日でも早く農産物の搬出ができるようにと。で、あと議会終了後はジャガイモの植えつけと、そして、まだきびの植えつけ、そして、もう12月にはきびの搬出という流れになっていきますので、とにかく我々建設、耕地課、経済課、再度一体となって農家の方々に迷惑かけないように、1円でも多く生産額が上がるように努力します。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これで前 徹志君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 1 1 時 2 8 分

再開 午後 1 時 0 6 分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、琉 理人君の一般質問を許します。

○11番（琉 理人君）

こんにちは。11番、琉 理人でございます。平成24年度第3回定例会において、一般質問の許可がありましたので、順次質問をいたしたいと思います。

まず、冒頭に先日多くの被害を出した台風15号で被災をされた方々にお見舞いを申し上げ、一般質問に入りたいと思います。

通告書に従い、順次質問をいたします。答弁者の明快なる答弁をお願いいたしまして、それでは、行政、教育、経済産業、建設、環境衛生、防災についてお伺いをいたします。

まず、1点目に、汚職防止対策について質問をいたします。

新聞報道で汚職事件が報道される時は、あの職員がとか、あの真面目な人が信じられないといったように、いつどこでだれが起こすかはかり知れないのが自治体の不祥事の実態であります。

幸いにして、本町では発生しておりませんが、汚職は職員に限らず町長や副町長にも当然考えられることでございます。町長みずからどのように自分を戒め、副町長以下職員に対して綱紀肅正について、日ごろどのように指導をしているのかお伺いをいたします。

次に、行政コスト低減対策について質問をいたします。

国や県においても財政再建に行革が行われ、各省庁の統廃合は定員の削減等で行革に努力をしておりますが、私たち本町においても、議会では自らが定員削減、定数の削減、また報酬カットしたり、経費節減にも努力をしているところであります。事務能力向上に当たっては、近年パソコンやインターネットと事務機の導入や情報化のスピード化で向上いたしておりますが、こうした実態を踏まえて組織機構の再編成と統廃合や、また職員定数の見直し、女性参画時代に女性課長を起用する考えはないのか、質問をいたします。

行財政の3点目に、公共施設の民間移管について質問をいたします。

昨日の一般質問でもありましたが、管理委託の現状と問題点についてお伺いをいたします。

公共施設の管理については、積極的に委託を進めておると言われておりますが、既存の公共施設の委託状況と、その現状と実行についての問題点があるならば、その理由を明らかにしていただきたいと思っております。

また、徳之島地域文化情報発信施設については、昨日の一般質問で、一、二年は町が管理運営後に民間移管の考えだということですが、そこで町の管理する間、運営及び組織づくりには徹底した効力的運用が望まれますが、スタート時点の管理、運営はどのように考えているのか、質問をいたします。

次に、教育関係について質問をいたします。

いじめ問題については、昨日杉並議員から質問がありましたが、いじめと自殺といった人命にかかわる重要な問題でありますので、教育長のいじめ対策に対する所見を再度お伺いをいたします。

次に、経済産業関係について質問をいたします。

農業経営の安定化対策について伺います。施設園芸や時期出荷においては、冬型野菜、また温暖な気候を利用した園芸が盛んですが、夏型園芸では、台風常襲地である徳之島においては、風害対策が大きな経営安定につながると考えるが、農業政策において台風対策はどのように考えているのか質問をいたします。

建設関係の住宅問題につきましては、先ほど前議員の質問がありましたので、重複いたしますので、次に入らせていただきます。

大きな5点目に、環境衛生についてお伺いをいたします。昨日美島議員の質問がありましたが、重複しない点で1点だけお伺いをいたしたいと思います。

大きな災害時に出る大型ごみの緊急時の置き場と確保、各集落ごとにとりあえず仮に置くとか、そういった仮置き場の考えはないのか。また、そういった準備がないのか質問をいたします。

大きな6番目に、地震対策について質問をいたします。

地震及び津波対策は、常日ごろから怠らないようにすることが肝心であります。避難訓練、避難場所、緊急生活用品の配布など、どのような対策をしていくのか。

また、災害時の情報については、先ほど福留議員の質問に重複いたしておりますので、ここは省かせていただきたいと思っております。

最後に、台風後のライフラインの復旧現状に対して、昨日もありましたが、普段の備えに対して、水道とか電気、また情報等の問題で今回の台風での災害を通して、町がこれからどのような対策をとっていくのか、質問をいたしまして、1回目の質問に終わりたいと思っております。

○町長（大久保明君）

琉 理人議員の質問にお答えいたします。

1番の①の汚職防止対策につきましては、具体的な研修計画等に関しては、副町長のほうから答弁をしていただきます。

2番目の行政コストの低減対策に関しましては、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

3番目の公共施設の民間移管につきましては、今回オープンする徳之島地域文化情報発信施設が、先ほど議員が述べたとおり、1年の間は町で運営をしてみたいと思っております。

その後は、指定管理者制度等に移行をしていく予定でございます。

ごみ置き場に関しましては、今回もう緊急で対応をしていますけれども、今後また台風が週末あたりにも来そうな状況ですので、緊急に対応していかなきゃならないと思っております。

詳しくは担当課長のほうから答弁をしていただきます。

災害防止に関しましても、担当のほうから答弁をしていただきます。

○副町長（中野幸次君）

琉議員の質問にお答えいたします。

先日、同僚の美島議員からの質問もありましたので、そのときの答弁と重なるところが多いと思いますが。

まず、冒頭ございましたように、職員の不祥事というのは職員だけの不祥事にとどまらず、町全体への影響というのは計り知れないものがあります。そういう意味におきまして万全の対策をとらなければいけない。こういう考え方を基本にしながら取り組んでいるところですが、昨日も申し上げましたように、いわゆる定期的など申しましょうか、そういう取り組み、月1回の全体朝礼あるいは課長補佐会、さらには週1回の定例課長会、こういったところで必ずこういったことについての指導について指示をいたしております。

さらに今年度から一つの方策として人事考課制度を導入する、いわゆる勤務評定を導入していきましよう、という形にするかというのはまだ結論は出ておりませんが、今後そういったこと等も取り入れながら、やはり日常の勤務に緊張感を持って臨んでもらうということで考えている次第であります。

また、臨時的には他町村のいわゆる不祥事、こういったことがありましたときには、新聞のスクラップ等を利用しながら、やはり全職員に訴えていくと。こういう体制で今不祥事対策として取り組んでいるところであります。

ところが、きのうの回答でも申し上げましたとおり、これは一番の効果があるのは課内においてのお互い間のいわゆる団結性と申しましょうか、そういうことが一番効果あるだろうということで、そのことについても課長が課内でのそういった組織体制、いわゆる日常の業務、どういう場合にしているか、そこらの把握等をしっかりしてくださいということで今取り組んでいるところであります。

以上、報告いたします。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの琉議員のご質問にお答えいたします。

行政コストの低減対策について、どう取り組みをするかということでございますけれども、組織機構の再編成、統廃合や職員定数の見直しという形になりますと、やはり今現在コスト削減に向けて取り組むとなると、やはり人件費の問題が相当出てくると思います。そこにおいて今後各課の再編、そこらについては検討していかなければいけないものだと思っております。

また職員定数の問題についても、今後さらに検討しなければいけないだろうと思っておりますけれども、やっぱりそこらにつきましては行政改革審議会、そこに上げて今後検討していかなければいけないものだと思っております。

後、女性課長を起用する考えはないかということでございますけれども、女性職員、別に差別するわけではございませんけど、やっぱり能力に応じてそういった意欲のある方であれば、そこについては町長のほうからも起用はできるものだと思っておりますので、今後そういった対応をできるように検討してまいりたいと思います。

○企画課長（牧 徳久君）

10月にオープンする情報発信施設のスタート時点での民営化ということではありますが、この前全員協議会のほうで条例の説明と同時に使用料、こういったものの説明もいたしました。先般11日の可決していただきました補正予算の中にもありましたとおり、維持管理において一番必要なものは浄化槽の管理と光熱費でありまして、これについても半年分の予算という形で歳入と歳出を皆さんにお示しして可決していただきました。

歳入についてはこれから28日のこけら落としと11月24日の闘牛大会、その28日の晩の歌手のイベントとか、正月になりますとまた4日、5日ぐらい闘牛が続きますので、そういったものの申し込みとか、もう既に来ておりまして、こういった面からお示ししたとおり、本体の使用料とか予算に計上してございますので、町が管理している間はこれでいけるんじゃないかと思ひまして、また、もしこれから本格的にオープンしますと、闘牛場の本体部分の屋根のところ看板、広告のスペースも用意してございまして、こういった歳入も大きく取り上げて運営には努力してまいりたいと思ひています。

○教育長（茂岡 勲君）

琉議員の質問にお答えします。

昨日杉並議員の質問に対して、いじめの実態あるいはその対策、教職員の服務規律の厳正確保、こういうことについて質問がありましてお答えしたところですが、やはりいじめというのは学校教育でも大変重要な課題として私たちは捉えております。昨日も杉並議員と約束しましたが今後の見直しに対して、私たちはこういう検証をしていきますということも言いました。

今後、琉議員のいじめの実態あるいは対策について、私たちの教育委員会の考えを述べてみたいと思ひます。

一般的なことになって、きのうのお答えと重複する部分はお許してください。

昨年より今年の8月まで、本町でも2件のいじめを認知しています。1件は既に解決済みですが、1件は解消に向けて努力中でありまして。その後学校によりまして、保護者会を持ったり、担任が家庭訪問をしたりし、沈静化のほうに向かってはいますが、これを私たちが一応まだ解決済みというふうには捉えていないということで、ご承知をしていただきたいと思います。

いじめはどこの学校でも、どの子にも起こり得るネット上のいじめなどでは、ますます見えにくくなっている。まだ気づいていないいじめがある。1件でも多く発見し、1件でも多く解決するという基本認識のもと、危機感を持って対処するように校長会、教頭会を通して繰り返し指導しています。

いじめについては国や県の方針に基づき、町においては4月と9月にいじめ問題について考える習慣を設定し、全校全学年に応じたいじめに関するアンケートを実施したり、いじめに関する道徳の授業や校長講話等を実施しております。また今年度においては、文部科学省のいじめ問題に関するアンケート調査も各小中学校で実施しているところです。

いじめ問題の解決に向けては、学校の児童、生徒の実態と対策をよく聞いて、学校と教育委員会がともに解決策を見出し、指導、助言していくことが大切であると思ひます。まずはアンケート調査や日常

の観察、保護者や地域の方などの情報提供などを通して、日常から早期の発見、実態把握に努めております。

いじめが起きた際は家庭訪問を行ったり、子供の心のケアを行うよう指導しています。

教育委員会としましては、管理職研修や生徒主導主任研修会、警察や保健福祉部局との連携を図りつつ、時には臨床心理士を初めとする専門家へつなぐことも教育委員会そのものの仕事と思い、相談窓口となっていることでもあります。

今後もいじめの早期発見と解消に向けて努力し、いじめは私たちの生徒指導上の最大の課題というふうに捉えていきたいと思っております。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

琉議員の農業経営の安定化対策についてお答えいたします。

農業経営に関しまして非常に阻害要因であります夏場の作物の普及ということでございますけれども、まず農家が定着していくためには何が必要かといいますと、年間通した形の収入確保が非常に大事ではないかなと思っております。

その中で畜産の毎月競りによる収入の確保という形が図られているところでございますけれども、その中で台風による夏場の野菜の普及というところが、非常に今重要な課題でございます。

その中で我々経済課といたしましては、夏場の防護対策あるいは防虫対策にたいしてどのような方策をとっているかということでございますけれども、8月24日に平張りハウス、防虫防風対策ハウスと申し上げれば内容がわかると思うんですけども、これに関して導入希望者に対する説明会を実施いたしました。この説明会に34人の農家が参加いたしまして、そのうちの9名の農家が次年度に平張りのハウスを導入してみたいと。面積を申し上げますと、大体80a ぐらいの面積でございます。9名の農家で平張りハウスと。という形で希望者がおります。

この平張りのハウスの導入の方法としては奄美創出支援事業、奄振事業を利用した導入の仕方と。

後個人での資材の共同購入あるいは共同作業による導入の仕方があると思っております。

そん中で我々伊仙町として、どれを導入するかというお話し、その辺を含めまして、今奄美創出事業での平張りハウス1,000m²平米の大体の単価が180万から200万ぐらいかかります。

農家の負担分大体30から40%の負担が必要なんですけれども、これを受けますと農家の負担が70万から80万ぐらいの負担額でございます。これを共同購入あるいは共同作業によって自分で建てることによって、補助事業を受けないでやれないかというのを今研究をしているところです。

この奄美創設支援事業でハウスを導入しますと、作物の縛りがございます。まずAという作物を植えますという、その作物を5年間はつくってもらわなきゃいけないという縛りがございますので、この方法はやっぱりいい方法ではないというふうに考えておまして、我々自分たちで共同で資材を購入して、共同でつくるという方法を今模索をしているところでございます。

この少し足りない部分、農家さんが少し出す部分について足りない部分を町で少し助成ができないか

とか、それを今研究を進めているところで、平成25年ときのこの平張りハウス、防風防虫対策ハウスの導入を今考えているところでございます。

以上です。

○環境課長（益 一男君）

大きな5番、環境衛生関係について、琉議員のご質問にお答えをいたします。

1点目にごみ処理場の管理について、ごみ処理場の施設機能の現状と施設内の不法処置状態のごみ対策はどうなっているかのご質問ですが、まず施設機能の現状でございますが、施設には焼却炉が2基ございますが、1基しか動いてない状態が続きましたので、完全に機能を果たしてない状態であります。

その原因といたしましては、お盆前に制御部品が壊れ、現在修理中でございます。

今週中には直る見込みと聞いております。また、焼却炉内部の風、いわば耐火材の補修で、焼却炉を一時とめていたのが原因でございます。そういう状況の中、今回台風15号での停電等で起きたために、ごみ処理がおくれている状態でございます。

今後の対策としましては、2基の焼却炉が稼動すれば、敷地内に野積みとなっているごみ処理の状態は、しっかり分別をして、粗大ごみに関しては細かく切断をして焼却処理し、目途としましては年末までには処理できるよう努力をしております。

2番目に生ごみの自家処理についてでございます。ごみ処理場への生ごみの搬入が大きなコスト問題となっておりますが、生ごみの自家処理を推進する考えはないのかのご質問に対しまして、ご指摘のとおりでございます。ごみ処理等においてのコスト削減に向けていろんな対策を立てなければならないと思います。

生ごみの自家処理の問題も、その一つだと思います。この件では以前には家庭用生ごみ処理容器、コンポストというのを環境課にて斡旋、販売を1個6,000円ぐらいののですが、半額町の補助で3,000円で提供していましたが、結果的には余り購入者及び利用者が少なく、今年での購入者がいないような状態です。

その理由としましては、防虫剤や発酵促進剤を別に個人で負担をして、防虫や防臭策をしなければならないという面倒さがあります。今後は市販されている、搭載しております家庭用生ごみ処理機、これは電気処理するんですが、6万ぐらいであるそうです。というような補助事業等がありましたならば、今度は検討し、推進していきたいと考えております。

もう1件、さきの台風15号による混乱についての相談等がございましたことがありました。

そういう中で、琉議員から先ほど申されました仮置き場等の設置考えはないかということですが、今回まだ16号ですかね、週末及び来週前半ごろに襲来する予報が出ておりますので、台風が大きい台風ですので、今回も停電等が予想されます。その状況におかれた場合は、クリーンセンターの受入れが停電の場合はできない状態になろうかと思っております。こういう対策を立てて、仮置き場等を設置をして、混乱等が起きないように対策を立てて取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

○総務課長（窪田良治君）

琉議員の防災関係についてお答えをいたします。

地震対策について。地震及び津波対策は常日ごろから怠らないように考えるが、避難訓練、避難場所、緊急生活への配布等のような対策をしているのかということについてお答えをいたします。

まず、避難訓練、避難場所、そこらについては先般、琉・明石議員の質問の中においてもございましたけれども、5月5日の3町防災検討会を実施をし、今月10月21日に実施されます3町一斉防災訓練、その中においても取り組みをしていくということでございます。

次に、防災に対しての意識づけをこういった訓練を通して意識づけをしていく必要があるということですね。そういうことを町民のほうにしていくということでございます。

後緊急生活用品の配布という形になりますけれども、やっぱり町から配布をしてまいりますと、どうしても財政的な問題が出てまいります。そういったことも常に防災訓練を通して、そういった仕打ちをして、各家庭において常備をしていただくという形になります。また避難となってきた場合については、町で対応していかなければならないと思っておりますので、そこらについては今後検討の課題だと思っております。

また、その避難時における食料品等、どうしてもやっぱりいつ起きるかわからないという、いつという形がわからない状況、また、もしかしたら明日かもわからない、そんな感じで食料品等についてはやっぱり賞味期限がございますので、そこら辺他町村がどういった取り組みをしているか、そこら辺についてまだ調整して、検討していく必要があるんじゃないかという感じでは思っています。

それについて避難用品というのは、町の整えるべきだとは思っておりますので、今後また財政面見ながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○水道課長（芳田勇人君）

琉議員のご質問にお答えいたします。

ライフライン、電気、水道でございますけれども、水道のほうをご説明いたします。

水道はライフラインの中でももっとも大事な、必要不可欠なラインでございます。

現状といたしましては約99%以上復旧しております。まだ漏水等により水圧が弱い家庭等があって、復旧作業に今全力を挙げているところでございます。

また日常、我々普段の備えといたしましては、自動発電機を3基、手動発電機3基、合計6基の発電機を常備しております。今回の台風15号の襲撃時にも5基運転、またリースの発電機2基を運転いたしました。私どもの反省点でございます対策がおそくなってしまい断水という結果になってしまいました。

今後は台風16号も接近しており、総務課と連携し情報の早期キャッチ、台風対策に発電機の確保または燃料の確保に全力を挙げていきたいと思っております。

最後に、職員の安全管理も考慮しながら対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（琉 理人君）

2回目以降の質問は自席におきまして1問1答で進めてまいりたいと思います。

まず、1点目の綱紀肅正について。汚職事件と申しますと、契約また査定、検査、許認可などの権限を持った部署に多く発生するように一般的に見られますが、職員配置においても優秀、有能な職員を適材適所に配置しておると思いますが、長期間同じ部署での配置はまた汚職の温床とも言われておりますが、職員異動の件につきましてはどのような考えを持っておるのか、まずお伺いをいたします。

○副町長（中野幸次君）

ご指摘をいただいているとおりでございますが、やはり人事そのものにおいては、公平性と透明性が大事だということで共通しております。それでやはりこれは、人事を担当する総務部局だけがわかっていても難しいことなので、職員全体に一つの人事の標準、こういったのを今年度は示して、そしてそれに沿って異動していくという考え方。また課長等の抜擢、いろんなその他におきまして、また町長が自らの政策を押し進めるに当たって、配慮しなければならない部分においては町長が配慮していただくことにいたしまして、一応今年度からはそういう基本的な考え方を持っております。

○11番（琉 理人君）

月1回の研修、また週1回、また人事考課制度の導入という形でお互いをやはりしっかりと見ながら、お互いに行政刷新に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

次の行政コストの低減化につきまして、先ほどお答えをいただきましたが、やはり低減化、これだけの財源難という中で、職員定数の見直し、これについては具体的に今後予定はしているのか、再度お伺いをいたしたいと思っております。

○副町長（中野幸次君）

総務課長と連携をしながら、この問題に取り組んでおります。現状を申し上げますと、140のいわゆる定員に対しまして現在134名、そのうち健康上の理由で4名ほど病休という形を、休みをとっておりますが、130名ということは非常に現状を見まして、今度の災害対応なんか見ましても、職員にかなり負担がいつているという思いを今持っております。と申しますのは、総務課、水道課の職員あるいは耕地課、経済課、建設課の職員におきましては、不眠不休の努力を重ねてきているわけでございます。

そういう中であって、やはりどれぐらいの例えば職員数が適正なのか、そこらについては今後外部の方たちの意見も聞きながら、あるいはまた議会等の意見も拝聴しながら、適正な人員を考えていきたいなと思っております。そういったことで、まだ具体的にどうということには話し合いを持っておりません。

○11番（琉 理人君）

職員定数に関しては、一般的に財源難が一番やはり人件費にかかっているということでお伺いをいたしました。逆に言えばその人員で作業、また事務能力を発揮すれば、この人員では足りない、また頑張れば町政が潤うということになりますので、水道課とか一生懸命寝ずに頑張っているところ、また他の課も頑張っておりますが、いま一度そういった形で外部から職員が多いとか言われぬように、職員

一同また頑張ってくださいと思います。

次に、公共施設の民間移管についてでございますが、既存の施設については各業種、またいろんなところに移管をしているところもございますが、今10月にオープンする徳之島地域情報センターにおいては、先ほどもご説明をいただきましたが、全体的に当初何人で何人体制なのか。

また今ほ一らい館が町で運営をいたしておりますが、ああいった中身についても詳しく予定されておれば説明をいただきたいと思いますが。

○企画課長（牧 徳久君）

10月28日にオープンするわけですが、これが軌道に乗りますと毎年4月から毎月闘牛とい形にしてもっていきたいと思っております。これについては、闘牛大会プラス民族であり、芸能であります島唄とか8月踊り、こういったのを含めて情報発信にすることというを国に約束してございますので、これを実現するためには管理人を臨時の職員を1名ぐらい置きませんと無理じゃないかということ。

この資料館がオープンしますと多数の内外から観光客やら島民が予想されますので、さきにお示ししましたところに入場料等も決めてありますし、それを軌道に乗せて4月から1名という形に持っていきたいと考えております。

そのために今回地域振興事業という形で看板とか資料室の中の整備について予算要求しておりますので、これが決定すれば、議会に提案いたしまして、これも同時進行で詰めてまいりたいと思います。

○11番（琉 理人君）

10月28日にオープンいたしますと、その次の日からまた休館ということになるのでしょうか。

それとも闘牛とか催し物あるときだけにオープンで、日ごろは行っても閉まっている状態なのか。

そこら辺をお願いいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

闘牛については事前に、私ども企画課内に闘牛連合会の事務局がございますので、申し込みが来るわけでありまして、既に11月とか正月、来年5月あたりまで申し込みが来ているわけですが、その他の観光闘牛についても、これから闘牛連合会とも4、5回お話を進めておりますが、第4日曜日のナイターにするか、午後にするかわかりませんが、そういった形で情報発信しまして、本土からお客さんをこの島に呼び寄せるとい形にいたしますので、4月まではとりあえず企画課の闘牛連合会の事務局もありまし、企画課の職員で対応して、正月もまだこの資料館の中の施設の整備を、来年4月までは整備をいたしまして、オープンにこぎつけたいと思います。

○11番（琉 理人君）

10月にオープンをして、来年の4月までの間というものやはり徳之島に観光に来た観光客とかは、そういった施設を見に行くわけでございますので、なるべく常時オープンしている館内見学、闘牛資料館とかありますので、そこら辺を見学できるような体制はとっておかないと、せっかくいい施設をつくって来年4月まで遊ばせておくというのはやはり経済効果の上でも大きなブレーキにかかると思いますので、その間の対応も早急に考えていただきたいと思います。

次に、いじめに対しましては、先ほどの教育長のご説明にもありましたように、十分注意をし、また対策に励んでいただきたいと思います。

3番目の経済産業関係の農業経営の安定化対策について、経済課のほうから台風対策には平張りハウスを導入して、夏場の防虫、暴風ということを考えておるといってございまして、実際に平張りハウスがどれだけの台風に対して能力といいますか、台風で壊れないかということについて質問をいたしたいと思います。

実際に今徳之島には平張りハウスは何件ぐらい建っているのでしょうか。

○経済課長（樺山 誠君）

徳之島に今ある平張りの状況でございますけれども、伊仙町内にあるものに関しましては、農業開発総合センターの中の敷地に2カ所あります。これに関しましては設置後8年たっておりまして、今回の台風で柱の腐り等でやっぱり倒れております。これに関しまして、今ある平張りハウスに関しましては風速35メートルまでもつということでございます。

皆さんもご存じじゃないかなと思うんですけれども、徳之島町の徳和瀬の農免道路に平張りハウスが建っていますけども、向こうの平張りハウスというたらわかると思いますけども、今回の台風でびくともしてございませぬ。」

後天城町の闘牛建設センターに平張りハウスが建っているんですけども、向こうに関しては建物その辺で、暴風ができていて、余り風を向けなかったんでしょうけども、向こうもびくともしていません。徳和瀬のほうがもう風が左右から吹きかけるような感じのところなんですけれども、これに関してはそういう状況だと。

後、天城町の瀬滝にあるものに関しては、やっぱり屋根のほうで飛んでるというような状況でございます。

ですから、あの台風の被害の状況持ち方をみて、やはりつくり方を考えていけば、35メートルぐらいまでの台風であれば大丈夫かなというふうに考えております。

○11番（琉 理人君）

奄振を利用した、こうした補助の事業ができるということであれば、やはり夏場の安定化農業に対する対策としての平張りハウスは本当に、これが台風が強ければ、本当に画期的な形で夏場の防虫を暴風ということでもいいんですが。実際に台風は本当に長時間とかまた風速も中心付近を考えれば50m以上という形で、本当にこれでもつのかなという懸念もあります。先ほど場所とまたそういった当たる場所には、強化な対策をとということで、これは農家の方々との打ち合わせを密にとって、また納得した形で進めていかないと、こういった町がまたこうした導入による対策に、農家は農家が対応するに当たっては、やはり後またトラブルが発生しては行けないので、そこら辺をきっちりと説明をし、また、強固なそうした平張りハウスを建てていただけたらと思います。

それでは、次に移ります。

環境につきましては、先ほど環境課長がおっしゃられていたように、また早急な対策をしていただけ

ればと思います。

次に、環境課のほうで生ごみのところをご説明をいただきましたが、各家庭の小さなコンポストというのを以前町のほうからありましたが、こういった今農業においても、液肥または堆肥においては、こうした生ごみからの堆肥というのが非常に効果がある。また、いろんな酵素とかこういった形で、これはある人から聞いた話では、この生ごみのほうがやはり1番そうした堆肥を促進させるのに効果があるということも聞いておりますが、これを今処理場での生ごみの償却が燃料費のコストがかかるということで聞いておりますので、生ごみをまた他へ収集をして、こうした堆肥につくる、こういった堆肥場への持ち込みができないのか、1点だけお伺いします。

経済課とも連携してますので、経済課のほうで。

○経済課長（樺山 誠君）

生ごみに関しまして、堆肥にする手法、他の市町村でやっている市町村があるんですけども、一番問題なところは、やはり各家庭からの搬入、その辺が問題だと思います。これから堆肥の原料となる生ごみとそういうのがふえてきて、やはりそういうシステムが構築できれば、堆肥の原料としての利用、非常に有効な手段だと思いますので、もしその搬入関係のものがクリアできれば可能だと思います。

その辺また研究材料として研究していただければいいんじゃないかなと思っております。

○11番（琉 理人君）

両方、ごみ処理場もコストダウン、また堆肥場もまた材料が格安に入るかと思っておりますので、この点も早目に考えていただきたいと思っております。

次の防災関係につきましては、何人かの質問もありましたが、こういった今国でも大きな防災についての取り組みを東日本大震災、またいろんな災害続きでありますので、国も大きく取り上げておりますので、国のいろんなこうした防災対策の事業が、これからどんどん出てくるのではないかと思いますので、こういった事業につきましては、やはり役場の皆様がぜひ、そういった事業はないかというかたちで、常に事業導入について勉強していただきたいと思っております。

そういうことで、やはりこういった災害というのを防ぐいろんな予防、訓練というのを随時進めていければ、やはり防災は起きても最小にとどめられるということになりますので、よろしく願いいたします。

災害時の情報については、先ほどもありましたので、最後のライフライン、本当にこの台風の間、水道課の皆さんは、私たちも軽トラックでよく雨風の中を職員が走っているのをみました。

本当に町の努力は褒めてあげないといけないという思いを常に今持っているわけですが、ただ、こうした復旧においては水道課は取り組みたいと。また総務課は予算がないということでございますが、やはりこういったライフラインというのには常日ごろから予算をかけて整備をしておかないといけないと思っております。

今伊仙町においても、水道管に関しては布設管の老朽化が非常に多く、災害以外でもこういった水漏れ等があるにもかかわらず、こういった災害時であそこのバルブを止めればこの管が破裂するといっ

たような、そういったもう老朽化した中でのそういった災害時の復旧にもなりますので、普段から水道管に対する総務課、または町長が、こういった予算の配分を考えていただけるのか、最後にお伺いをいたしたいと思います。

○町長（大久保明君）

まだ確定したわけではありませんけれども、東日本大震災の後、いろんな、自民党のほうでは国家強靱化政策というのが出ております。中身にはいろいろライフラインに関して、もう本格的な線ということが出てきているわけです。その中で水道管の老朽化は、これは伊仙町だけでなく特に都会のほうでもかなり老朽化して、その点がどういう形になるか、その辺どうなるかわかりませんがそういう状況の中で、今後は大変重要な課題にはなってくると思いますので、今東部、中部、西部で一斉に切りかえを行ってましますけれども、そんな事業が今後水道管の排水量との統合などを通して新しく出てくるように、自治体のほうからの要望をしていかなければいけないと思います。

町単独事業ということで、かなり厳しい状況でありますので、他町とも相談して対応していきたいと思っております。

○11番（琉 理人君）

以上、質問をいたしました。昨日と2日間の7人による一般質問がありましたが、14人議員全員が一丸となって、また町長初め職員の皆様方と一体となって、伊仙町行政にはみんな考えていかなければならないこととございますので、この一般質問に当たり、この質問が早急に、また時期を早くして解決できることを願ひまして一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（常 隆之君）

これで琉 理人君の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月18日、午前10時から開きます。日程は平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会であります。

なお、明日9月14日は行政視察を行います。集合場所はほーらい館です。

作業着着用をお願いします。10時出発できるようにご協力お願いいたします。終わります。

散 会 午後 2時08分

平成24年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成24年9月19日

平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成24年 9 月19日（水曜日） 午前10時31分 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第 1 認定第 1 号 平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 2 認定第 2 号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 3 認定第 3 号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 4 認定第 4 号 平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 5 認定第 5 号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 6 認定第 6 号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 7 認定第 7 号 平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	7番	永岡良一君
8番	清水喜玖男君	9番	伊藤一弘君
10番	杉並廣規君	11番	琉理人君
12番	上木勲君	13番	美島盛秀君

1. 欠席議員（2名）

6番	樺山一君	14番	常隆之君
----	------	-----	------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 栢山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稲隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	仲武美君	経済課長補佐	仲島正敏君
総務課長補佐	田島輝久君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）

（午前・午後）喜村直喜君・町本勝也君・稲田大輝君

～平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時31分

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

ただいまから平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

△ 日程第1 認定第1号 平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

まず、認定第1号平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

34ページ、4の衛生費、4の中の衛生総務費の19項負担金補助についてお尋ねをいたします。

運営費が124万6,980円、建設費が216万973円、3町でそれぞれ負担をして、食肉センターを建設するというので、均等割が28%、あとが72%は人口割。天城町が0.2583、伊仙町が0.2788、徳之島町が0.4629%ということですが、その中の伊仙町負担金340万8,000円についてお尋ねいたします。

聞くところによると、8月に運営ができるということだったんですが、いまだもってできてない。この340万8,000円は町民の血税だと思うんですが、町長、聞くところによると、設計書もないということを知っているんですが、管理者、副管理者として責任はどう感じているのか、どう善処していくのか、今後の運営をどうするのか、この3点についてお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

広域連合議会が、来週、ありますけれども、現在のところ、広域議会のほうでも、このことに関して議論をしているところであります。

ほぼ施設は完成をしております。この中で、一部、部品が足りないということで、今、稼働していない状況でありますけれども、受注した設計者そして、この工事は、幾つかの業者が入っております。建物は完成しました。

ただ、肝心のこの解体から脱毛を解体する機械が、現在、完全じゃないちゅう状況で、今、8月稼働予定でしたけども、それができない状況にありますけれども、今、広域連合議会の中においていろんな説明があると思います。

稼働、いつからということは明言できませんけれども、近日中には稼働が可能であるというふう聞いております。

いろんな事情の結果、おくれてしまったことに関しましては、連合長、また、私も副連合長という立場で、町民の税金を出していただいている中で、おくれた分に関しましては、島民の方々におわび申し上げたいと思います。

そして今後、この施設が稼働して、島のこの昔からある、豚の食文化を再度、交流させていくことが事業であると思うし、それだけの島内での供給体制と需要は地産地消ということも含めてあると。さらに有効活用できるようにしていかなければならないと思っております。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

町民におわびを申し上げるだけじゃなく、今後の運営をどうするのか、どう善処するのか、管理者、副管理者としての責任をどうとるのか。

私が聞いたところによると、設計書もないということなんですが、これは事実なのかどうか、再度、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

設計書は、私はあると思っております。

○10番（杉並廣規君）

ですから、今後の運営にどうするのか、どう善処するつもりなのか、副管理者としての責任はないのか、再度、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたように、9月29日に広域連合議会が開催されます。この開催前に、3町長と事務局、そして受注したメーカーと協議をいたしまして、今後、広域連合議会の中で、早急に稼働するような形で、健全な運営ができるように、今、協議中でございます。

いずれにいたしましても、29日の広域連合議会において、大きな前進が得られるものと私は思っております。

○10番（杉並廣規君）

どうも町長は、この設計書はあるということですが、業者本人から私は聞いた話ですけれども、設計書もないということなんですが、29日の広域議会を見守っていきたいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

これで10番、杉並委員の質疑を終結いたします。

他に質疑ございませんか。

○13番（美島盛秀君）

歳入歳出決算における主要施策の成果説明書の11ページ、歳入歳出状況の図を見てください。

もうこの3つの図を見ますと、伊仙町の財政状況がわかるわけでありましてけれども、歳入の総額は、主に依存財源、ほとんどが88%が外からの依存財源で、自主財源というのは、町税がわずか5.2%、その他が6%で、大体5億、6億ぐらいですか、6億ぐらいですね。

そういう状況の中で、特に今年、去年は、東北大震災で震災の予算が消化できなくて、その予算

が我々この地方に流れて、地方の財政がよくなったというふうに言われております。

もう去年は23年度の決算では、こういう状況で黒字決算、そして総額的にも55億という、歳出状況で53億という状況なんですけれども、さらに来年、再来年になって本格的に東北大震災が復興し始めると、恐らく交付税は大きくカットされてくると見込まれます。

そういう状況に対して、さらに私たちこの伊仙町では箱物をつくって、体育館やら、ドーム闘牛場やら、学校とか教育には、それには仕方ない予算だと思いますけれども、そういう公債を借金をしていかなければならない。借金はふえていく。こういうようなあり方にたいして、今後、町長は、この財政見通しについて、きちんと運営ができていけるのかどうか、まず伺います。

○町長（大久保明君）

このことに関しましては、去年、財政状況を議会のほうから上木委員を中心とした町に対する意見書がございました。私たち執行部も、そのことは遵守してまいりたいと思っております。

ほーらい館から百菜、各学校等、いろいろ必要、最低限度、町の発展のための施策は続けてまいりました。そして今回は情報発信施設ということで、この施設が島の、これ、伊仙町だけではありません。徳之島全体の発展に大きく寄与していくということは間違いないと私は思っておりますが、交流人口をふやしてやっていくと、外貨を稼いでいくことになると思います。

このことに関しましては、今、奄振事業等、この道の駅事業が統合した事業であります。それから体育館に関しましては老朽化が進んでいきましたので、この改修と同時に、郡内で最大規模の施設になります。いろんな郡体とか体育大会を誘致することが、十分できるような状況にあります。

今後の財政見通しに関しましては、我々は何回もシミュレーションをしております。ダムの償還金を3町同時に一括で返還するという状況に近いうちになります。そのことも含めて、ほーらい館の償還金、そして学校償還金全てを含めてシミュレーションをして、平成の27年、28年前後に償還金がピークに達します。

それ以後は、また改善していくわけでありますので、今後、25年度には、奄振予算で黒糖の加工センターを予定をしております。

それ以後は、学校の改築等は、当分の間行わなくて、財政状況が回復した時点で、また学校の改築をやっていくというふうな予定でありますので、そういうことも含めて、財政状況を厳しい状況になりますけれども、町の発展、そしてその政策として戦略的にいろんな事業をやっていくことも、必要という考え方のもとで今、やっているわけでございますので、決して、財政を無視して、やみくもに箱物をつくっていつているという状況では、決してないわけでありますので、議員の方々、いろいろご心配するかもしれませんが、シミュレーションに関しましては、以前も議員の方々に提出したと思っておりますけれども、そのとおり今後ともやっていくと。

あと、その自主財源の確保に関しましては、税務課、水道課、あらゆる課が努力をして、法的処置を対応していったりしております。

それから、土地改良の各受益者の負担に関しましても、今、厳しく町民に、税の受益と負担のこ

の平等性を説明をしていますので、財政状況厳しくなりますけども、今後の計画は、だんだん平成28年度以降は改善していくというふうな、今、シミュレーションをとっていますので、ご理解いただきたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

この財政状況を見て心配しない人はいないと私は思いますけれども、町長は、伊仙町のトップだから、あれをなさい、これをなさいということで職員に指示すれば、職員はやらなければならない。

大概の私、何人かの職員にも聞きましたけれども、大丈夫か、町長がやっているのを大丈夫かなと心配している職員は70%、90%、80%ですよ。それ、町長にはよく言うでしょう、いいのつくる、頑張りますと言うでしょう。しかし、職員の皆さんは、本当に心配していると思いますよ、町民も含めてです。

といいますのは、町長は、よく「外貨を稼ぐ」と言われますけれども、稼げるか稼げないか、見通しの立たないことを町長はどんどんやっていく。私は、何回も質問等、質疑等をやったわけなんですけれども、足元を見て、地元の農業生産を上げなければ、島に活性化はないよと、いつも私は言ってきました。

例えば、農高の体育館跡地に、予冷库、保冷库などをつくって島の野菜を保冷して、ジャガイモでもいいでしょう、夏場に出荷したら、都会から来るよりも、地元のものを売り出すことができると、例えて言ったことがありますけれども、全く農家の皆さんが所得を上げれるようなものはやってないと私は思っています。

マアザクとかコーヒーとかそれもいいでしょう。やらないよりはやって、新規作物を広げていったほうが私はいいと思います。

しかし、農業生産所得から見て、200万にも達していないわけですよ。だったらもっと生活、収入が上がるような作物をもっともっと力を入れなければいけないと私は思うわけなんですけれども、例えば、町長が、「農業生産額50億」とよく言いますが、50億に対して34億しかなかった、23年度は。34、まだまだほど遠い、それはなぜか。町長が50億達成するための、いろんな力を、農業政策をおろそかにしているからですよ。

町長は、日ごろ、申告さえすれば、申告させる。また、町民の皆さんが先ほど基盤整備の分担金も個人負担金を払い切れないから、徴収策をやらなければいけないとよく言いますが、それだけの払う金がないから払えないわけですよ。

申告しても、黒字を出せるだけの申告するだけの農業生産額がないから申告ができないわけなんです。そういうところをきちんとどうすればいいかということを考えて、申告をさせる、徴収すべきものをお願いをする。

農家の皆さんも、所得が上がればそれだけやりますよ。申告もすると思いますよ。そういうことを考えれば、私は農業に対しての認識が町長は甘いと、農業政策がおろそかになっているというふ

うにしか、私は受け取れません。

そういう意味を含めて、この表からすれば、自主財源が少ない。依存財源だけ、そして各科目で予算も何とか黒字に持って行って、翌年度に繰り越しする。23年度は相当繰り越しをしている。

これも、東北震災があって、その予算を消化し切れないで、地方のほうに予算が流れてきたおかげだと思いますけれども、あと2年、3年もすれば、本当に伊仙町は、これでいいのだろうかという時期が来ると私は思っています。

そのために備えて、農業政策というのは最も大事だと思いますけれども、21年度から農業所得、50億、生産額50億という目標に、5年間でやるという目標を立ててやってきたわけなんですけど、全く上がらない。逆、下がっているわけでしょう。

それで結局は、台風15号、16号で災害を受けて、来年はまた下がるかもしれない。こういう予測のできないような災害等があるから、もっともっと農業政策に力を入れて、きちんと普段から農業所得上げて、余裕を持たせた農業をさせるようにしないと、あと、後継者もできないし、高齢化が進んでいって、大変な時代を迎えるのではないかなという気がいたします。

その点において、「備えあれば憂いなし」という言葉もありますけれども、今後の農業政策に対して、どれだけ、50億達成にどういう政策をやっていくか、町長の考えを求めます。

○町長（大久保明君）

50億という数値目標を立てて、実現できていないということでもありますけども、23年、24年度は、いろいろバレイショの業者さんに出しているのも全て推定した形でいきますと34億、はるかに高いと思っております。

それから、農業政策で、例えば、サトウキビ産業は、これは今、伊仙町が徐々に面積が減ってきております。そして、サトウキビの反収をさらに上げていかなければいけないということで、今、機械化になってきた中で、ダムからの水の供給を早急にできるような働きかけをしている状況であります。

それから、百菜の地産地消という形での組合の方々のいろんな加工品費も、これかなり順調に伸びつつあります。

それから、バレイショが春一番ということで、赤土バレイショがブランド化になりました。

こういうことを伊仙町だけじゃなくて、徳之島3町で協力してやっていくということが、重要ではないかと思っております。

それから、今年、去年はメイチュウの被害等が出ました。また、台風によって、ゴマとかトウガラシとかショウガですね、非常に厳しい状況に追い込まれましたけれども、農業政策にかなりウエートを置くべきだという意見は、私も、そのように思います。

しかし、農業政策で、今のままサトウキビ中心の農業で、他の農業が面積が少ないという状況であれば、これはその中で、いかなる新しい製品を持ってきたり、ハウスをしたりしても、伸び率というのは限界があると思います。

ですから、サトウキビの面積を減らしつつ、他の長命草とかコーヒーとか、そういうことを挑戦はしなければいけません。何もしなかったら、ますます疲弊するばかりでありますので、いろんな政策を今、打ち出しているところでございますので。

決して、農業政策をおろそかにしたつもりもないし、これは郡内において伊仙町の農業生産額は、決して低い状況でもないし、和泊町の次2位を、確保している状況ですので、美島議員が心配するほど、伊仙町の農業が衰退しているという状況ではありませんので、台風とか自然災害の状況を見ながら、また、必ず好転していくこともあるわけですので、農家の方々の意識もかなり変わってきているし、議員の集落である阿権集落などは、Uターンの方々が一番帰ってきているということで、この前、県のほうからも視察に来ていますので、そういった6次産業化を含めた農業の形態というのは、伊仙町において、かなり進んできていると思いますので、そういった農業をどうしていいかということをお我々はいろんな研修をしながら、農家の方々と話をしながら今、やっている状況だと思えますけども、指摘のとおり、そのことがまだまだ十分じゃないというふうな気がいたしますので、今後ともまた、全力で取り組んでまいりたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

町長は、私の言うような心配するほどでもないというようなことを言うておりますけれども、町長は農業を知らない。小学校から島を離れて農業をしたこともない。わからないからそう言えるんですよ。

数字はうそつかないですよ。ちゃんと34億8,000万という報告があったでしょう。しかも、町民所得は県下最下位ですよ、もう何年も続いているわけですよ。少しも進歩はないですよ。

そういうことに対して、よくもそんな心配するほどでないと、そんな言葉が出ますね。

試しに農家一軒一軒回ってくださいよ、じゃあ。行って聞いてください。どれだけ農家が苦しいか、厳しいか。

そりゃ、役場の職員の皆さんも農業をしている人、いっぱいいますけれども、月々に給料が入ってきて、その他のことで農業をやっているから、十分に収入も入っているから安定してやっていけると思いますよ。専業農家では食べていけないですよ。

また、農家であっても兼業が多い。一概に、土木費が高いとか言いません、そこに従事している人たちもたくさんいますので。公共工事があって、そこで働きながら農業をしているという兼業の人々も多いわけですから。

しかし、農業、水産事業費が5億足らずですよ、年間に、23年度で。それにも土木費とかはやがて10億、もちろん教育費はそれは大切ですけれども。そういうことから見てみれば、もっともっと農業に従事している人たちのこともあると思うのであれば、もっといろんな知恵があるはずですよ。要望等もあるはずですよ。それを素直に聞いて、農業政策に力を入れないと、私は伊仙町の将来はないというふうに強い気持ちで考えております。

公債費がどんどん上がっていく。そういう中で借金だけは返さなければいけない。事業は進める。

私は今の伊仙町の行政は、自転車操業であるというふうにしかならない。いつか自転車は転びますよ。何年になるかわかりませんが、もう一度、町長の農業政策に対する考えを、どのようなことに力を入れていくか、具体的にお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

議員のご指摘のとおり、農業に関して、私は農業をしたことがないから農業がわからない。

だから、農業政策がおろそかになっていると考えるのが、僕はよくわかりませんが、決して、伊仙町民がどうしたら豊かになっていくかということは、寝ても覚めても考えているわけですから、決して、農業を知らないから農業政策のことを考えてないわけではないと、私は自負はしております。

確かに、いろんな天候の問題とか、それから、実際に昔、稲刈りぐらいしたとか、キビの手伝いをしたとか、芋掘りをしたとか、バレイショの掘りをしたとか、手伝いはしたことありますけど自分自身がやったことがないので、やっぱり深く理解できない面はあると思います。それは委員の指摘のとおりだと思います。

しかし、伊仙町民のことを、伊仙町のことを誇りを持てるようにしていこうと常に思っております。ですから、町民が、町民所得が県下最下位ではありませんけれども、非常に低いレベルにあると、そのことは改革しなければいけないと、それは皆さんがよく理解しているとおりに、町民の意識を変えなければいけない。

それは、農業所得が低いから所得申告しないと。じゃあ、利益が上がれば申告すると。しかし、それは本当に正しいのでしょうか。みんながちゃんと納税を正しくやっていけば、それだけ町の税収がふえた。それは農家の方々に還元できるというふうを考えるのが、私は今でも正しいと思います。

その辺のところは、やっぱりきちっとするように、議会も含めて取り組んでいかなければいけない、最大の課題でもあると思います。

我々は、伊仙町民は、農業の力も、そしていろんな交流人口をふやしていくという力もあるはずですから、それをいかに皆さんが、我々も含めて政策を掲げて、そして打ち出していくというふうな戦略、作業が、今まで以上に必要だと思うし、そのことは十分、職員も町民も理解していると思います。

私は、7割、8割の人が、町政に関して心配していると今、おっしゃいましたよね。

私はそうは思いません、それは見解が相違ですから。ですから、厳しい状況にあって、危機的な状況に、厳しいときに、じゃあ、どうしたらそれ、解決できるかと、伊仙町が発展するかと、農業生産がふえていくかということを考えていかなければなりません。厳しいときこそ知恵が出てくると思います。決して知恵が出てないわけではありません。

美島議員は、非常に否定的な物事、後ろ向きの考えをするときもあると思いますけれども、ですから、いや、誹謗中傷ではありません。（発言する者あり）

私は、いや、（発言する者あり）ですから、否定的なことを私は言われたから、伊仙町は決してそんなに元気のない町ではありません。このままでは疲弊して衰退するようなことではないと私は思っていますので、今、答弁をしたとおりでございます。

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

美島委員に申し上げます。23年度一般会計歳入歳出決算書の中について、このページと。

あまり一般質問等に（発言する者あり）になりますので、質疑は明確にお願いをいたします。

○13番（美島盛秀君）

町長は、今、言われたような考えで言いましたけれども、繰り返しはしませんけれども、農業というのは、今、非常に肥料、薬剤関係、物すごく倍以上になっているんですよ。そういうのに金がかかり過ぎて、農家は今、全く黒字ができないような、もうけられないような農業が続いているわけなんですよ。

赤字が出て、出るから申告ができないとか、そういう意味で言っているわけじゃないですよ。

実際に、そういう人たちの言っているのを聞いて、また私も経験をして、言っているから代弁して言っているだけで。

ちょっと、町長、今さっき言ったのはひどいと私は思いますけれども、誰も、寝ても覚めても町のことを思い、自分の集落地域のことを思い、地域のことを思う、それが我々議会の14人ですよ。だから、こうして言うわけなんですよ。

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

美島委員、施政方針に対するご質疑。

○13番（美島盛秀君）

いえ、施政方針じゃない、だから町長がそういうことを言うからよ。（発言する者あり）質疑が長くなりましたけれども、財政においては、前、特別委員会で諮問もしてあります。それを遵守していくということを話がありましたけれども、全く私は受け取っただけで見ていないだろうと。

私から言われて、初めて感づいて、答弁しただけだと私は思うんですけども、もっともっと、この伊仙町、あるいは徳之島、農業の島ですから農業に力を入れる。そして、みんなが所得が上がっていく、そして生活が豊かになってくる、そういうような政治を目指して、町長は今後、頑張っていたきたいということをお願いして終わります。

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

これで、13番、美島委員の質疑を終結いたします。

他にございませんか。

○12番（上木 勲君）

最初に、とにかくこの決算書のこの歳入歳出決算において主要施策の成果説明書を見まして、非常に執行部の皆さんが頑張られたなという思いで、非常に本当によく頑張ったと、頑張っておられるということで、まず、お褒めの言葉を申し上げたいと思います。

といいますのは、去年の議会でも、明石議員からもいろいろご指摘なさっておったんですけども、この成果説明書を実績説明書とかいうことになったり、あるいはこの内容についても、いろいろ問題があったんですけど、今度は主要施策の目的、内容及び実施状況から成果及び問題点というまで、各個人、各所管で、各課で掘り下げて、職員の皆さんで討論を交わして、こういうふうな23年度主要施策成果説明書が作成できたということに、まず私はこれを評価いたしております。

こうすることで、これがまた1つの実績となって、次回の今のような伊仙町民、いろんな問題に、いい結果を出していこうというふうに、今、思っております。

それでは本題に入りまして、今、またその次に来年は、来年から私たちも議会も協力して、この成果説明書の問題点とかいろんなことを改善されて効果が出るように、お互い、これをもとに勉強して、意見を交わして、知恵を出していったら、素晴らしいことになるんじゃないかと、こういうふうなことを思っております。

それでは中身に入りまして、まず、ただいまの成果説明書の1ページの財政指標の状況といったところで、そんな状況で、過去、去年の施策についてちょっと問題を洗い直すのもいろいろ大変でございますので、全体的なことでは出ておりますので、ここを中心にして、ちょっといろいろ質疑をいたしたいと思っております。

それで、まず、財政指標の最初のほうに、財政力指数と3カ年平均というのが出ていますけれども、ここらを見てみますと、先ほど美島議員が、今、町長との間で論戦がありましたようなこと等も、数値としてあらわれているわけですが、平成22年度の類似団体の財政力指数は、私たち伊仙町と同じ規模の町の財政の状況は、財政力指数においては、0.26、26%で0.26であると。

ところが、伊仙町では、これが21年度は0.13から次に22年度は0.12、23年度には0.11、また今年はそれよりどうかなるか知らんけれども、いわゆる段々下がっていったら、もう伊仙町のいわゆる全体域な経済力、体力は、1%ずつずつ減っているといった状況。

それから、財政規模においては、標準財政類似団体が34億8,440万という規模でございますが、これは35億1,207万2,000円と上がっておるといったことであるわけですが、これで喜ぶわけいかなくて、次の基準財政収入額というところを見ますと、類似団体では6億7,601万2,000円となっておりますけど、伊仙町は基準財政、町を運営していく基準財政状況は3億5,600万と大体半分であるということ。

それから、それに対して伊仙町の基準財政需要額は36億2,408万2,000円と、こういうふうなことですね。

それから、ずっといろいろ、その下のほうには指数なんかあるわけですが、下がってきて、地方債現在高においては、類似団体が52億9,444万2,000円、ちょうど大久保町長が就任した平成14年ぐらいが大体このぐらいだったと私は考えるわけ、これ、大体ちょっとは違うけれども、こういう状況もあったわけですが、それが今は、86億9,300万ということと、もう下には債務負担行為、後から支払いしますからという約束しているのは9億3,900万円と、こういうふうなもろもろのこと。

あと、また下について財政のこの何というんですか、積立金の額においても、類似市町村は19億2,022万9,000円、約20億あるのにですね、同じような類似の団体は。ところが、伊仙町は積立金が6億3,000万というようなことであります。

こういうことについて、町長にまず、大まかどういふふうな大体、この数値を、いわゆる熟読というんですかな、あれしていただいて、どういふような思いを持ちますか、ちょっとご見解をまず伺います。

○町長（大久保明君）

地方債残高が、町長就任時が67億だったと記憶しております。ですから、今、86億ということで、約20億上昇しております。

これは、先ほどから話しているように、いろんな派手な公共事業がふえてきたという、この4、5年の結果でありますので、今後はこういうことは、ふえていくという予想はする必要はありませんけれども、また積立金に関しましても、これは類似団体等を比べたらこれはもう非常に低い状況です。ただもっともこの基金残高は改善をしてくれております。これは就任当時はさんさんたる状況でございましたので、まだまだ類似団体に近づくように、いろんな人件費等も含めて歳出削減に努力をしていかなければいけないと思っております。

いろんな財政力指数に関しましても、我々の置かれている状況というのは、確かに外海離島とかいろんな類似——この類似というのは人口が同規模であるという状況でありますので、離島というのは、僻地離島というのはそのような状況であるというふうに思っていますけれども、ただもっとも自主財源をふやして財政力指数を上げていくとか、それから町債残高は今後は減らしていくというようなシミュレーションをしているという説明をいたしましたので、基金に関しては、さらに今後ともいろんな事業の縮減等を行って、基金残高、危機的状況、いつどういう状況になるかわかりませんので健全な形に持っていきたいと思っております。

○12番（上木 勲君）

私は、この財政の問題では非常に心配をしておったわけですがけれども、最近、財政が一段落、何とか一服状況のような状況にあるのは、これは民主党政権になってから、私たちが何のときに、小泉内閣のときに26億ぐらいまで交付税が減って大変な思いをしたんですけれども、それからもう今はずっと五、六億ぐらいまで、地方税何やらで、臨時財政対策債とかいう交付税等のそういうふうなものとか、他の補助金が民主党政権になってから上がったから、それでこういうような今何とかやっつけているといった状況で、これからは、今年も消費税は上げるわ、あるいは財政状況が非常に厳しい状況で財政再建に取り組むことになる、まず真っ先にその影響というのは、私らのこの伊仙町、私たちの町あたりが真っ先にそういう影響を受けることになるというような考えを、私はそういうふうに心配をしております。

そこで、これからのそういう立場から今のこの財政状況を考えて、去年あたりも議会でいろいろあれを出したんですけれども、何かそういう報告書を出すと、執行部に、ことしから財政再建に取

り組まないと、これからのこの今の国の内外を取り巻く環境下は、伊仙町あたりのように非常に弱いところに、弱いということは借金が多いところに一番この痛手を受けることになるから、ことしあたりからもう財政再建に切替えるということを議会意志として、いわゆるその議決をして申し入れをしたわけでありませう。

そこで、そのことについては、これは実はちょっと話が余談になりますけど、執行部だけの問題じゃないんですよ。ここにおる職員の皆さんもそうですけれども、この議員がまず責任なんですわ。執行部よりこれは私たち議員なんですわ。結局は。そういうことをまずこの私たち同僚議員の皆さんも理解をしていただきたいと思ひます。

将来にいろいろ問題点が出た場合には、あなた方議会が決めたから執行部はその仕事をやっただけやないかと。たしか方向、今執行部の皆さんそう言ひますよ。そのときに責任をとるのは私たち議員であるから、そのようなことをまず改めて、この決算委員会でお互いが共通認識を持たなきゃならないと思ひます。

それはそれとして、町長、この18ページの地方債の年度末償還状況というのがあります。このここで、さきに町長がお話しておった三京ダムのあのこと、まずその償還のことについて財務のほうからお聞きしましょうか。その償還はいつごろ、どういうふうな何か一括償還するとか何とかいう話がありましたんですけれども。

○総務課長補佐（田島輝久君）

国営ダムの償還についてですが、用水一期事業と二期事業がございまして、一期事業の償還を平成27年度からで、二期事業が平成28年度からです。一期事業の元金が3億3,524万円、二期事業が2億6,528万6,000円となります。一応利息が一期事業の利息分が1億8,273万7,000円、要するに二期事業の利息分が1億4,461万2,000円となっております。

以上です。（「合計」と呼ぶ者あり）一期・二期を合計いたしますと、元金が6億52万6,000円、利息に関して3億2,734万9,000円となっております。

○12番（上木 勲君）

先ほど町長、一括の償還金ですか、あれを支払うというふうな話ですけれども、これは財源はどういうふうにして、どういういつこれは、その詳しいことをちょっと。

○総務課長補佐（田島輝久君）

財源といたしまして、今現在、減債に1億3,000万円、財調に3億5,000万円、4億8,000万円、それに借りかえということで、一応20%までは過疎債等に対応できるとなっております。で、借りかえが平成27年度の分と平成28年度、2回にわたっての一括償還と、借りかえて一括償還ということになります。

○12番（上木 勲君）

では、また借りかえというふうな形、そういうようなそういう形で償還ということで、またその結局は借りかえしても、もちろんこれは何か入ってきたら、あと払わんでいいわというようなこ

とで、年間で償還していかなきゃならんちゅうことで、先ほど18ページのこれは、この一般財源のこの償還状況は、これはこれには入っていないわけですよ。

○総務課長補佐（田島輝久君）

ダムの一応債務負担行為ということで、ここにこの表に載っている現在の起債、借りている金額で、これには入ってございません。

○12番（上木 勲君）

そうしますと、この26、7年度、ずっと8億ぐらいで、これから来年から、25年度の来年から8億3,100万とかいって、ずっと8億台まで次の4年間がずっと続くわけですけれども、この間のいわゆる財政運営については、どういう町長、あれはお考えでいらっしゃいますか。

借り入れ等は、この来年あたりからやっぱりある一定の、今のような状況で借り入れが可能であれば、もちろんこれは借りた金を返すわけだから、借金先送りになるわけですけれども、それが借り入れがやっぱり8億を返すところに7億とか、あるいは何とかであればあれだけども、そのいわゆる借り入れが予定どおり、これを償還が問題ないようにやっていける状況かどうかということ、私は危惧しているから、この償還には問題がないかということをお聞きします。

この決算で、この24年の財政状況の運営は、どういうことが危惧、あるいは考えているかということをお聞きします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今の現在の交付税状況と、あと歳出の削減は、ある程度はしないと、やっぱり厳しいものがあるとは思いますが。

○12番（上木 勲君）

私ら個人でも、支払いのその支払う寸前になって、あちこち高利貸しから金借りに走ったりどうしたりなかなかそれはできないわけですけれども、この財政見通しを、今からもうこの数値は出ているわけですから、この財政先行きが厳しいということで、今申されるのは減量経営というんですから、節約、減量経営、あるいはまたああいう金をふやす、そういうことをいろいろ考えたりする今こういうふうな状況で、私らの議会のあれでも指摘したように、財政健全化、その委員会とかいうのをつくって、本当に地道にもう徹底的に考えて、その事業執行、あるいは対応を検討していかなければ、私はこれはその場になって大変なことになると思うんですけれども、そういうことについては、考えはどうですか。町長。

○町長（大久保明君）

上木委員は、数年前からこのことを指摘しております。ですから何回か説明したとおり、今後は学校の事業ももうしばらく凍結で、それからいろんな畑総の問題も町の負担分も、新規は、国営ダムができて、そして伊仙町が新しく申請するところまでは我々が頑張っていかなければいけないと思います。それだけは、支出は当分ふえていくのは、畑総と、それからこの国営のダムの償還金に関しましては、補佐が答えなかったんですけれども、厳しい財政状況の中で、これはいろんな基金

から捻出していくということをしなければならない状況です。

ですから、今後は、今回の情報発信施設は最後のもう大型公共事業です。どう考えてもこれはしなければいけないということで断行いたしました。これからは、そういったことは、もうほとんどやらないというふうに決意しております。

来年度の「奄振」のこの中での、サトウキビ産業をどういうふうに転換していくかということをしていろいろ考えた中で、加工施設ということは、これはもう最後の最後の事業になると思いますので、そういった形で今後、緊縮財政、そして健全財政化という方向に、大きく町政の方向を転換していかなければならないと思っております。

○12番（上木 勲君）

わかりますけれども、これは先ほどのあれ、三京ダムの件に対する基金の繰り入れする、基金をあれして繰り入れして、取り崩して繰り入れして、そして対応したらということもなるわけです。そうすれば基金も枯渇して、全然あれがなくなってくるということで、今それをやるやるとばかり町長は言いますが、具体的にそういうふうな作業が進んでいないんじゃないんですか。そういうことを作業を進めて、実際に、そして町民にそういうような今までの財政運営の失敗ミス、失敗が、町民に迷惑がかからないように進めることを念願して、一応これで私の質疑は終わります。

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

これで、12番、上木委員の質疑を終結いたします。

他に質疑ございませんか。

○5番（明石秀雄君）

ただいま3名が、全体的なことについては質疑がありましたので省略していきたくと思いますが、ぜひ先ほどの上木さんのあの問題と少し絡みますけれども、ぜひ財政健全化計画書をつくって議会のほうにも示していただきたいと、まず初めに要望をしておきます。

それでは、職員が少し努力をすれば、もしかすると改善がしたり、またよくなるんじゃないかなと思う点が、この決算書の中で多々少しだけ見受けられますので、その点を一つ一つ皆さんに解決していただきたいという希望がありますので、まずお示しをしていきたいと思っております。

決算書の9ページの私立保育所の負担金の9万円、額は小さいですけども、入金があればこれは100%徴収ができたということになりますので、何件であるのか、お尋ねをいたします。

○町民生活課長（西 吉広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

1件でありまして、出納閉鎖まで入金していただけなかった状況であります。その後また請求いたしましたら、1週間後に完納していただきました。これで100%、1週間おくれましたけど、100%という状況でございます。

○5番（明石秀雄君）

よく頑張ったと。この評定は出ておりましたので、その前年度あたりまで100大体いっていたとい

うことで、ちょっと気になったもので質問いたしました。

それから、使用料、いいか。滞納。次にいきます。

全体的に不用額は、去年までに比べて非常によくになりました。でもその中でも100万単位というのが若干見受けられたので、これは改善できないのかなと思っているんですが、32ページの上、20の扶助費の105万9,215円の、これは努力することによってできなかったのか、ちょっと理由を説明してください。

○保健福祉課長（松田一郎君）

不用額ですけれども、これは、障害福祉費の生活保護者の方を一応支援するという事で予定しておりましたけれども、亡くなったりとかそういったのがありまして、結局ぎりぎりまで待ってて対応していたんですけれども、専決のほうでその時点では可能性があるということがわかったんですけれども、一応結果的に不用額となりました。

これは、いかんせん生命にかかると、国保連合会を通してくるものですから、それがくるのが、おけているわけではありませんけれども、そういった生命に関する扶助費ということで対応しました。結局結果的に不用額となったということに対しては、申しわけなく思っております。

気をつけます。

○5番（明石秀雄君）

ぜひできるだけ事務を迅速にして、少しでも不用額がないような形ですっきりした形にしていだきたいと思います。

それから、52ページです。教育宿舍建築事業費の535万5,000円が不用額されております。

予算執行、入札執行したのがいつなのか。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

入札執行状況については後ほどお答えをいたしますが、不用額についてご説明をいたします。

これは、伊仙小学校の校長住宅の建築であります。当初外構工事を予定いたしましたが、伊仙小学校のフェンスが残っているということで、これを利用したために外構工事が不用となり、このような不用額が出ました。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

これも、予算執行を少し早めることによって、これは年度内に解決できる問題だと思います。

これは、当初予算で上がっていたのか、補正なのか、お尋ねします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

歳入歳出決算における成果説明書の65ページのほうに伊仙小学校の教員宿舍の工期がございます。平成22年11月24日から平成23年11月10日、結局平成22年度の繰り越し事業として執行残が残ったということでございます。22年度の繰り越した分の執行残ですね。

○5番（明石秀雄君）

できれば、期間があったわけですので、ずっと最後まで待たなくてもよかったです。 (発言する者あり) もう入れられないか。 (発言する者あり) 入れないんか。わかりました。

それと59ページの委託料です。13委託料の136万5,000円です。これは社会体育だったかな。これもいつに委託をして、その予算の執行がわかれば、早く執行しておれば解決はできたんじゃないかと思っているんですが、いかがですか。

○社会教育課長 (當 吉郎君)

たしかこの委託料は、例えばプール等の——当初町営プール等を町が年間通して運営する予定が、「ほーらい館」等の利用のほうに進めるということで、年間として利用しないということで、浄化槽の委託料等が必要なくなったものだと思いますが、詳しくまた後もってお知らせしたいと思います。

○5番 (明石秀雄君)

これも、職員が努力すれば、私は早めに解決して不用額としては出てこなくてもいい問題だと思います。

以上で、この不用額の件について本年1,998万8,000円、この小さいのをのけて。あと大きなこれは、予備費等の不用額を出しているものは問いませんが、大分よくなってきたという評価をします。

その次に決算審査の一般会計の審査のところ。審査意見書の問題です。これも続けて一般会計だからいいでしょう。後でやりますか。白いところ、最後のほうです。最後のつづりの8ページです。これ一般だからいいですか。一般。はい。いきます。

意見書の中に、収納率云々というこれはいいですが、経常収支比率の88.8、これは予算の柔軟性と申しますか、弾力性を示す数値ですよね。すなわち恐らくこのまま今の状態を続けていくと、もっと数値が上がってくるものと予想して、監査をした方が指摘をしております。ぜひこの数値は下げてください。来年度は。

それが、先ほど僕が言ったものと一致してくるんですよ。財政再建計画書をつくってずっとこれをしていかないと、ことしのように大きな災害等が発生すると予算が組めない。予算がなければ一般財源、災害認定ができなければ一般財源にしなきゃいけません。お金がないといって歩かなきゃいけません。やっていただける、財政計画をつくっていただけるのでしょうか。

○総務課長補佐 (田島輝久君)

平成24年度におきましての経常収支が88を超えるのは、もう間違いなく、基金を繰り入れていきますので、上がるのは間違いありません。今後こういう状況を勘案して、また財政計画を策定していきたいと思います。

以上です。

○5番 (明石秀雄君)

次のページです。これも今は公債比率は良好と言っています。数字上は。恐らくこれも交付税等

の減額をとれば必ず上がります。これもあわせてお願いをしておきたいと。

その次、10ページの下、財政の監査委員が指摘しておりますね。財政計画を推進してくださいということですので、改めて先ほど上木委員とか皆さん、財政の問題でいっぱい言っておりますが、町の財政を監査している監査委員も強く懸念をもってこれを書いていると思いますので、ぜひ次の議会ごろまでには財政計画を立てていただきたい。強く要望し、またあわせて先ほど何点か指摘したところは、来年度、同じような質問が出ないような形にさせていただくことを希望して、終わります。

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

これで、5番、明石委員の質疑を終結いたします。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから認定第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。認定第1号を認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

△ 日程第2 認定第2号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第3 認定第3号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第4 認定第4号 平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

続きまして、認定第2号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、3件を一括して議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

認定第2号から認定第4号までの3件を一括して討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号から認定第4号までの3件を一括して採決します。

お諮りします。認定第2号から認定第4号までの3件を認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上3件については認定することに決定いたしました。

それでは、暫時しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時04分

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

△ 日程第5 認定第5号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

認定第5号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について、議題とします。

質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

112ページ、歳出の1と2の一般管理費の中の、12役務費67万5,730円支出ですけれども、この中で水質検査等を何回ぐらいしたのか、その実績について説明を求めます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

水質検査におきましては、毎月行われております。

○10番（杉並廣規君）

毎月しているということですが、先般レジオネラ菌について質問がしてありますけれども、レジオネラ菌の検出があるのかないのか、そこの詳しい説明を求めます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

現在におきましては、レジオネラ菌の検出は、なされておられません。

○10番（杉並廣規君）

レジオネラ菌の検出はないということですが、この中で詳しく説明を求めると、実績について説明を求めるといことなんですか、レジオネラ菌の検査は何回ぐらいされたのか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

月に1回、浴水槽、プール水槽等の水質検査を行われております。

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

10番、杉並委員、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

これで杉並委員の質疑を終結いたします。

他にございませんでしょうか。

○13番（美島盛秀君）

まず110ページ、翌年度繰越額が1,098万1,522円となっております、続いて114ページ、実質収支額が同じ額になっているんですけれども、通常は、「ほーらい館」、6,000万円強の年間の赤字経営だということを前の質疑でもありました。ですから民間委託をするということ、民間委託で経費削減をするということでしたけれども、1,098万1,522円の翌年度の繰り越しを出すぐらいの予算措置でありますけれども、この内訳についてお願いをいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

22年から23年度にかけての繰越金が519万6,200円で、現在が1,098万1,000円となっております。

○13番（美島盛秀君）

一般質問のほうで伺ったわけなんですけれども、10月からですかね、公募するというのは。

9月だったかな。（「9月から」と呼ぶ者あり）9月から公募して、10月で締め切って、相手方を決めていくということだったんですけど、その民間委託について、もう一遍説明をお願いいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

指定管理者制度については、9月1日から10月10日まで候補を募りまして、10月、候補者が上がり次第、審査委員会を設置いたします。そして10月、11月と審査委員会を設置し、候補者の決定を行った後に、12月の議会には議案の上程を行いたいと思います。また、議決をいただければ4月から移行となるかと思っております。

○13番（美島盛秀君）

1,098万1,522円黒字、翌年度への繰り越しということなんですけれども、この黒字を出すぐらいだったら、民間委託は要らないんじゃないかって。かえって民間委託をすると、要はサービス業で

すので、サービスの程度が落ちてくる。

今、行政がやっているの、思う存分予算は入れて、町民へ、あるいは島民の会員の皆さんにサービスが行き届くということも考えられるわけなんですけれども、そこらあたりの相違について、指定管理者にやったほうがいいのか、あるいはこのまま継続してやっていけばいいのか、そのあたり町長の意見を伺います。

○町長（大久保明君）

この町の職員をかなり派遣してまいりました。そのこともあって財政出動、繰り入れをしてきたんですけれども、今「ほーらい館」の職員の方々、インストラクターの方々を中心にかなりこう習熟してきて、サービスもかなり改善してきております。まだまだ不十分でありますけれども、民間活力というのは間違いなくありますので、そういうことを活用していくことが、経営の安定、そして会員の増加につながっていくということで、ずっと指定管理者制度を25年の4月からやるということを説明してきておりますので、そのことは今でも変わりはありません。

そして、指定管理者制度をやるときに、いろんなこの町からの繰り入れの予算額というのを決定しなければなりません。それは、町が条件として出すわけですね。そのことを指定管理者制度をする方々が、そこで交渉が成立したら指定管理者制度になるわけですので、その辺も含めて今後やっぱり財政が非常に厳しい状況ですので、対応をしていかなければいけないと思っております。

この指定管理者制度といっても、今いるインストラクター、そして職員を中心にした形で、その方々とこの会社が契約をしてやっていくということで、新しく何人ぐらいの方が入ってくることが適当であるかということもまた考えていかなければならないと思っております。

○13番（美島盛秀君）

そうしますと、向こうに出向している職員は全部本庁に返して、向こうは全部民間に委託するというところでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

終わります。

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

これで13番、美島委員の質疑を終結いたします。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号について採決します。

お諮りします。認定第5号を認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

△ 日程第6 認定第6号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第7 認定第7号 平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

続きまして、認定第6号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について、2件を一括して議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

認定第6号から認定第7号までの2件を一括して討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号から認定第7号までの2件を一括して採決します。

お諮りします。認定第6号から認定第7号までの2件を認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上2件は認定することに決定しました。

本日、特別委員会の経過と結果については、本会議にて報告することにしたと思います。

以上で当特別委員会の審査は終了しました。

お諮りします。特別委員会は、これをもって解散することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することにいたします。お疲れさまでございました。

閉 会 午後 1時17分

平成24年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

平成24年9月21日

平成24年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第5号）

平成24年9月21日（金曜日） 午後2時17分 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第47号 徳之島地域文化情報発信施設設置条例の制定（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第48号 伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第49号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由）
- 日程第4 認定第1号 平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第5 認定第2号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第6 認定第3号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第7 認定第4号 平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第8 認定第5号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第9 認定第6号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第10 認定第7号 平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第11 陳情第6号 水道支線及び道路舗装についての陳情書
- 日程第12 陳情第7号 東伊仙地区排水処理についての陳情書
- 日程第13 陳情第8号 農道及びサトウキビ搬出道路の道路整備についての陳情
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 追加日程第1 議案第56号 平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・附属棟建築工事）請負変更契約について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稲隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関政樹君）		
（午後）中富讓治君・町本勝也君			

△開 会（開議） 午後 2時17分

○議長（常 隆之君）

これから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 議案第56号 平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・附属棟
建築工事）請負変更契約について

○議長（常 隆之君）

お諮ります。ただいま伊仙町長から議案第56号、平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・附属棟建築工事）請負変更契約が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。議案第56号、平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・附属棟建築工事）請負変更契約を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案第56号を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

ただいま議長から説明ありましたように、議案第56号は、徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・附属棟建築工事）に関して、請負工事の金額について変更が生じたので提案するものであります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

議案第56号、平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・附属棟建築工事）につきまして、補足説明をいたします。

工事名、平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・附属棟建築工事）、工事場所、伊仙町目手久地内、規定の額に変更契約増額981万3,500円を増額いたしまして、変更後の契約額を1億8,427万1,000円とするものであります。相手方は、鹿児島県大島郡徳之島町亀津5150番地、渕上建設工業株式会社代表取締役渕上平八郎でございます。

以上、ご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから議案第56号について質問を行います。

○13番（美島盛秀君）

議案第56号、平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業について、質疑をいたします。

6月議会だったと思いますけれども、本体工事、それから附帯工事入札のあったときに、今後予算の追加増額はないと、工事計画はないという答弁が確かにありました。ないという答弁でありましたけれども、なぜ、先ほどの説明で執行残ということで説明を受けておりますけれども、その執行残でまた追加工事を出さなければならないのか、その理由と、それから執行残は一般財源化して他の予算に使用できないかどうか。その説明について先ほど全員協議会で補助金を受けたものに対してはできないと、その補助金に対して、もし執行残があったら返納すると、しなければならないという説明があったわけなんですけれども、その差額、補助金分のもし返納額がどれだけになるか、説明をお願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

この前の質問に対しまして、増額分はない、追加分はないと答えたのは、あれは当初予算以外の追加工事でありまして、これは当初予算で組んでいた予算内の追加分であります。

○総務課長補佐（田島輝久君）

変更契約の981万3,500円に対して補助金額、国の補助金は60%が県のほうになっておりまして、589万8,100円、これとの差額の75%が起債になりますので、293万円の起債。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

建設課長のほうからは、予算内の追加工事という受け取り方でいいわけですね。総額、当初予算の総額内の計画予算内の追加工事という受け取り方でいいということですね。

そうしたら、やっぱりこの工事入札関係は、その1億8,427万1,000円、これで受注してできるということで瀏上建設は契約しているわけですから、そこで完成がなされないと私はいけないと思うんですけれども。それは、また追加工事が出たということは、設計上のミスじゃないかなと私は思います。そのもろもろの予算の中で、全体枠の中でそういう設計をして請け負いを契約すると。

そうしないと例なんですけれども、食肉センターのようになってしまう。今後、これは町としても今後はそういうことを再確認、検討して、こういうことが出ないように今後進めていただきたいと思います。

それと589万、これについては補助金対象の額の執行残と。そうするとこれは返納しなければならないと。もし余った場合には。執行残でこれを工事に追加工事出さないと返納になるということでもいいわけですね。

そういう観点からして、これは事務処理上の執行部の返納したり、手続したりするのが面倒くさいから、こういう追加工事ですんだということはある、建設課の課長をした、退職したOBですけども、聞いたことがあるんですけども。そういうような面倒くさいからとかじゃなくて、頭からそういう工事の請負工事契約内できちんと工事が完成できるような、そういう指導も今後していただきたいと思うわけなんですけれども、そういうことに関して、指名委員長である副町長の見解を伺いま

す。

○副町長（中野幸次君）

捉え方の問題になると思うんですが、私どもはこのことにつきまして、最良のものを目指さなければならぬという考え方で入札に入ったと思うんです。ところが、少しでも節約をしようという思いで入札の執行残があったわけです。そうすると、その執行残があった部分について、まだ最初のうちにしっかりしたものにしなければいけない、そういう思いがあって今回の追加になったのではないか、そういう理解をしております。

また、指摘するほうからすれば、美島議員の考え方も成り立つと思うんですが、今後やはりそういったこと等のないように、今後はやはり当初でしっかりしたものにしていきたいと、こういうふうに考えております。

○13番（美島盛秀君）

理解はできました。今後、これ700万以上だから議会に変更手続がなされたと思うんですけれども、一般の工事においても、なるべくそういう執行残が出たら一般財源化して、今回大きな災害等も出てるわけですから、なるべくそういう災害に即対応できるような、そういう財政計画も今後していただきたいと思います。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。

○5番（明石秀雄君）

私は全協で説明を受ける段階では、全てが予算があるからそこを直す、いいものに変えるとか、そういったものを私は聞いたんですが、やはりお金がそこに余ってるからこれを使うという、そういう体質は僕は絶対あってはならないと思います。

これは最初はもちろん最善のものではなかったかもしれない。しかし、これでオーケーしてこれでいいというものでつくってるはずですよ。入札もしたはずですよ。これをしなければ、その施設が完成を見ないというものではない。ただ、今よりも見ばえがいいとかいうことでこれが出てきている。もしなかったらどうするか。そのまんまいっても何ら支障はない。こういうものに使うよりは、今15号とか16号といった台風の被害が出ています。災害認定のできない箇所もたくさんある。

そういったものに少しでも転嫁をして、私は早急に直すほうが農家のためになると思ってる。

589万何ぼかは返納になるかもしれないけど、残りは、一方は293万というのは借金です。

一般財源と見てもいいと思う。ただ借りるだけの話だ。そうすると300から400万のお金がそこに

出てく。

これはもちろん293万借りなければお金はないですが、100万でも農家のために町民のためにすぐ使えるわけです、このお金は。そういった観点で反対をいたします。討論とします。

○議長（常 隆之君）

他に討論ありませんか。

○11番（琉 理人君）

今反対討論が出ましたので、賛成討論をさせていただきます。

計画でのこの徳之島地域文化情報発信施設ということで、いろんな計画から中身につきまして、本日全員協議会でもありましたが、建てた後に、あそこはこうしたほうがよかった、こうしたほうがよかったという町民からの苦情が出る前に、建物としては変更契約前の時点での計画よりは完全整備をして完成させるということで、この予算内での変更でしたら進めていただきたいと。

今までほ一らい館でもしかり、計画をして後からここをこうしたほうがよかったという意見が出ておりますので、今回のこの施設に関しては、議員が視察等したときでも既にこの箇所は手直しをしたほうがいいという意見もありましたので、今本日上程されております計画どおり、完全に整備をして実現していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

○10番（杉並廣規君）

先ほどから反対討論、賛成討論ありますけれども、私はこれは計画性がなかったと。

土工事、土をまた新しく入れかえる。錆止めをまたする。ごみ置き場をまたつくる。なぜ当初で計画ができなかったのか。どこを補修するのか。全く計画性がない。財源について町民の血税であるということを心にぜひとめていただきたいということを希望し、反対討論といたします。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

○3番（前 徹志君）

いろいろ反対討論等が出てますが、補助金を使ってこういった大きな施設をつくるんでありますから、いろいろ工事施工中、悪いところ、設計段階で見当たらなかったところが、この間の視察でもいろいろ目にかかりましたので、これをちゃんとして後々メンテナンス等、あとの予算は町の財源で恐らく行わないといけないと思いますので、まだ補助金が残ってる時点ですので、これをちゃんとしてすばらしいものにしていただきたいことを願ひまして、そういう観点から賛成討論といたします。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。議案第56号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第56号、平成24年徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・附属棟建築工事）請負変更契約は可決することに決定しました。

△ 日程第1 議案第47号 徳之島地域文化情報発信施設設置条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第47号、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

今も追加予算が認められた、可決されたわけでありますけれども、この施設においては徳之島地域文化情報発信施設という名目でありますけれども、この地域文化、この地域文化ということについて、どういう文化を発信していくのか、その文化はどのようなものであるかというその範囲、そういうことについて私はまだ勉強不足でわからないんですけれども、この前からの説明では、主体が闘牛、施設の多目的ホールということを名称書いてありますけれども、闘牛ドームというふうになっておったわけなんですけれども、この施設が興行目的の施設になっては私はいけません。

大きな目的が闘牛でありますけれども、この闘牛を私も小さいころから大好きで、この施設、絶対的に反対という意味ではありません。今後の財政面とか、あるいはこの徳之島伊仙町の地域のこれからの青少年の育成、教育環境、そういうことを考えて、きちんとした条例、規約等をつくったその上で、私はこの施設が活かされてくるものだと考えておりますので、質疑をいたします。

その文化という範囲、どこまでを範囲にして、あるいは徳之島ですから、徳之島3町を全体に広げてやるのか、伊仙町だけでやるのか。あるいは文化面においては癒ていなホール、ほーらい館のほうにもありますし、あるいは中央公民館もありますし、あるいは各地域の生活館とか公民館とかいろいろあるわけでありますけれども、そういうところにまでまた影響を及ぼしたりしないのかどうか、その文化についてどこまでの範囲で発信するという予定でやっているのか、まず伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

今の文化についてでございますが、文化については今伊仙町内だけじゃなくて、徳之島全島にあります伝統文化、言いますと、目手久の八月踊りとか、島唄、その各種島唄、例えばまた他町村に行きますと井之川の夏目踊りとか、手々のムチタボレ等もあると思います。こういった伝統文化は徳之島地域でございますので、島は一つという考え方から全島の文化を指しています。

○13番（美島盛秀君）

今説明のあったように、本当にこれが実現できれば私は素晴らしいことだと思っておりますし、また闘牛も私はある面では文化と思っております。

しかし、条例等を見ても、また今までの計画等を見ても、この今後1年間の計画が全くない。見つからない。ただ文化をやっていくと、闘牛もやっていくというんだけど、10月の28日のこけら落としに向かって、今後1年間はこういう計画ですよ、こういうことを発信していきますよ、いうことを計画をして、同時にみんなに広報ができるようなそういうことをしていかないと。私今までのいろんなこの観光協会とか百菜とか経済課から出てるのを見ているんですけども、これが果たして持続して成功しているかということ、私は疑問を持つところもあります。

ですから、私は一般質問でも追加調査などしてということを行いましたけども、そういうような計画を今後立てて、せめて1年間ぐらいの計画は何月にどうしてという計画を立てる予定があるかどうか。

この条例の中に毎月料金が定める中で、毎月1回第4日曜日ですか、観光闘牛をやるということは書いてありますけれども、毎月というふうに記してありますけども、しかし毎月あとは何をやるのか。今言ったような徳之島3町の文化、そういうのを伝承、発信していくためにどういうのを11月からやるのかということ、きちんとした計画を持ってみんなに知らしめていかないと。

来月何があるのかな、再来月何があるのかな。観光客を呼んで、人の流れをよくして、外貨を稼ぐと町長はよく言ってますけども、急にそういうことが出てきても、大阪や東京から来るために2か月ぐらいの運賃等飛行機を予約しないと旅行も計画が立たない。だからそういうことを発信するのであれば、ちゃんと相手さんにも理解できて、2か月後には徳之島へ行ってみようと。そういうことをわからせるための計画がないと、私はこの施設は宝の持ち腐れになってしまうと思いますので、そういう計画等いつごろまでそれができるのか伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

今の計画でございますが、この本体の中に展示スペースというのもございまして、これについては地域振興事業で今申請してる段階でありまして、この料金も200円とか設定してございますが、これについては今後、今年度中に会費が決定できるものと思いますが、もしこれが県の事業が通れば半額補助でございますが、こういったのを有効活用して中の展示スペースにパネル展とか、こういった展示をしていく予定でございまして、今後当初4月ごろになりますと、本格的にこの予算措置いたしまして、管理人を1名臨時職員を置くとか、こういったことも考えておりますので、今後については管理人は、当初4月までは予算的な面で組んでございませませんが、企画課のほうで対応しますが、今後当初25年度になりますと、本格的に今言った月1の闘牛大会含めた文化情報を含めた闘牛大会とか、これをベースに乗せてまいりたいと考えております。

○13番（美島盛秀君）

来年度、新年度からきちんとした計画立ててやるということなんですけれども、それで以前説明

のあったときに、369万収支があると。369万管理費がかかるという説明だったんですけども、さっきも言ったように、観光闘牛、これは興行と私は思うんですけども、あるいはまた他の歌手を呼んだような興行をする。そういうときには利益目的ですよ。ですから、興行施設でありますので、やはり地域に還元できる。興行でみんな利益を上げるための興行するわけですから、その一部でも町の老人会とか、あるいは女性連とか、1万でも少しでも還元できるような条例を私はこれにつけていただきたい。そうしたら興行するほうも、主催するほうも一生懸命熱心になるし、あるいは例えば80歳以上は年に1回は無料で招待してあげるとか、そういうようなことを何か言葉で条件をつけて貸し出しをします。そうしないと、ただ興行目的で、興行、それは恐らく10月の全島大会は何百万かもうかるかもしれないですよ。それは一部の主催者のもうけであって、町には全然還元できない。だから、町内にいる住民の人たちにも何か還元ができるようなことも、この条例に入れてほしいと思うんですけども、それが可能かどうか伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

この条例制定に関しましては、既に実施をしております。沖縄のうるま市とか、宇和島とか、こういったところから取り寄せて参考にしながら、伊仙町の条例を制定、議会に今提案してるわけですが、他の市町村においても寄附行為というのは興行側の判断でございます。

これで条例で示すというのは不可能かと思えます。

○13番（美島盛秀君）

それから、料金の11条関係の別表1なんですけども、ドームのホールのあいてる8時から10時ですか。8時から10時まで多目的ホールがあいてるわけなんですけども、例えば今までの闘牛場は牛の土俵入り、練習も朝から晩まであいてくるんですけど、これも許可をとるんですか。あるいはそのことに関してはどういうような対策をするのか。

○企画課長（牧 徳久君）

このリング内の件で闘牛の土俵入りとか、こういった件だと思いますが、これについては管理人を4月から臨時職員を置くということで、いつでもオープン的に観光客も突然来る観光客とか、外から来るお客さんもいらっしゃいますので、これについては対応してまいりたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

そうするとその管理人は、8時から10時まで待機しておかなければならないということになるんですけども、果たしてそういうのが可能なかどうか。

○企画課長（牧 徳久君）

8時から10時というのは、例えば午前中の闘牛大会のとき、何か芸能大会があった場合の想定でございます。また、ナイターというのものもある可能性もあります。夜の民謡大会とかこういったことも想定されますので、こういったのを勘案してのことでありまして、労働基準法に反して8時から10時までということはできませんので、これは役場と連携して今後進めてまいりたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

でしたら、きちんとそういうあたりを文書化して附則の中に入れておかないと、練習はもうしょっちゅうですよ、土曜日、日曜日も。土俵入りさせたり、練習試合したりする。

だからそれを今後きちんとしておかないと、何かでトラブル等が出てくる可能性はあると思います。

ですから、そこらあたりをきちんと、あとは鍵をしておくとか、利用させないとか。

自由に開けっ放し、今までみたいに個人の闘牛場みたいに自由に開けっ放しにしていると公共施設ですから、各地域にある公民館とかいろんな施設も管理人がおって、きちんと鍵を施錠してきちんとやるということですので、そこらあたりもうちょっと詳しく附則としてつけ加える必要があると思いますけども、その検討して今日ここに上程されておりますので、あともってでもこれに附則追加するということができますかどうか。

○企画課長（牧 徳久君）

規則については町長が定めることができますし、また今後も町長の判断でできるということを書いてございますので、今回お示ししてありますのは、あくまでも条例でございまして、今後規則については美島議員のおっしゃるとおり、こういった考えもできるんじゃないかと思っております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○12番（上木 勲君）

12番、上木でございます。それでは、徳之島文化情報発信施設設置条例、それについて質疑をいたします。

先ほど同僚の美島議員から、今徳之島地域文化情報発信という文言について、名称についての質問もありましたんですけども、それは徳之島地域の文化ですから、文化ということ辞典で引いても、文芸、学芸、いわゆる宗教、こういう学問的な大体要素を主にしたのが文芸、学芸、宗教もろもろのことでありまして。

しかし、それをうたいながら、結局は今踊りとかそういうことも発信もあるということですけども、主には、この闘牛がメインになるということで、私はこれに何かちょっと違和感を持つてるわけでございます。それで、昨日も天城町の議員なんかとちょっと話ししましたが、もう徳之島じゃなくて奄美とか上に名前をつけたらどうかとかいうような議員からの話もありました。

そういうことで、この辺の本当に徳之島地域の文化情報を闘牛だけでなしに、そういうあれがなっていくように希望するわけですけども、その辺のことに先ほど企画課長がいろいろ今話されたんで、そういうこともですけども、それにその学芸、文芸ということももちろん文化ですから入ってきますので、そのような何か文化上のそういうこともいろいろ考えておるのか。

あるいはまた島唄、学芸、芸術、踊り、それと闘牛ということに大体限定されてるようなことについて、まず1点目はそういうことで質問をいたします。

次に、このメインの闘牛なんですけども、闘牛のこと、私も嫌いじゃなしに、島の人ですから、

いろいろ情熱もあるし、闘争心もかき起こされるし、いろいろあるんですけども。

ところが、これ今私はもう若いときには闘争心もあって何かいろいろあったけど、年とると闘争心というのもなえてきて、あんまりもう何か平和的なことばかり好むようにちょっとようになってきておるんでございますが。それで、闘争心だけでなしに、そういうことで何か平和な情操豊かな温厚で優しい、いろんな成長を見るのを、何か知らんけど自分の子や孫たちにそういうようなことでもいって言うてるんです。

それで、この間も個人の話になるんですけども、東京から孫が来て、夏にやっとなら、ブンあれが夜ちょっと放置したもんで、あっちこっちぶんぶん飛んで来るものやから見逃しとったんですけども、後からそこに来たもんだからとってつぶしたんですよ。そうしたら孫から、じいちゃん、そげなそういうことするからちゅうて、今2年生の女の子に何やかんやと言われました。

そういうことでやっぱり小学生、中学生と、学校のこの情操教育命、よく町長がこの間の普天間問題もそうですけど、そこでもいいさとかいってというような話もあってあれしとったんでけすけど、それは情操教育が教育の根源はとにかく情操教育だと。それで小さい時分に小学生、中学生、高校生ぐらいのときにあったことがこのトラウマになって、それが一生その人の人生にまで響くといったようなことで、私はそういう面から、実はこの闘牛の今の現在のあり方についてちょっと懸念を持ってるわけでございます。

そこで、よう調べてみました。そしたら何か新潟とかその他の市町村のほうは、あれは何ですか、国指定なんですね。国指定の無形民俗文化財だと。重要がついて重要文化財になってるんです。そこでそういうことを話して調べてますと、それを何か新潟山古志の場合は、牛は温厚でおとなしい性格のいざとなったら力誰よりもある様ですが、温厚な動物なんですけども、そこでこの新潟なんかでは、この闘牛は神様に奉納する。豊作を祈願して奉納する。

とにかく祝い、神事、祭りであると。だからもう傷もつけないと、全然牛には。それが原則だと。

傷つけないというのが原則だということで、他のところは大体皆そういうふうに重要文化財になつとるところはそういうところで。それから宇和島のほうは選択制ということでちょっといろいろ勝負をつけるようなんですけれども、そのようなことでちょっと徳之島や奄美の人々が、僕らもあっちこっち大阪でもいろいろ言われてきてるんですけれども、職場でも。もうそれを何か嗜虐性があると。

もうむごたらしいことを好き好んでするというようなことが、日本全国の人々に何かそういうところをイメージを与えるのも私は問題と思っておるんですが。

そこで、その宇和島のほうとか他のところ調べてみますと、闘牛協会とか文化協会にこの闘牛の主催とかそういうようなこの話し合いなんか進んでおるのかどうかということについて、まず質問いたします。

○企画課長（牧 徳久君）

上木議員の質問でございますが、先ほど美島議員の質問の中にもありましたとおり、有効活用す

るには、これから今徳之島全島で開かれてる徳之島民謡大会と、これは輪番制になっておりますが、こういったのを目手久のこの施設でできれば、伝統文化的にさらに発展するんじゃないかと思ったりしております。

それと、今の委託の問題ですが、徳之島の場合は闘牛協会のほうに3町に闘牛協会の支部がございまして、その上に徳之島闘牛連合会というものがあありますが、こっから支部のほうに委託をするという感じで、支部のほうでもまた興行者側が、例えば伊仙町の場合は東部、中部、西部と分かれてるということで、この支部に委託しております。

○12番（上木 勲君）

そこで、今は委託するような段取りは進んでおると。こういうことですね、将来的には。

それで、今それは闘牛会のこれからの中の問題にもなったり、中の問題だけじゃなしに、この事業そのものがある意味かかってくると思いますんであれですけども、闘牛のいわゆる牛を合わす、それのとにかく話し合い、取り決め、ここまではと、何とかいう、そういうようなこともやっぱり論議はしておるんでございますか。今の状態はどの辺まで話が進んでますか。その辺お尋ね。

○企画課長（牧 徳久君）

闘牛を開催するには闘牛連合会のほうに主催者が申し込みをいただいて、それから警察署に行きまして、警察の許可、興行権がおりますと、連合会のほうで事情を確認した後これを許可するわけですが、今おっしゃるように闘牛については今後も主催者がいらっしゃるわけでございますので、今後もこの徳之島闘牛については伝統文化という形で連合会主体の闘牛会、下部組織の闘牛協会を組織した主導で行われていくものだと思っております。

その中身についても、いろいろ闘牛連合会のほうでは場内には勢子1名ずつとか取り決めをして、新聞等で広告しながら今啓発してる段階であります。

○12番（上木 勲君）

町長は今までこの施設をつくるに当たって、今までの闘牛のいわゆるちょっと行き過ぎたような問題のある問題は何とか解決して、ちゃんと何というんですか、健全な娯楽施設としての施設の性格を持たせてやっていきたいと、こういうようなご意向でありましたので、それで私はそうであれば、まずとにかく闘牛協会の中のいろいろ自主的な話し合いもあれですけども、それから例えば文化財審議会なんかでいろいろ審議をしていただいて、言ったように、これをずっとこれが持続的に将来何する、また施設とします場合には、文化財の中のある一定の、ある一定といたらあれですけど、歯どめといたら語弊があるんですけども、文化財審議会なんかでも論議して、一定の行き過ぎたことは是正するような、そういうようなことがなされてから私はなされたほうがいいということは、この間も主張したわけですけども。そのことについては町長、どういうふうなお考えでおられますか。文化財審議会なんかの答申を受けたり、そして文化財なんかといろんなそういうような環境整備が整って、いわゆる伊仙町へ、とにかく仮にこれから闘牛協会、宇和島のように闘牛協会に委託するとか、文化協会に委託するとかいうことになっても、やっぱり町営の施設ですか

ら、万が一のようなことがあった場合には、これは町にも責任問題ないことはないわけですから、この条例を見てますと、町長は一切、責任責務を負わないということは書いてあるんですけども、あるけれども、そういうことはそれはやっぱり将来生じないとも生じるということもまた考えるわけですから、そのようなことについて、町長の考え方をちょっとお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

上木議員の質問にお答えいたします。

文化をより情操の高い文化に変えていかなければいけないということでございます。

文化財審議会で、いろいろ議論をしながらやっていくことは大事だと思っております。

それから、そういうふうを選択的、無形文化財になった後でいいんじゃないかということに対しては、先般も答弁したとおりこれは同時平行という形でいったほうがいいんじゃないかと思っております。

それから、文化で、悪しき文化はそれは是正していく強い意志で運営をしていかなければいけないと思っております。その件に関しましては、教育上も当然これは問題になったこともありますけれども、今後はいろんな徳之島警察署も全力でこのことの改善のために取り組んでいきます。

また、いろんなマスコミも情報発信施設ですので、どんどん場内で情報発信をしていく中で改善していかなければいけないと思っております。

それから、情操教育という点がございました。この点に関しまして、いろんな4,500名ほどの使用できる音響効果も出させるということで、ああいうような有名な歌手などのコンサートもありますけれども、例えば鹿児島本土あちこちやっている野外コンサート等も誘致なども可能ではないかと思っております。また、いろんな他の娯楽文化に関しましても、やっぱり誘致していることは十分可能ではないかと思っております。

この情報発信施設で、島の民謡大会が今、本当に1,000名を軽く超すように、3町でやれば2,000名近いのが集まるわけですので、そういう大会を頻繁に開催していくことも十分可能だと思っておりますので、今後この情報伝統文化発信施設を拠点に、いろんな方々からも既に闘牛大会の意向は、11月にも依頼がございます。

ただ、つい最近来年のマラソン大会に合わせて、これはまたチャーター便2台ほど要して競技大会を開催しに来たいという特別航空会社からの話もございます。このことは、情報発信施設ですので、南海日日新聞も約10面にあたってこれは特集をいたします。50周年も含めて。

そして、鹿児島県のきのうからありましたが、建設協会新聞が、建設新聞ですか、1面でこのことを載せていきたいということで挨拶文の依頼等ともございますので、私たちが予想した以上に注目を浴びていますので、そういうことも含めて、その注目と期待にたがわぬような施設をつくらせていくということは、上木議員のおっしゃることと同じでありますので、全力で取り組んでいくよう議員の方々のご理解もいただきたいと思っております。

○12番（上木 勲君）

施設もできていよいよあれということで、いろいろ言いたくはないわけですが、教育関係者のほうとか、あるいはいろんな町民の方々からも、議会がみんなでいいと思って、自分ら議会と執行がそうやってつくった施設だから、それをどうのこうのと言って他のところにあれするのは筋違いじゃないかとかいうような意見等もいただいております。

ですから、議会の責任、重大なるわけですが、ぜひこの施設が健全運営で、この機会にその後のいろんな問題は払拭して、本当に昔からの闘争をなくさんように、それを引き継ぐような、民族性豊かなそういうふうなあれが持続できるように、ぜひその関係の方々とも話し合ってもらいたいと。

例えば、これは改めていうまでもないわけですが、今のようにならなくとも、今の町長も文化財認定ということの登録ということをおっしゃっているわけですが、ところが今の現実の内容は、やっぱり現実が角を尖らし、磨いで、鼻綱を切って、そして勢子をして、水面下かではいろんな問題等があると、こういうことではやっぱりなかなか健全経営、健全施設として発展させることもいろいろなかなか大変でありますので、その初めのうちでそのようなことをよくよく関係者と話し合って、こういうふうな問題まで後々出て、悪影響が出たり、問題が出たりならないように、これからの運営維持を期待して、これで私の質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第47号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号、徳之島地域情報発信施設設置条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第2 議案第48号 伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第48号、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議

題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第48号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第3 議案第49号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第49号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

議案第49号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

説明書の128ページ、基金なんですけれども、これ前年の452頭、それから63頭減の389頭となっているんですけども、この内訳を説明お願いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

説明いたします。

昨年度末452頭でございまして、この63頭少なくなっているんですけど、その中身に関しまして報告いたします。

平成23年度で貸し付けた頭数が33頭でございます。ですから、452プラス33頭してください、まず。それから、譲渡頭数、89頭譲渡頭数が出ました。この譲渡頭数の89頭の中身が、これまで基金の中で対象者でなくなっている方だとかということで、予算のほうで一般から繰り入れという形で775万2,000円を繰り入れをしてございます。28頭分プラス、23年度で納入された61頭分、プラス89頭でございます。マイナス廃用が7頭出ましたので、これをマイナスしますと389頭、昨年からすると63

頭の減ということになります。

○13番（美島盛秀君）

基金運用上の増減であって、その基金がなかったとかあるいは牛を、その基金を利用して牛を飼う人が少なかったとかいうわけじゃない。わかりました。終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 認定第1号 平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第5 認定第2号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第6 認定第3号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第7 認定第4号 平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第8 認定第5号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第9 認定第6号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第10 認定第7号 平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（常 隆之君）

認定第1号、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、認定第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件を一括して議題とします。

本案は7件について、平成23年度決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（琉 理人君）

平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算について、委員長報告を行い

ます。

当決算審査特別委員会に付託されました、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算について、去る9月19日に決算審査特別委員会を開き、審査した結果についてご報告申し上げます。

各委員よりあらゆる方向から質疑があり、財政難にあつて予算が有効かつ適正に運用されているのか審議をいたしました。

まず、一般会計において、①徳之島食肉センターが現在稼働していないなどについて質疑があり、3町長、事務局、受注メーカーで協議をした後に、広域連合委員会を開催し、その中で大きな前進が得られると考えていますとの答弁がありました。

②交付税が減額されることが予想される中で、今後財政見通しはどうかという質疑に対して、議会からの財政に関する提言等を遵守して自主財源の確保に努めて健全財政を目指していきますとの答弁でありました。

③財政健全化計画書を作成するよう要望があり、今後作成しますとの答弁がありました。

④前回要望してありました成果説明書に関しては努力の結果が見られていました。

続いて、徳之島交流ひろば「ほーらい館」について、①水質検査についての質疑に対して、毎月実施していますとの答弁がありました。

②指定管理制度移行に関する質疑に対しては、指定管理制度に移行する考えに変わりはないとの答弁がありました。

採決の結果、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、全会一致で承認することと決定をいたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（常 隆之君）

これから、認定第1号、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号についてを採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第2号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第3号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第4号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第5号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第6号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第7号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

△ 日程第11 陳情第6号 水道支線及び道路舗装についての陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第11 陳情第6号、水道支線及び道路舗装についての陳情書について、付託してありました経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

経済建設委員長報告をいたします。

経済建設常任委員会に付託されました陳情第6号、水道支線及び道路舗装についての陳情書は、9月11日、議会委員会室において経済建設常任委員7名の出席のもと、水道課長、建設課長、陳情者から詳細な説明を受け、調査した結果、この地区はもともと水道管の口径が小さく、新たに賃貸住宅の建設もあり、さらに水道水量が減って普段の生活も支障を来している状態である。

また、道路の老朽化が進み、身障者の方々が利用されている電気車で通行が困難であり、非常に危険である。

よって、当委員会に付託された陳情第6号、水道支線及び道路舗装についての陳情書については、採択すべきものと決定しました。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第6号について、採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号、水道支線及び道路舗装についての陳情書については、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

△ 日程第12 陳情第7号 東伊仙地区廃水処理についての陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第12 陳情第7号、東伊仙地区廃水処理についての陳情書について、付託してありました経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

委員長報告いたします。

陳情第7号、東伊仙地区廃水処理についての陳情書、経済建設常任委員会に付託されました陳情第7号、東伊仙地区廃水処理についての陳情書は、9月11日、議会委員会室において経済建設常任委員7名の出席のもと、耕地課長、建設課長、関係職員、陳情者から詳細な説明を受け、慎重に調査した結果、この件に関しては地権者と地元の集落人との話し合いによる解決が最善であり、さらなる調査が必要との意見で一致しました。

よって、陳情第7号、東伊仙地区廃水処理についての陳情書は、継続審査することに決定いたしました。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第7号について、採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号、東伊仙地区廃水処理についての陳情書については、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

△ 日程第13 陳情第8号 農道及びサトウキビ搬出道路の道路整備についての陳情

○議長（常 隆之君）

日程第13 陳情第8号、農道及びサトウキビ搬出道路の道路整備についての陳情について、付託してありました経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

陳情第8号、農道及びサトウキビ搬出道路の道路整備についての陳情の委員長報告をいたします。

経済建設常任委員会に付託されました陳情第8号、農道及びサトウキビ搬出道路整備についての陳情については、9月11日、議会委員会室において経済建設常任委員7名の出席のもと、耕地課長、建設課長、陳情者から詳細な説明を受けました。台風による被害も甚大であり、それ以前からのサトウキビ搬出道路の老朽化、サトウキビ搬出専用道路の老朽化等、農業所得向上に向けて道路整備は必要不可欠であるとの意見で一致しました。

よって、陳情第8号、農道及びサトウキビ搬出道路についての陳情は、採択すべきものと決定しました。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情8号について、採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号、農道及びサトウキビ搬出道路の道路整備についての陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第14 議会運営委員会からの閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

△ 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第15 総務文教厚生常任委員会及び経済建設常任委員会の閉会中の特定事務の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成24年第3回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 永 田 誠